

平成 31 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 1 日

平成 31 年 3 月 4 日

平成 3 1 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
平成 3 1 年 3 月 4 日（月曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
(議 長)
- 日程第 4 行政報告
(町 長・教育長)
- 日程第 5 平成 3 1 年度施政方針表明
(町 長)
- 日程第 6 一般質問
 - ①今井 吉男君
 - ②西 文男君
 - ③中野 賢一君
 - ④外山 利章君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	名 間 武 忠 君	1 3 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	税 務 課 長	甲 斐 敬 造 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	元 栄 吉 治 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣一郎 君
総務課長補佐	成 美 保 昭 君	老人ホーム園長	新 納 哲 仁 君
企画振興課長	高 風 勝一郎 君	水 道 課 長	山 田 悟 君
農 林 課 長	上 村 隆一郎 君	子育て支援課長	安 田 末 広 君
農業委員会事務局長	元 榮 恵美子 君	教育委員会事務局 兼 学校教育課長 兼 学校給食 センター所長	迫 田 昭 三 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生涯学習課長	榮 照 和 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	中央公民館長 兼 図 書 館 長	前 利 潔 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 山 幹 雄 君		

△開 会 午前１０時００分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

傍聴席の皆さん、本当に多数の傍聴ありがとうございます。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（平 秀徳君）

ただいまから平成３１年第１回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって新山直樹君及び外山利章君を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○議長（平 秀徳君）

日程第２、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１１日までの８日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１１日までの８日間と決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（平 秀徳君）

日程第３、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してありますが、若干申し上げます。

１２月２２日、旧知名幼稚園跡地に知名放課後児童クラブ、名称、放課後児童クラブしらゆり事業所の完成見学会・落成記念式典が開催されました。事業所は、利

用定員４０名で、知名町内の小学校在学中で、保護者が労働、疾患、家族の介護等により、昼間家庭での養育や放課後の時間帯において子供に適切な遊びや生活の場を提供し、支援することによって、子供の健全育成を目的とした施設であります。

平成３１年１月２９日、知名町農業農村整備事業環境情報協議会が開催されました。本協議会は、農業農村整備事業の実施に当たり、環境との調和について調査、検討を行い、事業の円滑な推進と地域の合意形成によって、客観的な立場で指導、助言を行うことを目的とする。山田地区においては、農道整備、客土、暗渠排水の整備が平成３２年から３５年に計画、知名西部地区田皆については、農道整備、客土、平成３０年、３６年に計画、農業集落排水事業、田皆地区においては、平成１３年に供用を開始し、１９年が経過し、老朽化が著しく、機械設備や電気設備の更新、分解整備を平成３１年から３４年度に計画されています。

１月３０日、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会交流会が沖縄市にて、沖縄奄美連合会、奄美１２市町村長・議長、沖縄県関係者参加のもと開催されました。奄美連合会は、昭和２８年に結成され、設立６６年目を迎え、語る夕べは平成１４年から今回で８回目の開催となります。先人の奄美は一つという思いと同胞愛の心を継承しながら、交流のかけ橋として活動を続けていきたいと話されていました。

１月３１日、宜野座村観光施設を視察。沖縄振興特別交付金事業で整備され、環境情報センターや１日最大４００名が利用できる水遊び場、大型遊具施設、イベント広場が整備され、隣接して村特産品や加工品直売センター、未来ぎのぞ、道の駅として村民の活性化が図られ、さらに阪神タイガースのキャンプ地として、当日、来村するとのことでした。

午後からは、名護市のなごアグリパークを視察し、６次産業化を目指す農家などが加工品を開発できる加工研究室、また取り組んでいる業者が入居できるインキュベーター室や地元野菜を使ったレストラン、見て、買って、体験できる施設であります。

午後４時からは、名護市の名桜大学で、第２０回奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会、会長、渡具知名護市長、奄美１２市町村、沖縄北部１２市町村が出席のもと開催され、平成３０年度の事業報告、予算の承認がなされ、主な活動として、協議会総会の開催地、各種イベントの開催、産業まつり、特産品販売及びＰＲ事業等、各地区持ち回りで開催とのことでした。

２月１８日、鹿児島事務所閉所式が、県関係、沖洲会関係者が出席のもと、鹿児島市のジェイドガーデンパレスで行われました。同事業所は、平成１１年開所以来２０年間、国・県とのパイプ、情報収集と発信、鹿児島沖洲会との交流、観光物産

のPRのアンテナショップ機能の役割を果たし、本町振興発展に多大なご尽力をなされた8名の出向員の感謝とご労苦をねぎらい、20年の歴史の幕を閉じることとなりました。

2月21日、奄美市のホテルにおいて、第70回鹿児島県町村議会議長会定期総会が開催されました。会長が鎌田中種子町議会議長、県内24町村議長、局長、関係者が参加し、奄美市での定期総会は8年ぶりに開催されました。自治功労者表彰に続き、平成31年度の事業計画、予算の決定、決議では、奄美群島振興開発事業の拡充強化、離島及び半島振興対策の拡充強化、地方創生のさらなる推進など10項目を決議し、関係機関へ強く要望するといたしました。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（平 秀徳君）

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

○町長（今井力夫君）

改めまして、議場内の皆様、そしてネット中継をごらんの皆様、おはようございます。

まず、行政報告をいたします前に、平素から町行政に対しまして深いご理解、ご協力を賜いますことに対しましてお礼を申し上げます。

それでは、閉会中におけます私の行政報告をいたします。

先ほど、議長のほうからも報告がありましたけれども、幾つか重複する点もございますが、町長としての報告を申し上げたいところもございますので、報告させていただきます。

なお、行政報告の詳細につきましては、お手元の資料をごらんになっていただければと思います。かいつまんで、主なものを申し上げます。

まず、12月19日、奄美地域離島航空路線協議会が県庁特別会議室にて行われました。出席者は、群島の市町村長、それからJAL国内線事業部長イトウユウスケ氏、JAC取締役、大佐古将彦氏、県企画部長古藺宏明、その他関係者が集まりまして、離島の航空路線についての協議を行いました。

内容は、まず1番目に、離島航空路運賃補助制度の概要の説明がございました。

2 番目に、離島航空路確保維持計画のこれまでの 1 次評価が報告されました。3 番目に、平成 31 年度離島航空路運賃補助対象路線を決定しました。4 番目に、離島航空路確保保持計画についてと、5 番目が航空会社に対する各市町村からの要望ということでございます。

この要望につきまして、私のほうが要望したことについて幾つか申し上げます。

現在、奄美着が午後 3 時ごろになっておりますことにつきまして、奄美着を午前中にするためには、ホッピングルートで沖縄始発にすることができないだろうかということについて要望を出しました。関係機関のほうからは、観光者の利便性や夜間駐機を沖縄にしなければいけないと、そのために整備士を沖縄に配置しなきゃいけないということから、経費がかなりかさむので難しいのではないかという回答でございました。

このことにつきましては、沖永良部発、奄美大島着をもう少し早くするための要望を、別の角度から本年度中にまた行うつもりでおります。

それから、鹿児島始発が 7 時 25 分になっておりまして、このことにつきましては、もう少し時間を遅くすることはできないだろうかという要望をしましたが、機材調整等により、今年度はこのまま実施させていただきたいと、検討はこの後していきたいということでした。

それから、普通運賃の軽減として、特割の期日変更について要望いたしました。中身は、特割 A というのが 28 日までに申し込むと、かなり格安になるんですが、これをせめて 3 日前まで引き寄せることはできませんでしょうかということに要望を出しましたが、これについても、この 1 年間はこの流れでさせて、今後、検討させていただきたいという答弁でした。

それから、空港におけます保安検査時間の短縮について要望しましたが、保安検査機を 2 台に、鹿児島空港で今ふやしていると。それから、各空港における手続で新システムを利用しておりますが、これに時間がかかっております。この件については、改善できませんかということに對しましては、スタッフの研修を充実することによって、時間を早める努力をしてまいりますという回答でございました。

12 月 20 日、知事との面談を行ってまいりました。これは、離島における自動車の運転免許の出張試験について、月に 1 回しかございませんので、これを月に 2 回実施してほしいと。不合格者は翌月まで試験を待たなければいけない、離島の不利益が非常に高いものがあるということで月 2 回を申し出ておりまして、県警のほうで、再度、これについては検討させていただきますということでございました。

その後、城山観光ホテルにおきまして内外情勢調査会 12 月例会がありまして、

今回の講師は三反園訓知事でした。

演題は「鹿児島の未来展望」ということでございましたけれども、知事は、鹿児島の農産物を積極的に国内外に販路拡大を図っていききたい。そのためには鹿児島ブランドを確立する必要がある、鹿児島は他県にない食料基地であると。県総合体育館の設置場所につきまして、周辺の交通渋滞は、どこに体育館をつくったとしても発生するものであると。公共機関を利用することにより、経済効果も上がる、また鹿児島本港区のウォーターフロントを内外の観光客が周遊できる場所として再開発していきたいという旨のお話を聞きました。

12月21日、第3回沖永良部バス企業団議会がございまして、平成30年度の沖永良部バス企業団自動車運送事業会計補正予算（第2号）を可決しました。

12月21日、第2回沖永良部与論地区広域事務組合議会、これは給与に関する条例の一部を改正する条例を可決いたしました。

2つ目は、平成30年度の一般会計補正予算（第2号）は274万8,000円を減額し、予算総額を3億6,942万6,000円とすることを可決いたしました。

12月22日、放課後児童クラブの落成記念式典がございました。

本町初の公設の放課後児童クラブ、木造平屋建ての155.15平方メートル、総事業費が4,839万3,000円です。定員は40名で設定しております。

落成記念式典には、関係者多数参加していただき、盛大に開催することができました。運営は、社会福祉法人幸福福祉会が運営することになっております。

12月27日、第1回まちづくり町民会議を開催いたしました。町民のまちづくりへの主体的な参画と協働のまちづくりを推進するためのものとして、また新庁舎建設における具体的な事項を審議し、町長に答申するための会議として開催しております。まちづくり町民会議の構成員は、一般委員といたしまして32名、公募による委員が3名、アドバイザー2名、計37名で構成されております。

1月2日、町の合同成人式があしびの郷・ちなで開催され、式典には新成人70名が出席しております。新成人を代表いたしまして奥間さん、女性を代表いたしまして藤崎さんが、知名町で育ったことを誇りに持ち、夢や目標に向かって精いっぱい頑張っていきたいという強い決意を述べておりました。

1月6日、知名町消防団出初式が下平川小学校グラウンドで開催されております。式典に先立って、知名小学校金管バンドを先頭に、消防団員、女子消防団員によるパレードもあり、式典では消防団活動に功績のあった皆さんや団体の表彰があり、最後はきびきびとした操法訓練が披露されておりました。

1月7日、たばこ播種式が関係者多数参加のもと行われ、昨年同様の収穫を誓っております。

1月8日、ことし初の子牛競りが開催され、赤地副町長が競りに参加し、子牛を引っ張って競り市に入りました。かなり高額の競り値をこのとき獲得しております。

1月10日、地方創生に関する増田寛也顧問と市町村長との意見交換会が奄美市でございました。これは、第1期の地方創生総合戦略の総仕上げと、次のステージに向けての話し合いです。

意見交換の中で、各市町村の取り組みを報告するところがありまして、それに対しまして、増田顧問のほうからアドバイスをいただくということになっておりました。

私といたしましては、本町において、沖永良部島産業クラスター創出拠点整備事業として、旧下平川保育園跡を改修しまして、ICTを活用した島内外を結びつける集いの場としての活用、2つ目に地域産業を担う高度な人材育成としての学び場としての活用、3番目に文化的な価値の継承の場としての活用、そういうものに本町で取り組んできているということを報告し、所期の目的としてはほぼ達成できているのではないかなと思います。

なお、エラブココの入館者売り上げは、前年度に比べまして2倍以上の伸びにとなっております。

また、星槎大学のサテライト会場としての活用も進んでおりまして、これまで教職員の免許更新は島外で行われておりましたけれども、島内の教職員が島外に出ることなしに、この施設の中で星槎大学の免許更新講座を受講することができ、島内外から、私が参加したときに、28名、免許更新に参加することができている状況です。

次期地方創生に向けて、知名町といたしましては、自給自足の島おこしとして、エネルギーや食料、教育、お金を島内でうまく回していくような方策を推進していきたい。そのためには、地域住民が住みたいまちづくりが必要である。それから、地域資源を活用した6次産業を進める、3番目に教育による島おこしを積極的に今後進めていきたいということを発表させていただきました。

増田寛也氏という人物は、2040年には894の市町村が消滅の危機にあると、今から少子高齢化の時代に向けて取り組む必要があるということを説いた人物でございます。今回も、これからの日本社会が真剣に考えなければならない重要課題であると力説しておりましたが、本町の20年後の人口をしっかりと分析し、5,000人規模の町として維持していくための方策を、本町としてもこの二、三

年の間にしっかりした方策を打ち立てていく必要があります。

続きまして、1月21日から23日にかけて、先進地研修視察といたしまして、埼玉県ときがわ町と川越市を研修視察してまいりました。

ときがわ町というのは、旧玉川村と旧都幾川村が合併して、ときがわ町に改称して、まちおこしとして町内の木材を学校などの公共施設に積極的に利用し、内装木質化の先進地と今なっております。この内装木質化を進めることにより、子供たちの情操教育に生かされていると。木材といたしましては、西川材、秩父材とともに埼玉県材として知られるときがわ材を活用したまちおこしを推進している町でございます。

ときがわ町自体は、まちの約7割が森林で覆われて、植樹された杉やヒノキの人工林をまちおこしに積極的に活用していこうという取り組みをされております。

非常におもしろい、興味ある取り組みといたしましては、子育て支援策といたしまして、町内の空き家につきましては、若者定住促進のために、まず若い人が優先的に入居できるような施策をとっているということ、それから時間単位でございますけれども、保育所に入れなくて自宅で子供を育てている保護者が、一時的に病院に行ったり、また休養をとったりするために、ヘルパーが子供の面倒を見てくれるような仕組みとして、子供預かり券という券を発行しておりまして、この券が12枚つづりになっておりまして、1時間につき1枚使用することができる、そのような取り組みが非常に興味深い取り組みだと思われました。

川越市は、東京の北西部に位置しておりまして、江戸時代の城下町として栄え、土蔵づくりと呼ばれる建築様式の古い土蔵や商家が建つ町並みで知られております。

この土蔵を積極的に保存し、昔ながらの駄菓子屋が軒を連ねた横丁に整備することで、観光客が、今、倍増しております。私どもが研修視察に行ったときにも、かなりの観光客がこの土蔵づくりの町並みを楽しんでおりました。

夜に、県出身の自民党国会議員との懇談会がございましたけれども、森山議員の挨拶で始まりましたが、森山議員、金子議員、尾辻議員ともにその日の日程がかなり詰まっております、早々に退席しましたので、本町からの要望をお話する時間が、なかなか機会が持てませんでした。

1月28日、知名町と大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所との連携協力に関する協定調印式を町長室で行いました。これは、沖永良部知名方言に関する学術交流、諸活動の発展に向けた連携協力を推進し、地域文化保全と振興に資することを協力していくことを約束いたしました。

なお、国立国語研究所からは、副所長であります木部暢子氏が本町に来町してお

ります。

1月28日には、第6次知名町総合振興計画策定委員会を開催しております。第6次の総合振興策定計画に向けては、第1回目の委員会を開催しました。委員長は副町長、副委員長には教育長と総務課長が、委員といたしましては役場内の管理職の皆さんで構成されております。

1月30日に那覇市長、城間幹子氏を表敬訪問いたしました。その後、沖縄奄美連合会との交流会に参加させていただきました。

那覇市長の表敬訪問におきましては、今後、知名町と那覇市の間においても、経済や文化的な交流を積極的に推進していくような取り組みを模索していきましようという有意義な話をすることができました。

また、本町の男性と沖縄市長の姪っ子さんが、ことしの4月28日に婚姻の儀が行われるということで、市長みずから28日には沖永良部を訪問したいという申し出もございました。

夜は、沖縄奄美連合会の皆さんと交流を行い、今後の交流促進に向けて有益な時間持つことができました。

1月31日には、宜野座村の視察、道の駅ぎのぞ、それから名護市のアグリパークを視察、名桜大学にて奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会、そして交流会、その後、和泊町長とともに今帰仁村の村長に招待を受けましたので、今帰仁村まで足を延ばしてまいりました。

奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会におきまして、奄美群島の12市町村長・議長と、やんばる地域の12市町村長・議長との総会、交流会が行われ、行政的な交流は約20年続いておりますが、一般の町民の交流を推進してこそ真の交流になるのではないかとのご提案がございました。このことを積極的に進めることを双方で確認してまいりました。

また、大宜味村と知名町の間に高速船を運行させるという計画も持ち上がっております。行政側としても、積極的に推進していくことを確認しました。

また、伊江村の議長が以前に知名町の老人会と交流をしたことがあるということで、近いうちにまた知名町のほうに、老人会の皆さんを伴って知名町を訪問したいという申し出を受けました。また、知名町のほうからもメンバーを募りまして、積極的に伊江村と交流を進めていまいしょうという約束をしたところでございます。

道の駅ぎのぞにつきましては、先ほど議長のほうからかなり詳しくご説明がございましたので省きます。

2月1日、奄美群島・南三島フェアと、それから物産展におきますトップセール

スを行ってまいりました。

奄美群島・南三島フェアは、本年度から徳之島、沖永良部、与論の南三島の観光協会が観光PRを兼ねて特産品の販売を行い、行政に頼らない取り組みとしてスタートしております。琉球新報さんの協力をいただき、盛大に開催することができ、毎年開催できるようにしてほしいというような申し出も沖縄県の皆さんからもいただきました。

2月7日には、第2回自殺対策行動計画策定委員会を開催しました。小学生、中学生、高校生、一般から抽出された町民アンケートの結果分析と、自殺対策行動計画の策定に向けて、国の指針を参考に、本町の重点施策を検討し、次回には最終計画を策定するように会議を進めました。

2月11日、JAあまみの知名ばれいしょ「春のささやき」出発式がございました。県経済連や関係機関多数集まりまして、本年度目標5,006トン为目标に、ジャガイモの出荷をしていこうということを皆さんで確認いたしました。

2月12日、沖永良部地域公共交通活性化協議会、和泊町役場にてございました。知名町役場、屋子母集落住民から要望のあった集落内にバスを通すための路線変更につきまして、それから4月から沖永良部高等学校の生徒が通学にバスが利用できる時間帯を、バス実証運行を始めてみようということを決定しております。

なお、屋子母集落内のバス運行につきましては、この後、九州運輸局の承認を得る必要がございますので、今後、承認に向けて積極的に活動してまいりたいと考えております。

2月16日、平成30年度島嶼・地域ナース育成プログラム第6回シンポジウム、これは鹿児島大学医学部が主催しております。それと、保岡興治氏の旭日大綬章受章祝賀会に参加してまいりました。

2月16と17日、30年度の島嶼・地域ナース育成プログラム第6回シンポジウムにおきましては、本町ファンクル塾の塾長であります朝戸武勝氏が瀬利覚字におけるファンクル塾を通した自助・互助を高める地域づくりについて発表し、沖永良部における結い「いーたば」という言い方に変えてありましたけれども、いーたばによる地域での子供からお年寄りまで巻き込んだ取り組みは、日本各地から参加した皆様が非常に驚きの感で聞き入っておりました。これからの高齢化社会における地域包括システムに大変参考になったと好評でございました。

2日目に、日本訪問看護認定看護師協議会の前代表でありました野崎加世子氏の岐阜県飛騨高山市における取り組みとして、「生活を守る退院支援・調整の在り方」と題した講演は、多職種が連携し、対象者の皆さんが安心して生活できる社会

をどのように構築していけばよいか、これまでの実践を通して得られたこと、留意点について事細かく報告され、このことは各地でこれからさらに進めていかなければならない地域包括システムづくりに大いに参考になったと思います。

国は、今後ますます高齢化社会が進行していく日本において、住みなれた家や地域で最期を迎えていきたいと考えている高齢者を支援していくためのシステムづくりをさらに進めていく必要があると思われます。そのために、本町においても、それに向けた取り組みを、今後、施策の中に取り入れていこうと考えております。

2月18日、先ほどありました鹿児島事務所閉所式がございました。約20年間、知名町の発展に寄与してまいりました鹿児島事務所、72名の参加のもと、盛大に開催することができました。これまで知名町を応援していただきました方々に心から感謝を申し上げたいと思います。

2月19日、市町村長研修会及び県町村会定期総会、奄美群島農業農村整備事業推進協議会意見交換会がございました。この中で、特に奄美群島農業農村整備事業推進協議会の中で、本町から提案したことを皆さんにお知らせします。

本町におきましては、まず多面的機能支払交付金のこれまでの国の予算が要望どおりの100%になっておりませんので、これにつきまして100%支給してほしいということと、それから交付期日が夏以降になっておりますので、もう少し時期を早めることはできないかという申し出をいたしましたけれども、国自体がなかなか大きな予算を組んでおりません。どんどん削減方向に行っているので非常に難しいと。それから、国の発表が夏ごろにしかならないので、県のほうも、この交付金の額の交付につきましては、やはり従来どおり8月以降になりそうな状況であるという報告を受けております。

なお、このとき開催されました研修会の中で、鹿児島大学が地方市町村とどのような提携をしているかという報告もございましたので、少しお知らせします。

鹿児島大学の前田芳實学長が現在取り組んでいる連携事業の中で、南九州・南西諸島域共創機構の事例報告がありまして、現在、鹿児島大学と協定を結んでいる地域が大体本県におきまして十数カ所を結んでおりますと。教育、文化、産業、そして環境、医療、福祉、まちづくりなどで共同研究を進めております。知名町も、6次産業化やスマート農業などの分野において大学との連携を模索して、農業の省力化や新製品の開発に活用してまいりたいと思います。

また、環境省の地球環境局総務課室長、古来隆雄氏が環境をてこに地域を豊かに、地球環境共生圏の構築と題して講演がございました。今後、世界的に環境、経済、社会の総合的向上が求められる時代になりますと、環境基本計画は6年ごとに見直

され、本年４月から第５次の環境基本計画が閣議決定されていくと。

その内容は、たくさんありますので、地域循環共生圏の創造ということにつきまして、一つご説明申し上げます。

これは、幅広い関係者とのパートナーシップを充実強化し、これらを通じて持続可能な循環共生型の社会、環境と、それから文明社会を構築していく必要があるというようなことで、これから本町が新しい庁舎に取り組もうとしております地中熱利用によります熱交換システムの件をお話ししましたら、ぜひ地方の公共施設の中で、このような地中熱の利用促進というのは珍しいので、積極的に進めていってほしいというようなお話もいただきました。

それから、２月２０日の知名町の特産品フェアにつきまして少しお話しします。

知名町が、毎年、自治会館において実施しております特産品フェアにつきましては、午前中に三反園知事と柴立県議会議長に開催のご報告を申し上げ、南日本新聞社に出向き、特産品フェアの紹介を行い、翌日の朝刊に新聞掲載を依頼し、午後からはＭＢＣの鹿児島県のほうに、観光大使の平山さん、ちなボー３名で生出演し、特産品フェアの宣伝をしてきたところでございました。

２月２２日には、殉職慰霊碑の整備改修委員会が本町で行われ、明治４１年１１月９日に酒密輪船の臨検中に襲われ、殉職された万膳氏、それから佐多巡査のみたまをおさめ、両氏の遺徳を長くたたえるための慰霊碑が白浜港近くに昭和５４年に建立されておりますが、経年劣化により大分傷んでおりますので、これにつきましては修復作業が必要じゃないかということで本委員会が開催されました。

２月２５日に、東京沖洲会の役員と交流会を行ってまいりました。２５日の夕方、東京に入りまして、夜に沖洲会の役員、その他関係者の皆さん１５名が集まり、私のほうから知名町の近況報告をいたしまして、それから東京沖洲会の皆様が、今後島発展に向けて積極的に応援してまいりますという言葉をいただいております。

２月２６日、天皇ご即位３０年の記念宮中茶会がございまして、招待を受けておりましたので、これに参加させていただきました。

この在位３０年を祝う式典のお礼として、２５、２６日の３回、豊明殿におきまして宮中茶会が催され、２６日の茶会に私は参加させていただきました。幸運にも、このとき、天皇・皇后陛下から直接お言葉をいただくことができました。皇后陛下からは、島民の皆様はお元気ですかと、ユリの花は沖永良部の島の宝物ですので大切にしてくださいというお言葉をいただいて胸が熱くなりました。

２７日には、群島の各種会議がございました。先ほど、議長のほうからも詳しくご説明がありましたので省きます。

3月1日、「みどり香るまちづくり」企画コンテスト、お手元の資料にこれは載っておりませんが、つけ加えさせてください。これは、環境省が募集したまちづくりの一環です。企画コンテストに本町も参加しまして、見事、環境大臣賞を頂戴することになりまして、3月1日に環境大臣から目録をいただくことになりまして、知名区長、吉田末次氏と地域おこし隊の勘里絵利奈さんに出席していただいております。

なお、本日3月4日、オリンピック・パラリンピックを祈念いたしまして、外国と本町の交流を促進していくということで、グレナダ国と調印式がこの午前中に内閣府の中で行われますということでしたので、副町長に本日、調印式のほうに出席していただいております。

以上が閉会中の行政報告でございます。終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、町長の行政報告は終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（林 富義志君）

おはようございます。

それでは、私のほうから閉会中の教育行政についてご報告いたします。お手元の資料をごらんになってください。主なものについて説明したいと思います。

12月16日、第35回沖永良部音楽コンクールが、ことしは知名町の担当でしたので、あしびの郷で開催されました。時代の流れとはいえ、平成13年度には123名の出場者がいたこのコンクールも、ことしはピアノ部門20名のエントリーでした。大変寂しい音楽コンクールになりましたけれども、今後の開催方法については、審査員3名を鹿児島から招聘しているということもありまして、両町文化協会、教育委員会等で検討して進めていきたいと思っております。

12月18日、下平川小学校でことし初めて全児童による校内の島ムニ大会が計画され、本番の19日の発表に向けてリハーサルがありましたので、私のほうで少し指導に行きました。学年を超えて、12グループに全校生徒を分けて、それぞれのグループで話し合って台本をつくって、地域の方々から方言の指導を受けて島ムニの寸劇を発表ということでしたけれども、大変よくできていたなと思いました。

12月19日、徳之島保健所主催の平成30年度沖永良部地区子ども・若者支援研修会が和泊町のやすらぎ館でありましたので、本町の養護教諭の皆さんと一緒に参加いたしました。臨床心理士の児玉さら先生の「こどもの心理と自己肯定感を高める関わり方」と題した講演でしたが、今、学校で起きているいじめの問題や自殺

する子供の特徴、それから自殺に迫いやられる今どきの子供の心理、学校カウンセリング等について話がありましたので、大変参考になりました。

1月13日、町民体育館で商工会主催のミニバレーボール大会が開催されていたので、観戦に行きました。このミニバレーボール大会は、2020年、来年、鹿児島国体での本町での公開競技になっておりますので、現状を協会役員に聞いたりいたしました。年々、会員が増加中で、本日も小学生3チーム、一般のチームが23チームの大会で、大変盛り上がっていました。

午後からは、あしびの郷で開かれた、110番巡査どんふれあいフェアに参加し、「いかのおすし」の寸劇や、子供を対象とした内容のイベントだったので、大勢の家族連れでにぎわっていました。

1月24日、知名中学校で第2回の特別支援教育交流学习が行われ、町内全校の特別支援学級の児童・生徒24名が参加しました。体育館でのレクリエーション、それから音楽室での音楽の勉強と二通りあったんですが、子供たちが実に明るく学んでいましたので、この交流会は和泊町との合同で年1回ありますが、できれば本町でもっと回数をふやして実施したいなと思いました。

1月27日、知名町民体育館でNPO法人沖永良部スポーツクラブ・E LOVE主催のおきのえらぶスポーツフェスティバルが開催されましたので、どのぐらいの児童・生徒、町民が参加してくれるのかなと大変興味がありましたので、行ってみました。そしたら、女子ボクシングのチャンピオンの吉田実代さんのスパーリングとか、大変な盛りだくさんのメニューだったので、子供たちを含む大勢の家族連れで終日スポーツを楽しんでいました。

1月28日、先ほど町長のほうから説明がありましたけれども、国立国語研究所との調印式が町長室でありました。今後、この国立研究所と永良部の島ムニの交流促進を積極的にやっていきたいということの調印式です。

2月4日、沖永良部ライオンズクラブから、各小中学校へ図書購入費の寄贈の申し入れがありましたので、教育長室で各学校長への贈呈式を行いました。

2月7日、教育特区にかかわる鹿屋市の英語大好き事業の研修視察のため、鹿屋市に行きました。7日の午後3時から、大隅半島で一番児童の多い寿北小学校を訪問して、校長と教頭、英語講師の先生と面談して、寿北小学校、930名ですけれども、この学校における英語教育の実情を伺いました。

翌8日は、鹿屋教育委員会で、鹿屋市が進めている教育特区の英語大好き事業の内容の説明を受けました。それから、午後からは、鹿屋小学校に直接行って、小学3年生、5年生、それから6年生の英語の授業を見させていただきました。それぞ

れ現場の授業を見て、やはり鹿屋市は非常に積極的な英語指導をしているなというのが実感です。

翌日の9日は、リナシティかのやを視察して、10日には鹿屋市文化会館で行われた高校生ミュージカル「ヒメとヒコ」を鑑賞いたしました。講演後、本町のミュージカル、えらぶ百物語の演出でお世話になっている松永太郎さんを囲んで、本町からもこのミュージカルに自費で4家族9名が来ていましたので、この皆さんと一緒に交流をいたしました。

2月24日、あしびの郷・ちなにおいて、平成30年度の第7回知名の子表彰が行われ、ことしは、個人で小学生16名、中学生8名、高校生6名、団体で7団体が表彰を受けました。

その後、文化協会主催の島唄・島ムニ大会があったわけですが、今年度、島ムニの、先ほど1月28日に提携しました国立国語研究所の山田准教授による島ムニによる講演、それから全小中学校から総勢177名の島ムニによる寸劇の発表があって、それから3老人クラブからの出演があって、大変盛り上がった島ムニ大会でなかったかなと思います。

以上で終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、教育長の行政報告は終わりました。

以上で、行政報告を終わります。

△日程第5 平成31年度施政方針表明

○議長（平 秀徳君）

日程第5、平成31年度施政方針表明について、町長の平成31年度施政方針表明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、平成31年度の施政方針を述べさせていただきます。

まず初めに、平成最後の知名町議会定例会開会に当たり、行政運営に臨む私の施政方針を述べさせていただき、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年4月30日、天皇陛下がご退位され、皇太子様が5月1日には即位されます。皆さん、こぞってことほぐことができるように願っております。

平成30年は、NHK大河ドラマ「西郷どん」、「鍾乳洞サミット」、「奄美群

島アイランドホッピングルート開設」などで、知名町においても交流人口が拡大し、経済への波及効果が見られました。反面、台風２４号、２５号による農作物への大きな被害もあり、各方面に大きな負の影響をもたらしました。これらの正負の効果、影響をしっかりと見定め、町活性化に向けた施策を立てていかなければなりません。

今年度は、第５次総合振興計画最終年度になります。これまでの取り組みの成果と課題を十分検証いたしまして、これからの中長期に計画を策定し、知名町の進むべき方向性を策定してまいります。

国においては、人口減少問題の克服と成長力確保の展望に立った総合戦略が進められている中、本町においても「まち・ひと・しごと創生」を初め、子育てしやすい環境の構築など、これまでの事業成果等の評価検証を踏まえながら、より効果的な事業を展開していかなければなりません。昨年末より開設いたしました「まちづくり町民会議」の意見等を踏まえながら、次期総合振興計画の立案に取り組んでまいります。

３１年度当初予算編成につきまして、基本的な考えを申し上げます。

国及び本町の予算編成の基本方針といたしまして、国においては、平成３１年度予算編成に向けて、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意し、財政健全化への確実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化を初めとする「人づくり革命」の推進や第４次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備、人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションなどの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、めり張りのある予算編成を目指しております。

２０１９年１０月１日に予定されている消費税の引き上げに伴う対応については、引き上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう取り組むことにしております。

このような方針に基づきまして編成された平成３１年度一般会計歳入歳出概算の規模は１０１兆４，５７１億円、前年度比で３．８％増、基礎的財政収支対象経費といたしまして７５兆９，２０９億円、前年度比で２％増となっております。

本町は、「第５次総合振興計画」最終年度となりますので、目標値の達成を見据える大変重要な年となります。そのため、平成３１年度の予算編成に当たっては、これまでの取り組みの評価、検証をした上で、より一層創意工夫を凝らし、効率的で実効性のある施策、事務事業へ高めることにより、「みんなで創り みんなで育む みんなのまち」知名町の実現につながる取り組みを確実に進める予算編成を行い、厳しい財政状況下において、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な行

財政構造を構築するため、これまで行ってきた歳入歳出改革の努力を緩めることなく、引き続き徹底した行財政改革を推進することを基本といたしました。

行財政改革の推進・強化による財政の健全化についてです。

町の財政構造は、歳入の大部分を地方交付税や国・県の支出金など依存財源に頼っており、町が自主的に収入し得る町税や使用料及び手数料などの自主財源は18%前後で、2割にも満たない状況であります。自主財源比率が低い構造となっており、これまでも町政を取り巻く状況の変遷に適宜対応すべく、事務事業、組織機構の見直しを初め、給与、定員の適正化を努めてまいりました。

しかしながら、この間に、法令に基づく事務事業の増加や町単独の新規事業の創設等で業務拡大が行われながら、定員の削減並びに事務の効率化に努め、本年も引き続き行財政改革を念頭に置き、新たな視点からの見直しも進めながら、町民の多様なニーズに対応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会づくりに積極的に取り組んでまいります。

ところで、財政構造の弾力性を示す指標であります経常収支比率が、平成18年度以降は年々改善されてまいりましたが、依然として高い状態で推移しております。平成29年度は90.6%と高い水準であり、類似団体が82.3%と比較すると、引き続き行財政改革の推進を通じて経常収支比率の改善に努めたいと思います。

「実質公債費比率」は、平成29年度が11%、知名小学校校舎・屋体建設に始まった年次的な文教施設整備や田皆中学校屋体、認定こども園、給食センターの建設を初め、新たな事業の展開で新規の借入れもあり、事業の緊急度や必要度などを勘案した事業の選択が必要になります。

今後も、公営住宅建てかえ整備や下平川小学校屋体改修工事、公共施設の老朽化による再整備が差し迫っており、計画的な再整備を進めるため、総合的な見地から「再整備計画」への取り組みを考えていかなければなりません。

このような中、平成31年度一般会計予算総額を59億1,360万円、対前年度比で8.3%増となります。

歳出において、普通建設費の給食センター整備事業費、社会資本整備総合交付金事業、これは道路橋梁整備、それから知名C団地建設費により増額となります。これらの歳出増に対応するため、財政調整基金より2億1,900万円ほど繰り入れる必要があります。

具体的な各会計数につきましては、記載してあります表をごらんください。

次に、社会福祉の充実について申し上げます。

まず、町民の健康増進並びに医療・福祉体制の充実について。

本町の高齢化の状況は、60歳以上が44.5%、65歳以上が35.3%、70歳以上を見ますと25.3%、75歳以上は18.5%となっております。

高齢化社会や生活様式の多様化により国民医療費が年々増大し、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度、特定健診・特定保健指導の実施など、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変貌し、その財政需要も大幅に伸びております。

町といたしましても、町民の健康増進、食生活改善への関心の高まり、その重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されておりますので、引き続き関係者の研修や集落での説明を行い、地域ぐるみでの健康増進の取り組み、制度の円滑な推進を図るため、組織体制の充実や財源の確保に努めながら、町民の健康増進と医療・保健・福祉制度の長期的安定に向けた取り組みを行ってまいります。

国民健康保険事業においては、厳しい環境にあり、安定的な財源確保と医療費の抑制は全国的な大きな課題であります。こうした状況に鑑み、国においては、持続可能な医療保険制度の構築のため、改正国民健康保険法により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県内各市町村から所得水準や医療費水準に応じた納付金を徴収し、医療費の給付等に要する費用については、その全額を県が市町村に支払うことになります。これとあわせて、国民健康保険税の算定方式も、現在の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除きました3方式へ35年度までに統一することとなっております。

働き盛り世代の生活習慣病の予防が重要になっております。集団健診及び人間ドックなどの個別健診を推進して、生活習慣予防へ取り組んでまいります。特定健診の未受診者に対しましては、個別はがきによる再度の受診勧奨、さらに生活習慣病の予防・改善が必要な方には、保健師及び管理栄養士による保健指導、栄養教室の実施により、重症化予防に努めてまいります。

高齢者人口は増加傾向にあり、高齢社会を見据えた対策が必要となります。介護予防への関心は年々高まっており、町民に知識普及や各公民館で実施しております介護予防教室を拡充し、認知症予防として、引き続き各種養成講座や講演会、認知症サポーターの育成に努め、各種予防策を講じてまいります。

また、地域における高齢者支援として、高齢者が住み続ける地域の中で生きがいを持ち、安心して心豊かに暮らしていけるよう、地域と連携した「地域包括ケア推進事業」に引き続き取り組み、充実した生活環境を創出するため、関係機関と連携を図ってまいります。

「知名町第4期障害者計画」、「知名町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉

計画」を策定し、障害者や障害児を支援するための基本的な方向性を明確にし、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、障害等のある方やその家族が、みずからの意思でさまざまな社会参加を通じて、地域で安心し、自立した生活ができるよう、地域生活支援事業の充実を図ってまいります。

さらに、保健センターで実施しております定期検診で発達の気になる子や療育を必要とする子は、心理士による巡回相談を行い、早期発見・早期支援に努め、健やかな発達を推進し、さらなる福祉の向上に努めます。

全ての町民が生き生きと健やかで安心して暮らすための環境づくりや生きがいづくりの視点から、包括的かつ継続的な医療・介護の一体的な提供により、地域包括ケアの充実や高齢者の社会参画、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めてまいります。

安心な町民生活の基盤となる緊急医療を初めとする充実した医療サービスの提供の強化を図ります。地域医療につきましては、その拠点施設となる町内の医療機関や医師確保とあわせ、町民の皆様が安心して生活できる地域医療体制の維持・充実を図ってまいります。

また、平成２８年度暮れから、奄美地域に「ドクターヘリ」の運行が始まりました。従来は、沖縄県が運行しているドクターヘリ、那覇市駐屯の陸上自衛隊のヘリを利用しておりましたが、現在は救命救急医療センターの県立大島病院を拠点に、奄美地域内で急患搬送も可能になりました。今後、ヘリポートの建設も取り組んでいく必要があると考えております。

我が国の自殺者は、平成１０年に３万人を超え、その後１４年間、３万人を超える状態が続いております。平成２４年度以降、自殺者は２万人台になりましたが、先進国の中では依然として高い水準にあります。

本町の自殺死亡者は、県内でも高い水準にあります。自殺対策行動計画を策定し、自殺者ゼロを目指した取り組みを進めてまいります。

次に、子育て支援でございます。

本町の総人口は、２０１５年、平成２７年には総人口が約６，５００人、平成３１年２月１日現在５，９９８人と、一時的に６，０００人を切りましたが、今現在は６，０００人台に戻っております。

年齢区分では、年少人口が８５３人で１４．２％、生産年齢は３，０３０人で５０．５％、老年人口が２，１１５人で３５．３％、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によりますと、本町の総人口は今後も減少傾向にあり、２０４０年には４，０００人を下回ると推計されております。

しかしながら、本町の合計特殊出生率は、前回調査におきまして2.02で推移しており、出生数の増加による自然増を目指し、早々に効果的な政策に取り組み、人口減少克服への力強い一歩を踏み出す必要がございます。

そこで、子供を産み育てやすいまちにするため、知名町子育て支援金支給条例を新設し、出生時に出産祝金、町内小中学校入学時と沖永良部高等学校入学時に入学準備金として5万円分のスタンプ券を支給、知名幼稚園跡地に知名町放課後児童クラブを創設し、女性の社会進出をより加速させてまいります。

また、高校生アンケートから、進学・就職で知名町を離れても、島に帰って生活したい生徒の割合が75%で、希望しない生徒25%を大きく上回っております。若者にとって、住みやすく愛着のある島であるが、就職や結婚の時期に町内に希望する仕事がないなどの理由によりUターンを諦める人が多いので、就労環境の確保、地域ブランドの強化による地域産業の活性化や観光・交流によるまちのにぎわい創出に取り組むとともに、出会いの場づくりや子育ての不安を和らげる結婚・出産・子育ての充実、若者の定住環境の整備を整えることで、子育て世代や若者が安心・安全に、快適に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

教育の振興と教育設備の整備につきまして。

知名町教育行政の基本目標が、「自分を高め、心豊かで郷土を愛する『知名人』の育成」とし、目指す知名人像を、「豊かな人間性と確かな学力を身につけ、よりよい自分を目指して努力する人」、「さまざまな体験活動を通して自己有用感を高め、豊かな社会づくりに主体的にかかわる人」、「ふるさとを理解し、ふるさとを愛し、ふるさとに尽くす人」と設定し、さまざまな取り組みを通してその実現に努めてまいります。

まず、学校教育の充実につきまして、これからの変化の激しい時代を生き抜くためには、みずから学び、社会で自立する力を育まなければなりません。そのためには、児童・生徒の学習意欲を高める学習活動を通して基礎・基本を習得させ、主体的に思考し、判断し、表現する力を育む教育を推進するとともに、国際理解教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子供の状況やニーズに応じた教育の推進に取り組みます。

児童・生徒の学力向上には、信頼される学校づくりを推進しなければなりません。そのために、地域に開かれた学校づくりを目指し、地域人材や素材を活用した教育を推進するとともに、教職員の資質向上や安心・安全な環境づくりに取り組みます。

国は、最近の地球温暖化による夏場の児童・生徒の熱中症対策として、全国の公立学校の各学級への空調設備設置を推進しております。これを受け、本町でも町内

小中学校に空調設備の設置に向けた計画を推進していきます。

高校生アンケートでも、島外の大学や専門学校で学び、高い知識や資格を身につけ、やがては知名町に戻り、町の発展に寄与したいと考えている生徒の学ぶ機会を支援するために、奨学金制度をさらに拡充し、知名町に戻ってきたときに奨学金を返還しなくてもよい給付型奨学金の創設に向けた準備を進めてまいります。

老朽化した給食センターの建てかえは7月に完成し、2学期からは新しい給食センターで安心・安全な学校給食を開始することができます。

生涯学習の充実につきまして、「教育・文化の町」宣言に伴う諸施策を推進するとともに、社会教育諸条件や施設設備の整備、充実を図りながら、家庭の教育力の向上や奉仕・体験活動を重視した青少年教育及び社会教育の振興並びにあらゆる機会や場を捉えて人権教育を推進し、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる生涯学習社会の実現に努めます。

人は、学校教育に限らず、社会や職場においても、または家庭の専業主婦においても、さらには社会の第一線から退いても、自分のキャリアを切り開いたり、また趣味や娯楽を通して、またライフワークとして何か新しいものを学び続けたり、ボランティアとして地域社会や特定のニーズを抱えた人たちのためにサービスを提供するために、継続して学習し、みずからを高めることは高い価値があります。

弓削政己寄贈文献史料の整理事業をスタートさせましたが、史料が1万点余りありますので、まずは数年かけて整理、分類、解読を行い、その後、公開という流れに沿って行ってまいります。しかしながら、弓削先生の文献史料は貴重なものが多く、一般に展示公開するには、管理公開するにふさわしい資料館を整備した上で行います。

また、知名町史の編さん事業は、数年でできるものではないので、長期計画で進めてまいります。

多様化する生涯スポーツに対応するため、指導者の養成、人材バンクを整備、またフローラルパーク多目的運動場を再整備して、幼児からお年寄りまで、その体力や年齢に応じて主体的に運動できる環境づくりや町民のニーズに応じたスポーツイベントを開催し、町民参加の機会の拡充に努めてまいります。

次に5番目に、活力ある農業の振興について。

まず、農業農村整備。

近年の国際的、国内的に厳しい農業情勢に対処でき得る、足腰の強い農家の育成が急務であります。そのためには、農業生産条件の整備を強力に推進し、サトウキビを基幹に、輸送野菜、花卉園芸、葉たばこ等に畜産を組み合わせた複合経営の推

進と機械化による省力化を図るとともに、収益性の高い作物を導入し、魅力ある農業・活力ある農業により経営体育成を推進して、健全な農村社会を目的に、国営かんがい排水事業・県営畑総事業等を重点に着実に推進し、区画整理の早期完了を図るとともに、迅速に畑地かんがいを導入し、安定的な営農形態を目指していきます。

しかしながら、区画整理や農道整備の整備率は、必ずしも高いとは言えない状況であります。そこで、平成31年度から本格的に区画整備をスタートする第二田皆地区や、平成30年11月に施行申請し、平成31年4月に採択を予定している知名南西部地区の実施設計、換地計画等の作成を推進するとともに、農道の路面が悪く、農産物の輸送や農作業の通行時に支障を来している知名西部地区、山田地区の施行申請の早期着手に努めてまいります。

あわせて、土地改良施設の老朽化が著しい状況で、機器類のほとんどが耐用年数を経過し、経年老化による機能低下が著しい状態です。これらの機器設備や電気設備の更新や分解整備を推進してまいります。

毎年のように干ばつや塩害に見舞われる本町の農業にとって、水資源の確保は重要な課題であり、農業用水の安定的な確保が急務であります。そのため、国営かんがい排水事業沖永良部地区と、これに附帯する県営事業の5地区の早期完成に向け、積極的に取り組んでまいります。

農林水産業振興につきまして、日本の農業は大きな転換期に差しかかっております。環太平洋経済連携協定及び日EU経済連携協定等の貿易の自由化は世界的な流れとなり、農産物の自由化による輸入農産物の増加、価格競争などにより、国際的、国内的に厳しい農業情勢となっております。

このような状況下において、足腰の強い本町農業のさらなる振興が急務となっております。

本町農業においては、少子高齢化の進展に伴う担い手の減少、国内外との産地間競争による農産物の価格低迷、各種生産資材の高騰などさまざまな課題があり、その対策に継続して取り組む必要があります。特に、販売農家は、平成22年度の782経営体から平成27年度の680経営体へ減少し、農業者の平均年齢は59.8歳から61.3歳へと高齢化が進んでおります。このため、労働力低下に対する安定生産対策とともに、農産物価格についても、付加価値化や高品質化による産地ブランド力の向上が急務となっております。

農業の振興については、農家の安定生産やコスト軽減による所得向上を図るため、国・県の交付金制度の活用による生産施設の導入及び生産組織の育成や新たな農業の担い手となる新規就農者への支援に努めてまいります。また、県などの関係機関

と連携し、営農指導の強化により、農業経営の改善及び栽培技術向上を図り、農業経営の安定化に努めてまいります。

基幹作物であるサトウキビにつきましては、島ごとに定めた「新たな増産計画」に基づき、収穫面積は達成されているものの、単収の確保が課題となっており、堆肥や緑肥を活用した土づくり、管理作業受託体制の強化、サトウキビづくりの基本である適期作付、機械化や作業受託体制の整備、畑かんの推進とあわせて畑かん営農の推進、優良種苗の確保対策、病虫害防除等を継続して推進する必要があります。

花卉やパレイショ、豆類の生産状況や市場環境は、苦しいところがございますが、今後も輸送野菜の振興について、国・県の各種事業を導入しながら、栽培技術の向上や品質の改善、安定的な出荷体制の構築、施設設備の改善、機械化の推進を図り、関係機関と連携し、「安心・安全」な農作物の生産・出荷体制づくりによる消費の拡大、市場や消費者に信頼される産地の確立に努めてまいります。また、新たな特産品についても継続して検討するとともに、地域で生産される農産物を学校給食等で活用する地産地消の推進にも取り組んでまいります。

子牛価格が堅調な畜産については、飼養農家戸数並びに飼養頭数が減少傾向にあるとともに、輸入牛肉の拡大が懸念され、国・県において支援策が進められており、特に鹿児島県では、組織機構改革や支援対策の強化による畜産農家の安定経営への支援策に取り組むことになっております。また、農業に不可欠な「土づくり」に直結する堆肥の確保の視点からも、国や県の動向を注視しながら畜産の振興に取り組みます。

地域資源の活用対策につきましては、奄美群島振興開発事業で導入したえらぶ特産品加工場でつくられる「島桑」の販路拡大に努め、栽培面積の拡大を図りながら原料の安定的確保に努め、「ちなブランド」の確立を図ります。

水産業では、よりよい漁業環境づくりのために、漁港施設の維持管理に努めるとともに、水産物の沖縄県への輸送の便を図るべく、輸送コストの軽減、冷凍設備の改善、島内水産物の地産地消を積極的に進めていくために、水産資源の保全、漁業組合や関係機関と連携した取り組みを行ってまいります。

6 番目に、商工観光産業の活性化でございます。

平成 26 年度に創設された「奄美群島振興交付金」により、航路・航空路運賃軽減、奄美群島交流需要喚起対策特別事業により、群島域への入り込み客の増加などで地域経済の活性化に大きく寄与しておりました。

平成 31 年度も、引き続き振興交付金の活用で地域間交流の促進に努め、島外高校、大学に進学している子女の運賃軽減の実現や、奄美群島・沖縄ホッピングルー

トにおける航空運賃の軽減に向けて、根気強く国や県との交渉を進め、群島民の経済的負担の軽減に努めてまいります。

海岸線の国立公園指定、奄美トレイル開設や平成32年に開催される鹿児島での国民体育大会、東京オリンピック・パラリンピックによる国内及び外国人観光客の増加により、奄美群島全体への交流人口の拡大につながる絶好のチャンスになります。

本町におきましても、このような状況を千載一遇のチャンスと捉え、自然環境の保全や観光地の整備、観光客の誘致や受け入れ態勢の充実、交通・運輸機関との連携に取り組み、特に奄美群島・沖縄ホッピングルートとの開設に伴い、沖永良部～沖縄間の航空路線を利用した観光政策を展開する必要があります。

観光地の再整備といたしまして、田皆岬の再整備に向けて、平成31年度に測量設計に着手します。今後、数年かけて、奄美トレイルと接続する海岸道路を利用して、町内を一周できるサイクリングロードの整備を推進し、町民の健康の増進と観光振興に取り組んでいくことも構想に入れていきたいと考えております。

また、旧下平川保育所に4月にオープンいたしましたおきのえらぶ島産業クラスター創出拠点であります「エラブココ」は、地域住民はもとより、島出身者や観光客との交流機会を戦略的に作り出し、沖永良部初の新産業の創出、既存産業の高付加価値化につなげ、「住んでよし 訪れてよし」の島づくりに大きく貢献し、来場者数、特産品の売り上げも倍増しております。このことにより、交流人口の拡大が図られ、地域の活性化につながるものと思います。

しかしながら、5月から6月にかけて、濃霧により飛行機の欠航が多く、島民の生活や観光客のスケジュールに支障を来しているのが現状でございます。そこで、現在のえらぶゆりの島空港に計器着陸装置、灯火等の設置を県・国に要望してまいります。行く行くは2,000メートル滑走路を有する飛行場の建設を陳情し、交流人口や花卉等の空輸を視野に入れた取り組みも粘り強く国・県に要望してまいります。

生活環境の整備安心・安全な住環境づくりといたしまして、安心・安全な住環境づくりについて申し上げます。

防災対策は、町民の生命と財産を守る安心・安全なまちづくりのスタートラインでもあります。台風や地震等の自然災害に対する町全体のシミュレーションをつくり、早急に取り組む必要があります。

地域防災における危機管理体制の充実強化におきましては、防災情報伝達の体制整備や自主防災組織の設置促進と育成など、継続した取り組みを進めてまいります。

防災拠点施設整備としましては、年次的整備計画により、老朽化した分団消防車庫を整備していきます。

また、防災や災害対策の拠点となる町役場庁舎につきましては、2020年までに新庁舎建設着工に向けた取り組みを積極的に進め、災害に強いまちづくりの拠点となるように整備してまいります。

上水道の整備につきまして、本町の水道水はカルシウムやマグネシウムなどの含量が高い硬水であります。多くの町民が軟水装置を個人で設置しておりますが、毎月の食塩購入費が数千円になります。また、硬水のまま使用すると、ボイラーや水洗トイレのノズルの詰まりの原因にもなり、その修理費用はかなりのものになります。日常生活におけるこれらの問題を解決するために、国や県に働きかけ、硬度低減化に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

住宅整備事業につきまして、少子高齢化社会の到来により、人口は減少傾向にあります。現在3,054世帯ございます。

核家族化やふるさと志向によるUターン者による世帯数が減少している現状ではございますが、公営住宅の需要に的確に対応するため、住宅の管理戸数、建てかえ戸数、新築戸数を、今後の人口変動を考えながら、住宅建設の計画を策定していきます。特に、教員住宅、農業後継者、これまでに公営住宅のない地域を中心に、民間活力を活用した住宅建設を視野に入れて進めてまいります。

また、これまでに建設された公営住宅の長寿命化を図るとともに、住民の安全の確保と住環境整備に取り組んでまいります。

開かれた行政づくりにつきまして、各市町村において、住民サービスの向上、社会資本の充実に向けて、国や県の補助事業を活用し、まちづくり・まちおこしとして各種事業を実施しておりますが、現状を見ますと、各種プロジェクト事業は必ずしも町民の意図が反映されているとは思えないのが現状でございます。町民との対話、町民に寄り添ったまちづくりに欠けた部分があるのが要因と感じられます。町民との対話を大切にする行政として、身近なところの公共施設の活用方法、各種行事、イベントの洗い直しを行う一方、向こう5年間、10年間のまちづくり・まちおこし事業のための町民組織を新設し、実効性のあるものにすべきと考えております。

このために、「まちづくり会議」等を活用し、広く町民の欲しているところを捉えた行政施策に取り組んでまいります。

また、親しみやすい役場としてのあり方を再考しなければなりません。そのために、今後、数年かけて、次の事項に取り組んでまいります。

1 番目に行財政改革、2 番目に行政の施策評価、3 番目に人事評価システムを活用し、「町民の幸福のために、何をすべきかを常に意識して」行政に取り組んでまいり所存でございます。

結びに、「吾は、我が志を行わんのみ」、これは明治維新にかかわった多くの若者に影響を与えたとされる吉田松陰が残した言葉の一つでございますが、その志とは、「世のため人のため、そして未来がより幸せになるため全力を尽くすこと」と述べられております。まさに激動の幕末を生き抜いてきた獅子のごとく、この志を胸に全力を尽くしていく覚悟で取り組んでまいります。

平成の世が終わり、新しい元号とともに日本全体が大きく変動していくことも予想されます。子や孫たちが「住んでよかったと思える幸せなまち」を残していくことは、今を生きる私たちの責務であります。そのために、目先のことだけにとらわれることなく、大局的な視点から、未来を見据えたまちづくりをさらに進めてまいり所存でございます。

依然として、地方を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、このような時代だからこそ、私たち行政のみならず、町民の皆様、そして議会が志をともにし、一致協力していくことで持続可能なまちづくりが実現できるものと確信しております。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（平 秀徳君）

これで、町長の平成 3 1 年度施政方針表明を終わります。

しばらく休憩いたします。

1 3 時から再開します。

休 憩 午前 1 1 時 3 7 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴席の皆様、住民の皆様、傍聴ありがとうございます。

△日程第 6 一般質問

○議長（平 秀徳君）

日程第 6、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。今井吉男君。

○ 9 番（今井吉男君）

こんにちは。

多数の皆様の傍聴いただき、まことにありがとうございます。

議席 9 番、今井吉男が次の 4 点について一般質問を行います。

1、歩道の設置と道路改良について。

①児童生徒の通学時の安全対策として、田皆郵便局前から田皆中学校までの県道に歩道の設置と道路改良はできないか。

②集落公民館は、台風襲来や災害発生時の避難所となっておりますが、県道から田皆コミュニティーセンターまでの道路は、幅員が短く、車両等の通行に支障を来している。道路改良はできないか。

2、観光案内板の設置について。

①観光案内板の一部が破損しているが、補修または新たに設置できないか。

②現在、設置されている奄美トレイルのルート案内板と連携した観光案内板はできないか。

③2020年の奄美・沖縄4島の世界自然遺産登録を見据え、外国語による観光案内板の設置はできないか。

3、農業振興策について。

①知名町農業生産振興計画書では、平成30年度の農畜産物生産額は46億3,800万円になっているが、達成可能か。また、来年度計画では、平成28年度実績の50億円、隣町におきましては66億円でした。を目標にすべきではないか。

②農家の所得向上には、新品目の開発と奨励が必要だと考えるが、計画はあるのか。

4、「知名放課後児童クラブ」利用時における送迎車の運行について。

①知名放課後児童クラブは、昨年12月22日に旧知名幼稚園跡地に開設されたが、遠方からの利用者に送迎車の運行はできないか。

②同様の放課後児童クラブを小学校区ごとに開設できないか。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

午後からの傍聴、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまの今井議員のご質問に対して回答を申し上げます。

まず、大きな1番、歩道の設置と道路改良につきまして、①田皆郵便局から田皆中学校までの県道の歩道の設置等につきましては、県道国頭知名線（田皆工区）は、

市街地集落間を結ぶ生活道路、こども園、小中学校が立地する通学道路、農産物の物流拠点施設等への物流幹線道路となっており、周辺にはまた田皆岬、沖泊海浜公園など、観光地をめぐる観光幹線道路を担う道路として現在利用されておりますが、当該道路の課題といたしまして、車両幅員の狭小、路肩不足、縦断急勾配、急カーブ等による道路線形不良から見通しが悪く、車両同士の円滑な離合通行等に支障があり、交通の快適性が低く、道路構造の改善が必要である区間と理解しておりますが、過去に田皆字から数回要望書を受け、県へ進達しておりますが、県財政も厳しく、残りの区間の実施には至っておりませんが、基本的には1事業完了後に新規事業を実施する方針のため、平成30年度に県道正名工区が完了しており、採択の可能性が高まったと思われます。

また、平成31年2月、認可法人田皆字から受けた県道国頭知名線（田皆工区）の部分におきましての整備に関する要望書を、去る2月22日に鹿児島県沖永良部事務所へ進達し、提出して伺った話では、平成31年度予算の確定配分が3月末に決定するので、現段階での採択については断言はできないということでございました。

続きまして、2番目の田皆公民館に通じる道路の改良工事等につきまして回答いたします。

ご指摘の田皆屋古仁屋線は、県道から田皆コミュニティーセンター間の122メートルに関しては、道路幅員が2.3から4.1メートルと狭く、車両等の離合通行に支障を来し、見通しも悪く、集落内道路の関係で近接した塀や民家が多く、改良工事には周囲の同意及び土地・建物補償費の関係で多額の費用が発生すると思われることから、厳しい財政の折、必要性、重要性、緊急性、それから効率性等を十分に検討する必要があると思われます。

続きまして、大きな質問の2番目です。観光案内板等の設置につきまして回答いたします。

①番、現在、道路沿いに設置されている道しるべでは、平成22年、23年度観光地案内道標設置事業の工事名で、奄振事業を活用して64カ所に設置してあります。設置から7年が経過しており、破損している箇所につきましては、把握次第、安全や景観を考慮し、随時撤去している状況でございます。

今後の予定でございますが、道しるべが必要・不必要である箇所を再度整理いたしまして、簡素的かつわかりやすい表示、またSNS等を活用した道路案内ができるような方法を検討したいと考えております。それらが整いましたら、奄振事業等の要望に申請していきたいと考えております。

②奄美トレイルに関する案内板ですけれども、現在、奄美群島をつなぐ長距離の自然歩道、世界自然遺産奄美トレイルが各島々で設定されており、沖永良部島では昨年2月にマップ販売や景観に配慮した道しるべが設置され、自然を体感するコースとして開通しております。

今後の予定ですが、①でお答えしたことを踏まえながら、奄美トレイルルートのだしるべとの差別化を図りながら、道路標識や案内板などと統一感を出し、景観や環境に配慮した形で設置できないか、検討してまいりたいと考えております。

③現在、観光名所に設置されている案内板のほとんどが外国語表記がなく、日本語のみとなっております。また、道しるべについても、ローマ字表記はあるものの、外国人にとっては伝わりづらいニュアンスのものもございます。

現在、奄美広域事務組合が主体となって、世界自然遺産登録を見据え、奄美群島地域通訳案内士の育成研修が推進されております。本町には、英語、中国語の資格保有者、合わせて4名おります。その方々と道しるべや案内板について、デザイン案など連携を図りながら、今後進めてまいりたいと考えております。

大きな3番目、農業振興につきまして、①番、本町の農業振興におきましては、温暖な気候条件を生かし、サトウキビを基幹作物に、輸送野菜、花卉、葉たばこなどの耕種作物に畜産を組み合わせた複合経営の推進と、土地利用型作物と集約型作物による農地の有効活用を基本としております。

議員のご指摘どおり、本町の平成30年度農業生産振興計画書における平成30年度農畜産物生産計画額は46億3,800万円となっております。現在、この計画に対する農業生産及び出荷販売が行われておりますが、サトウキビにおきましては、9月、10月に襲来した台風による糖度への影響、輸送野菜、花卉において価格低迷が懸念されている現状となっております。

今後も、生産者と関係機関一体となって、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

農業生産額50億円につきましては、本町としましては、これまで農業振興を図る目標額としておりますので、今後も安定して農業生産額50億円が達成できるよう、関係機関とも共有、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

2番目、農業所得向上に向けて新品目の開発等につきまして回答いたします。

議員ご指摘のとおり、新品目の導入につきましては、本町の農業振興を図っていく上で極めて重要なことだと認識しております。国営地下ダムの整備が計画的に進められ、畑かん整備による計画的・安定的な水利用が可能となってまいります。町技連会や隣町と組織する沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会においても、新品

目や新品種導入につきまして、重要課題として取り組んでいるところでございます。

現在の計画についてですが、幾つかの品目で実証栽培や試験販売に取り組んでおりますが、具体的な品目の選定にはいまだ至っていないのが現状でございます。新しい品種については、野菜や花卉において、既存品種に比べ、収量性や販売に有利な品種の導入が図られております。

いずれにしても、新品種・新品目の導入につきましては、本町の農業振興、農家所得の向上を図る上で重要な課題だと考えておりますので、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

大きな質問の4番目、「知名放課後児童クラブ」の利用等につきまして、①利用者への送迎車の運行につきまして回答いたします。

遠方からの放課後児童クラブ利用者、つまり知名小学校以外の利用者の迎えにつきましては、事業者が行っております。帰宅につきましては、それぞれ各家庭で迎えることになっており、保護者への安全確実な引き渡しや児童に関する報告、情報交換の場として、今後もそのように運営される方針でございます。

②各小学校区ごとに児童クラブが設置できないかということにつきまして、放課後児童クラブの地域単位につきましては、児童の安全・安心や保護者の利便性、また地域と子供のかかわりなどからも各小学校区域での運営が望ましいと考えております。

また、国が定めました新・放課後子ども総合プランにも、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることなどを目指しており、2019年度から向こう5年間に文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な整備を進める旨の通知があり、その中には、学校施設を徹底的に活用することとされ、小学校の余裕教室などの活用が望ましいとされております。

本町においても、大きな方向性として国の指針にのっとり進めていく考えでございますが、教育委員会の意向や将来的児童数の推移、昨年10月実施いたしました町内全小学校を対象にいたしましたアンケートや、今後の知名放課後児童クラブの利用実績なども勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で回答を終わります。

○9番（今井吉男君）

それでは、順を追って再質問を行います。

田皆地区の県道改良につきましては、先ほど町長のほうから答弁がありまして、1月10日付で田皆区長名で田皆字県道改良工事の早期実現についての要望書を町長宛てに提出して、その後、2月22日に県沖永良部事務所のほうへそれを提出さ

れたということですが、田皆地区の県道改良につきましては、平成16年ごろから、歴代の区長を中心にして地域住民からの強い要望を行い、テレフォンショップあずまから田皆郵便局までの路線には、現在、歩道が設置され、さらにカーブ補正も行われておりますが、しかし地域の住民が当初要望したのは、テレフォンショップあずま前から田皆中学校グラウンド前までの区間ですが、現在、田皆郵便局前で中断したままの状態となっておりまして、同地区には小学校、中学校、認定こども園きらきらがありまして、通学もしくはほかの帰宅時の園児、児童・生徒の通学安全対策として、ぜひ歩道を設置していただきたいということで、今回も質問させていただきました。

先ほど、町長が2月22日に県沖永良部事務所に提出されたということですが、建設課長も一緒に同行されたんですか、いかがですか。

○建設課長（平山盛文君）

私も同行させていただきました。

○9番（今井吉男君）

どうですかね、協議して、ベテランで優秀な課長ですから、大体行政経験の感じで、対話しておって、あ、これはいけるんじゃないかという感触を得たんじゃないですか。どうですか、大体話しぶりからわかるんじゃないですか。現在の正名地区が終われば、31年度は田皆に入りますよという何か確約なんか、そういうこと、ありませんでしたか。

○建設課長（平山盛文君）

ご指摘の区間ですけれども、県といたしましては、用地補償、建物補償等がかなりその区間では莫大にかかるものですから、県の考え方としては、沖泊海浜公園の入り口まで延長を延ばして、そして全体工事費の何%ということで、今現在が48%を算出してあるそうです。その48%でだったら、補償費がある程度工事に占める割合が落ちてくるんで、それで採択を一応県としてはお願いしているということで聞いています。

以上です。

○9番（今井吉男君）

幸いなことに、まだ死亡事故は同区間では起きていないんですが、接触事故、物損事故は起きておりますので、莫大な費用がかかることはわかりますが、人命にはかえられませんので、事故があつてからしては遅いので、ぜひ交通事故が発生する前に、31年度は必ず着工しますという、ぜひ県のほうに、優秀な職員と人脈のある町長、また行動力もありますから、恐らく31年度ということで、もうこの質問

を次しないように、私、したくないんです。これでどうですか、町長。何とかして、これ採択に向けた実現に努力するということで、もう一回。

○町長（今井力夫君）

ご指摘の道路区間に私の家もございます。そして、私も道路拡張に賛成の印鑑を押してあります。今回、田皆字の皆さん、そして区長の計らいによりまして、ほぼ全ての地権者から同意の印鑑をいただくことができておりまして、その点を特に強調して、先般、沖永良部事務所のほうにも要望書を持ってまいりました。

それ以前に、鹿児島出張の折に、県の道路建設課の課長の皆様にも、この件は既に平成16年から要望が上がっている事項であるということで、鹿児島県庁に参るたびに道路建設課のほうにはこの件については進言しておりますので、また今月、県のほうで各種会議がございますので、ぜひ道路建設課のほうには最後の一押しに参りたいなと思っております。

なお、先ほど回答しましたように、国の予算の決定が県に通知されてくるのがこの3月末ぎりぎりになるということでした。沖永良部事務所の担当課の話だと、この正名工区区間が終わりましたら、私たちとしましては、この田皆の道路につきまして第1候補として上げていきたいというようなお話も伺っておりますので、議員の今ご指摘の道路につきまして、精いっぱい地域の子供たちの安心・安全、そして住民が交通事故等に遭わないようにするためにも非常に大切なことだと考えておりますので、精いっぱい県のほうには進言をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（今井吉男君）

町長の力強い今の答弁がありましたので、3月31日を楽しみに、これはもうこれで、質問が来年度、出さないようにしたいと思いますので、ぜひよろしく、今後とも、あと1カ月ありますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、①は終わりました、次、②のほうにいきます。

②のほうで、先ほど町長からもございましたが、各集落の公民館は台風襲来や災害発生時の避難所に指定されておりますが、昨年9月に襲来した台風24号、25号の際も、各集落にも多数の住民が避難されたと聞いております。

田皆のほうでも避難されましたが、車が、先ほど町長からもございましたが、道路が狭い関係で離合ができないんです。バックして行くと、後からまた車が来て、だから、いざ災害が発生して、救急車両や消防車両等の通行に大変、現在でも支障を来していますので、多分そういう災害が発生した場合はもう大混乱になると考えますので、ぜひこの道路改良は県道から120メートルぐらいというふうにお聞きし

ていますので、その間の幅員を広げていただくように、再度、地域のほうには区長を中心に協力していきたいと思いますので、地域住民の声もそういう声で、車が通れないと、車両、そこにまた歩行者が通りますと大変危険だということですので、この件につきましても、再度、町長、いかがですか。これは来年度だけれども、県道の終わった後でもいいですから、32年度、どうですか。

○町長（今井力夫君）

ご指摘の道路は、私も集落の行事があったり会合があるときに通行しておりますが、ご指摘のとおり、乗用車2台が離合するというのは非常に難しい区間であるというのは十分認識しております。地域住民が安心して通れる道路を確保していくというのは、地方行政の中で非常に重要な課題の一つ、取り組むべきものだと考えております。

ここに、先ほど申し上げましたように、隣接する家や塀等がありますので、これらの立ち退き費用等、そういうものもかなりのものが出てくるかなと思っております。今、町の財政といたしまして非常に苦しいところがございますので、ただ、そういうものと安全を、どちらを優先していくかというふうなことになりますと、世界でも「安全はすべてに優先する」ということわざもございます。精いっぱい、この道路拡張については、また取り組んでいきたいと考えております。

正名字の公民館に通じる道路に関しても、やはりかなり狭いなど感じておりますので、ですから町内のそういう公民館、それぞれにおきます連結道路につきましては、私たちも再度検証しながら、全ての字において、こういうものの解消に向けては年次的に、そして計画的に進めていくことができればなど考えている次第です。

以上です。

○9番（今井吉男君）

田皆以外の全集落のそういう狭い道路を年次的に計画書を、次の新しい、今度これが変わりますから、町長の施政方針でもあった第6次知名町総合振興計画を作成する際には、各公民館までの道路の改良事業も入れていただくよう要請をして、これについては終わります。

次に、大きな2番、観光案内板の設置についてであります。①の観光案内所の一部が破損しているということです。今回、そういう観光客からの意見も聞きました。

田皆岬に行きますと、看板が横向いたり、あっち向いてほしいたり、変な方向向いている、裏返しになったり。それは、だから高風課長、去年の9月の台風24号、25号の襲来からもう6カ月が経過していますが、そのまんま、何ら手をつけた気

配も見えないし、これ一回、台風通過後に巡回したことがありますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

昨年9月、10月、台風の後、一度巡回をしております。また、今回、ご質問が出まして、再度回ったところであります。

確かに、現状を今把握している状況でありまして、先ほど町長からも答弁しました。次年度において、再度把握をして、その後、中身を整理して、その後に奄振等の要望が出せないか、現在、進めているところでございます。

○9番（今井吉男君）

いや、その事業をするに時間かかるんですね。だから、現在ある看板を修理して、きちんとすれば直るんです。くぎつけ、ボルトでとめるとか、そういう作業して一時的にしのげると思いますが、中には田皆岬と書いてある矢印を、駐車場からはないんだけど、逆に帰ってくると田皆岬と変なところを向いていますから、それぐらいに見て、直せるんじゃないかと思うんです。

事業を待たずに、まずできること、傾いているのを横に真っすぐするのはできるんじゃないですか。どうですか、課長。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ご指摘のとおりです。また、そのような手配をしていきたいと思っております。

○9番（今井吉男君）

ぜひ、聞いたときにすぐ手を打つと。お金のかからないボルト1本か2本使ってすれば補修できるんですよ。それを事業の採択まで待つというのは、もう半年たっています、それから。できることから、自分たちでできる。ただ、県任せとか、そういう感じにしないで、自分たちでできる範囲で、すぐ直せるのは直すという方向でしないと、やっぱり観光客はあそこを一番戸惑って、何回か道を尋ねられたことがあります。

一回は、田皆岬はどこにありますかと、岬の駐車場にいる方が言うんですよ。看板が変な方向向いて、なかったり、裏返しになっていたり。田皆岬は、その駐車場から見えないんですね。海岸、船からは見えるんです、きれいに、船が岬回りするときにはね。間違えてトラバーチンのところに行ってみたり、何かやっぱりあそこに見て矢印があるんですけども、その方向が違うんですよ、裏返しになっていたり。

だから、その辺は、ぜひ課長、よく担当職員と協議して、気づいたらすぐ直すと。それが企画振興課の一番いいところだと思いますので、今後、期待しております。

それで次に、現在、②の設置されている奄美トレイルというのをよく知らない住

民がいるんです。それを、やっぱりこの観光案内板と連携をして、その看板の近くに建てるとか、何かそういう方向も今後できないものですか。ちょっと離れたところに、この観光案内板と奄美トレイルの看板がばらばらで設置されていますが、同じ場所にきちんとできるように、県とも協議して、そういう方向でできないものですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

世界自然遺産に向けて、奄美群島の各島々、先ほど答弁いたしました奄美広域事務組合が主体となって、各自然を生かしたコースを選定しておりますが、沖永良部島においても、主に和泊町が3コース、知名町も3つのコース設定をされておまして、ただ、道しるべのものがいまいわかりづらいところを含めて、今後、先ほど、新たに観光案内板も含めて検討したいという中に、その奄美トレイルの看板、同じものを設置すると、コースがどのコースかわからなくなりますので、それらを生かしながら、またできたら統一感を出しながら、道しるべを含めた整備のときに一緒にできないかというふうに考えております。

○9番（今井吉男君）

ぜひ連携して、看板見て、すぐわかるような看板を、看板は道がわかる案内板ですから、看板の意味をなさないと看板の意味がありませんので、ぜひわかりやすいように、利用者が、そういう方向で設置していただくよう要請しておきます。

それから、③です。③のほうにいきますが、2020年の奄美・沖縄自然遺産登録に向けて、今、動いておりますが、その後、それから来年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が計画されており、また本町は東京五輪ホストタウン、午前中の町長の施政方針の中でも述べられておりましたが、今後、観光客が増加することが予想されます。

それで、現在、外国人に対応できる職員何名いるかとお聞きしようと思ったんですけれども、先ほど4名、役場のほうにおられるということですが、これはフローラルホテルにも必要じゃないかと思いますが、ホテルのほうでも外国人が来られた場合は外国語の英語もしくは韓国語、中国語とか、こういう会話ができる職員が、現在、いるのか、いないのか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ご指摘のように、今後、世界自然遺産を含めて、昨年7月には永良部那覇間のアイランドホッピングルートも開通いたしまして、観光客等もふえております。

また今後、外国からの観光客も考えながら、今後、観光案内板も進めていきたいというふうに考えておりますが、ホテルに関しましても同様に、今後、ホテルの中

での対応の一環としてそれらが検討できないのか、また話を進めていきたいというふうに思っております。

○ 9 番（今井吉男君）

ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

新聞記事で見ましたが、奄美産業活性化協議会が実施した外国人旅行者のアンケート調査によりますと、外国からの観光客の意見としては、外国語のパンフレットや看板設置が少ないとの意見があったようです。来年の奄美・沖縄の世界自然遺産登録とあわせて、東京オリンピック・パラリンピックで、この離島のほうへも観光客がふえるんじゃないかということが予想されますが、ぜひ、せめて英語、中国語、韓国語、その3つが入った看板もしくはパンフレット、ホテルのほう行っても、そういうパンフレットがないんです。この前、アメリカ人が来られて、パンフレットが読めないとかいう話を聞いたことがありますので、ぜひその体制づくりをしていただくよう、いかがですか、課長。

○ 企画振興課長（高風勝一郎君）

本日、副町長とうちの企画振興課の担当が東京の内閣官房のほうに行きまして、来年行われる東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、知名町がグレナダと、本日、友好の提携をしているところです。

ですので、これも町長等に要望しているんですが、ことし、その受け入れと、来年、大会が、オリンピック・パラリンピックが終わりましたら、知名町のほうへグレナダの選手の皆さんたちが来られます。来られて、またそのような交流を進めていくというふうなことを現在計画しておりますので、ぜひ、今、お話がありましたグレナダは英語圏ですけれども、英語、また中国語、韓国語もあわせて進めていければというふうに思っております。

以上です。

○ 9 番（今井吉男君）

今後の観光客、それから入り込み客の増加が見込まれますので、まちの活性化を含めて、ぜひ受け入れ態勢の拡充を図っていただくよう要請して、終わります。

次に、3番目の農業振興策について。

町長が先ほど答弁されましたように、今後の目標としては平成28年度実績の50億円を目標にしたいということですが、現在、農地の基盤整備も大分進んでおりまして、国営地下ダムの工事も、もう33年度には完成ということで、もう一部通水をして、畑かんも完備されておりますので、これまで以上に売り上げ、農家の所得向上がないといけないので、この通年の実績を見ても、目標に対して達

成率が、達成できたのが1回か2回ぐらいしかありませんが、かといって、また達成するために目標を落とすんじゃなくて、畑かん、そういう整備はできていますので、それを活用した農業を進めていくように、農林課の課長、優秀ですから、その辺は十分考えていると思うんですが、いかがですか。

今後の目標について、この第6次知名町総合振興計画の中でどのように、もう検討されていますよね。来年度の目標額は、どれぐらいの金額。

○農林課長（上村隆一郎君）

農業生産振興計画額については、本町の農業振興上は農業生産額目標50億円をこれまでも目指して農業振興を図ってきているところです。

また、議員のほうからもございましたとおり、基盤整備、それから畑かん施設が今後随時整備されてきますので、農業生産を行う上での生産環境が大きく整ってくるかと思います。

そのことも踏まえまして、本町としては、これまでのサトウキビを中心にした農業振興を図っていくことと、それから農地ももう限られておりますので、限られた農地でやはり最大化を目指していくために、土地利用型作物の推進と、それから施設利用型、集約的な農業を今後も推進していく必要があるかなと考えております。

具体的な品目については、それぞれの作物において非常に課題がございますので、その課題を解決しながら、また新たな品目も加えて、農業生産額目標50億円の達成を目指していきたいと考えております。

それとあわせて、やはり持続的に続いていくためには、農家経営がやはり最も重要になってくると思いますので、農家経営の目標額達成も具体的数字を想定して進めてまいりたいと考えております。

○9番（今井吉男君）

一つだけ確認したいんですが、農地面積のことも言われました、課長。隣町は、本町より農地面積が少ないのに、平成28年度、本町が50億円、隣町は66億円、その差は何だというふうに分析されておりますか。農地面積は少ないんだけど、売り上げ、それは16億円も隣町と差があるのは、何かやっぱり原因があるんだと思いますが、その辺、分析されておりますか。

○農林課長（上村隆一郎君）

農地面積については、若干和泊町のほうが多いんじゃないかなと思っておりますけれども、品目について若干違いがございます。同じような地域で農業をしておりますので、大分基本的なことは一緒でございます。暖かい気象条件を生かした農業が両町とも行われてきているところですけども、若干品目的に違いがございます。

一番大きな違いが花卉の部分でありまして、隣町は菊がございます。その菊があるというところで、隣町のほうは花卉の部分で約20億円ぐらいの生産額がございますが、本町の場合は5億円弱ということで、そういった菊があるということと、ないということで、生産額は若干変わっております。

それから、畜産のほうで、両町とも子牛価格が堅調に推移しておりますので、非常に生産意欲はあるんですけども、隣町のほうが若干、飼養頭数が本町の倍以上ありますので、その辺の差が隣町との農業生産額の差になっているかと分析をしているところです。

○9番（今井吉男君）

結局、16億円の差というのは、花卉と畜産の差ということで分析されておるようですが、②のほうにも関連しますが、ぜひ新しい品目をやっぱり考え出していないと、昨年、ことしとバレイショの価格が低迷して、また切り花の価格も低迷している状況で、なかなか農家にとりましても厳しい状況があります。

その原因の一つは、やっぱり産地間の競争が激しいので、価格競争になると思いますが、だから知名町にしかできない品目、そういうのも今後考えていかないと、だから高い値段で売れるように、そういう作物も今後は検討していかないと、どこでもできるような、それに力入れて競争、昨年、ことしのバレイショみたいに、そうしますとまちの農家の売り上げも減ってきます。

まちの、また経済の活性化もちょっと低迷しますので、その辺はやっぱり検討していただきたいと思いますが、私、この前、芦清良のアマランサスの実験農場というか、ハウスを見に行きまして、役場の町長室の手前の階段にポスターが張ってあって、最近なかったから、誰かが剥がしたのかね、ここに借りてきたんですよ、これ。

何で、奨励すると町長も一生懸命言っているの、最近トーンダウンしているから、やめたのかな、これ、どうして剥がしたんですか、これ。もうやめるんですか。アマランサスの栽培については、一時はすごく勢いがあったんですけども、最近、余り聞かなくなりましたけれども、何か原因があるんですか。

○町長（今井力夫君）

今、議員が紹介していただきまして、ありがとうございます。

ぜひ、アマランサスという言葉覚えておいていただきたいと思いますが、栄養価は、先般、大阪市立大学の農学博士に全て成分分析をしていただいております、ハウレンソウよりも鉄分等、かなり多目の栄養素があるということで、ハウレンソウ以上の栄養価が高い植物であると言われており、原産地は南米になりますけれど

も、これに着目したものは、非常に成長速度が速いということと、それから30度から50度の気温で非常によく生育します。ですから、沖永良部で、これを塩害の激しいところなどにおいては、こういうものをハウスでつくっていただければ、1週間に1回収穫して、1週間後には、またその茎から収穫できるものが出てまいりますので、そういう意味で、今、試験的にふやさしております。

昨日、これを本格的に取り組んでいきたいという農家がありまして、自分のところで大々的にやっていくということで、ちょうど昨晚その話が、その農家さんと話がついたところですが、3農家集まってくると組合をつくることができますので、こうなっていくと公的な援助も可能になってまいります。今、実際に、もう本年度分の種まきが終わって、もう芽が出てきておりますので、これが4月ぐらいからは随時出荷可能になってくるかなと思っております。

こういうあたりで、新しい品目でもうかるんだというのを町民の皆さんにも理解していただいて、そしてそういうものに随時取り組んでいていただけるチャレンジある農家を育てていきたいなと思っております。

なお、当然、栽培したからには、その売り先も問題になりますけれども、出口はイオンの70店舗と沖永良部で生産できたものとはとるところまでは話を進めることができますので、ぜひ成功させていきたいなと。

ハウスが無理なところは、路地栽培もこれは可能ですけれども、虫等に葉が食われますので、そういうものは随時ジュース等にすることも可能ですよというふうに大手から言われておりますので、アマランサスについてはこれから、試験的にですけれども、少しずつふやしていきたいなと考えております。

なお、できましたら、フローラルホテルのほうのサラダには随時これを使うように指示してありますので、ぜひ皆さんもフローラルホテルに行かれまして、アマランサスのサラダをくださいと注文していただくとよろしいかなと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

○9番（今井吉男君）

今、町長が言われましたけれども、このパンフレットをお借りしまして、ビタミンAはハウレンソウの約7倍、それからまた夏場にこれはできるということで、夏場は知名町の、沖永良部ではほとんど出荷するのがないんですね。夏場は、ほとんどもう収入がない状況にありますので、ぜひ夏場の作物として今後力を入れて、先ほど町長言われたように、3名農家が集まれば助成事業もできるということでありますので、今後、進めていただきたいと思います。

それから、もう一点お聞きます。

徳之島に先日行った折に、コーヒー農園を見させていただきまして、今、奄美のコーヒー産地として大変注目を受けているようであります。といいますと、徳之島も山が多いんで、そういうところを利用して、これを植えつけて、コーヒーは山のほうにも結構いいそうですので、大山の休耕地を活用してコーヒーの生産どうかなというふうに考えておりますので、ぜひ農林課のほうで、そういう農家がおりましたら、もし、いろんなそういう植えつけの講習会とか、そういうのを開いていただいて、ぜひこの農家所得を上げていただくように、今後、取り組んでいただきたいと思います。

それから、このアマランサスについては、大変私も勉強——このポスター、また剥がしたのをもう一回これ借りてきましたので、張っていただいて結構ですので、後でまた剥がさないように、ぜひ奨励品と町長も一生懸命やっていますから、これを借りてきました。また、今度いただけてきますので、ぜひこれをまた張っていただきたいと思います。

それでは次に、4番目、知名放課後児童クラブの件につきまして、先ほど町長の答弁で、送迎を行っているということではありますが、一部、田皆小、上城小の保護者についてはそういう情報が入ってなくて、夫婦共働きのため、送迎のために時間がとれないということで、上城小、田皆小の児童は1人も、この実績を見ても、去年4月からの実績の資料いただきました、ことしの1月まで。大体4月からことし1月、平均二十四、五人、多いときに31名、少ない月で20名ということで、その中で一番多いのは知名小学校です。ほとんどもう95%、99%、ほとんどがもう知名小学校の児童で、住吉小が7月に2名、8月に3名、12月に2名、下平川小学校の児童が7月2名、8月2名、12月1名、それだけで、あと上城小、田皆小の児童は1人もおりません。

ということは、そこまで送迎ができないということでありましたが、先ほど町長は、送迎をしているということであれば、もう一度、周知図って、広報ちなとかに載せるなりして、送迎を行っていますということをしていただければ、利用したいという方がふえると思いますが、いかがですか。

○子育て支援課長（安田末広君）

現在では、福祉法人のほうにおきまして、各小学校において募集しているところでございます。そういったような細かい内容についても、全て通知をしてございますので、その中で田皆と上城については、現在のところ、手を挙げていただいているところはないというような状況でございます。

○9番（今井吉男君）

先日会った保護者からそういう声を聞いたものですから、今回、一般質問出しましたけれども、再度またそういう通知をしていただくよう要請しておきます。

といいますのは、町内の児童の中でも、今回、知名の旧幼稚園敷地跡にできたから知名小の児童が使う、それはもう近いからわかります。そうしますと、この町内でも児童数のバランスがもう崩れているんですね。入学者が、上城小が去年、新1年生がゼロ、ことしは1人とかいうふうに聞いていますが、結局、知名に住んでいる上城、田皆出身者が、帰りたいんだけど、児童数が減って、それにやっぱり競争力も低下しますし、そういう意味から町内、教育者として、教育長、やっぱり教育は平等に受ける、そういう措置を講じていかないと、皆、知名小に集中していくのでは、田皆小、上城小とかほかの小学校の、今、既にもう複式学級になっておって交流がないんです。

だから、一番いいのは、この児童クラブに皆さん集まれば、大人数で交流の場ともなりますので、その点やっぱり、ぜひ今後も送迎をしていただいて、交流の場、なかなかあれだけたくさん児童の中で遊んだことないんじゃないかと思います。1学年、二、三人とか四、五人、少ないところは1人しかいないとか、本当寂しいです。それで競争が生まれるわけがありませんので、児童クラブに行くことによって、お互いが切磋琢磨して頑張ろうという学習面も出てくると思います。

去年の実績、まだ見ていないんですけれども、おとしの学力テストを見ますと、本当に本土との格差が大きいですね。このままいきますと、だんだん知名小に児童が集まっていくんじゃないかと心配しておりますので、その件は、教育長、いかがですか。平等にやっぱり子供たちの成長を見守って、学力も、見ますと、教育目標は立派な教育目標になっています。それは、やっぱり実績をつくらないとだめですよ、目標だけでは。本当に上がった、これだけ学力が上がった、大きい学校より小規模の学校のほうが上がってきたという、そういうのもやっぱりつくる必要があると思いますが、いかがですか、教育長。

○教育長（林 富義志君）

児童数の減によって、今の話からも、ことし、上城小学校が入学式がなかったということで、1名もいなかったということで、これからこういう状態が起きてくるのかなと思って非常に危惧しておりますが、来年度、じゃ、どうなるかということ、来年、何とか1名は入学していただけるということで、先ほどから言っているように、平等ということなんですが、やはり時代とともに、各、知名小も含めて全体的に減っていく中で、いろんな問題が出てきます。

上城小学校においても、学級減の問題が32年度には起きてきますので、今、地

域を挙げて、どうしたらそういうのが学級減にならないか、転校とか知名に住めばということじゃなくて、地域で何とか生徒を確保していくためには、いろんな方策を保護者、地域の皆さんと一緒に考えないといけないということで、学校と連携して、今、そういう対策会議を校長先生を通じてやっております。

ですから、これは上城小学校だけの問題じゃなくて、各小学校でそういう形で、何とか学級減にならない、もう複式はある意味ではやむを得ないかなと思うんですが、それ以後、学級減にならないような対策は、こういう放課後児童クラブの問題も含めて総合的に検討していくときに入ってきたなということは自覚しておりますので、今後、地域と進めていきたいと思っております。

○9番（今井吉男君）

ぜひ、複式が悪いということではありませんが、複式学級はいいところがありまして、細かく指導できます。ぜひ、そういう複式学級のいい面を伸ばして、逆に大きい学校より、生徒数が多い学校よりも複式のほうが学力・体力ともすぐれていれば、逆にそういう学校に行きたい、行かせたいという保護者がふえますので、ぜひその点、今後の教育長の腕の見せどころですので、この1年間に逆転するように、小規模の学校が学力面・体力面もすばらしいというふうに言われるように、教育長の大いに行動力を発揮していただくように要請して、私の一般質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、今井吉男君の一般質問を終わります。

インターネット接続整備のため、しばらくお待ちください。

次に、西 文男君の発言を許可します。

○5番（西 文男君）

町民の皆さん、議場の皆さん、改めまして、こんにちは。そして、本日、貴重な時間をつくっていただき、傍聴していただいている皆さん、知名町女性団体連絡協議会の多くの皆さん、本当にありがとうございます。今後とも、議会活動のご理解とご協力をお願いいたします。

昨年、我が沖永良部知名町においても、台風災害による甚大な農作業の被害をこうむっております。農家の皆様方におかれましては、大変なダメージを受けられ、そして日本全国では豪雨災害、北海道でも地震災害等で被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。そして、ことしは自然災害がないことを願っております。

それでは、議席番号5番、西 文男が次の2点について質問を行います。

質問に入る前に所見を述べ、質問に入らせていただきます。

日本政府は、地方推進に向け頑張る自治体を全力で支援すると地方創生担当大臣が話しております。産業振興などの積極的な取り組みを呼びかけています。

地方創生は、本格的な事業展開の段階に入っており、これからは成果が問われると強調し、観光客の動向などのビッグデータ等も提供しているそうです。また、地域経済分析システムや、2019年度予算案で1,000億円を確保し、地方推進交付金により自治体の施策を後押しすると話しています。

我がまちの平成31年度の当初予算、一般会計予算は59億1,300万円として、自主財源は18%、10億6,100万円で、ふるさと納税の3,000万円も計上した金額でございます。また、依存財源は82%でございます。しかも、財政調整基金より2億1,900万円の繰り入れ予定の予算でもございます。全国的に見ても、自主財源の低さは一目瞭然です。鹿児島県内において、自主財源比率が20%以下で、低いほうの自治体になります。

知名町を理解し、知名町を愛する全国の方々に知名町をアピールし、その思いのある方々や企業にふるさと納税で知名町に参加していただき、活力ある知名町の実現、そしてよりよい未来をつくり、知名町の多種多様な分野における施策が一つ一つできると思います。

また2つ目に、少子高齢化が全国的に進んでおり、将来を担う子供は日本の宝で、必ずこの子供たちが今後の日本を背負っていきます。知名町においても同様です。まちの施政方針の中でも、学校教育の充実等々がうたわれております。そして、その児童・生徒たちの学習意欲を高め、学習活動を通じて基礎・基本を習得させる、また特別支援教育などの子供の状況やニーズに応じた教育の推進に取り組みますとうたっております。

以上の件を踏まえ、質問に移りたいと思います。

ふるさと納税について。

①当初予算に対し、2月末現在のふるさと納税額及び達成率は何%か。また、ふるさと納税者は何人ぐらいの方々でしたでしょうか。

②ふるさと納税者へのお礼状、返礼品等にアンケートを行っているか。

③ふるさと納税の活用について、納税者からの希望はどうなっているか。

④ふるさと納税についての今後の展開について、まちはどのように考えているか。大きな2番、教育行政について。

①で一つ訂正がございます。町内の各小学校というふうに書いてありますが、町内の各小中学校で不登校の生徒は何名ぐらいか。中学校の中に入れていただきたいと思います。

②不登校になった生徒への心のケア等は実施されているか。

③教育委員会、学校、保護者、児童・生徒を含めた、不登校への原因についての話し合い等は行っているか。

以上、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、先ほどご質問がありました西議員の大きな1番目は私のほうで回答いたします。大きな2番目に関しましては、教育委員会所管事項になりますので、教育長のほうから答弁させます。

まず、ふるさと納税につきまして、議員から4点ご指摘を伺っておりますので、1番目の質問につきまして、その納税額等ですけれども、年度当初の予算編成におきまして、私どもはふるさと納税を3,000万円ほど見込んでおりました。そういったことで、年度当初は3,000万円の計上をしておりましたが、2月末現在、今、カウントしておりますけれども、1,500万円の納税を受けております。ありがとうございます。当初予算比にいたしますと、まだ50%域にしか達していないという状況でございます。

納税をされた皆様の件数でございますけれども、534件で1,500万円ということになります。

続きまして、②番目のお礼状や返礼品に対するアンケートを実施しているかというご質問ですけれども、お礼状につきましては、返礼品を納付するときに返礼品の中にお礼状という形で発送させていただいております。

また、返礼品につきまして、もらった方たちへのアンケートにつきましては、現在、行っておりません。

3番目、ふるさと納税の活用につきまして、納税者からの希望はどうなっているかということでございますけれども、知名町まちづくり基金条例におきまして、寄附者の社会的投資を具現化するために、本町におきましては5つの活用方法を提示してあります。まず1番目が、地域活性化に関する事業に使っていただくという、2つ目に環境保全及びその整備に関する事業にふるさと納税を使ってほしい、3番目が保健福祉に関する事業に使ってほしい、4番目、未来を担う人材育成に関する事業、5番目が、その他この条例の目的を達成するために必要な事業等に納税を使ってほしいと、このいずれかに丸をつけて納税していただくという形をとっております。寄附金申込書や振込用紙にそれらのものが表記されており、希望する項目には印をつけられるようになっております。

4番目のふるさと納税についての今後の展開について、町はどのように考えてい

るかということですが、本年度からふるさと納税を、役場職員だけではなくて民間の力を活用していくということで、本町職員プラス民間の力もかりながらこの事業を推進しておりますが、新年度におきまして、ふるさと納税の専属担当を置き、返礼品の掘り起こしや、その拡充に努めていきたいと思っております。沖洲会を初めとする出身者などへのPR活動を行い、いただいた納税の活用事業についても協議を行ったり、有効的な事業実施を目指してまいりたいと考えております。

このふるさと納税の今後の展開につきましては、本年度から実施しております民間活力をどう活用していくかというあたりを積極的に進めていくということと、他市町村におきましては、ふるさと納税専属の職員を1名から、多いところでは五、六名配置して対策をとっているところもございます。

本町におきまして、この後、職員配置をどうしていくかというところは、全ての課の人員配置等も勘案しながら、これについては今後検討していこうかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○教育長（林 富義志君）

それでは、西 文男議員の大きな2番、教育行政について、私のほうからお答えいたします。

①の町内の小中学校の不登校の問題ですが、平成30年1月の生徒指導月例報告によりますと、1月31日現在の休みがちである児童・生徒の人数は、小学校11名、中学校10名の合計21名です。この21名の中には、病気や体調不良等も含まれております。

登校や不登校傾向であると考えられる小学生は6名、中学生は10名の計16名です。この16名の中で30日以上欠席が、小学校4名、中学校が8名の計12名となっております。

②番の心のケアが行われているかという質問ですが、不登校になった児童・生徒への心のケアの対応についてですが、一つは、不登校適応教室として、平成30年、去年の10月から、あしびの郷で「よ～いよい えらぶ」という不登校適応教室を開設いたしました。この教室の開設に当たっては、全小中学校の保護者にチラシを配布して案内してあります。現在の利用者は中学生3名ですが、特別支援員が対応しております。

2つ目は、スクールカウンセラーの派遣です。学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣しておりますが、知名町の担当のスクールカウンセラーが年間23日、対応しております。児童・生徒の実態に応じて、女性のスクールカウンセ

ラーを臨時的に派遣することもあります。

③番の話し合い等についてですが、不登校の実態については、常に学校と連携を図っております。不登校になる原因はさまざまですが、全て教育委員会が対応することではありませんが、学校と相談しながら、必要に応じて教育委員会の担当者も含めて、学校、保護者で話し合いを行っております。

以上です。

○5番（西 文男君）

それでは、順を追って質問したいと思います。

企画振興課長、先ほど町長の答弁の中で、当初予算3,000万円を組んで、2月末現在1,500万円です。50%の達成率ということですが、この1カ月、まだありますので、それで目標達成、そしてラストスパートにかける企画振興課のふるさと納税に対する動きはどういう形で考えていらっしゃいますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

まずは、激励の言葉だと思って、ありがとうございます。

一応、当初予算3,000万円を目標に予算計上いたしましたが、現在、2月末現在で1,500万円というところで、今、担当と、おっしゃるようにラストスパートというところで動いております。担当のほうに再確認しましたら、現在もほぼ毎日のようにふるさと納税が入ってきているという状態で、大変感謝しているところであります。

ちょっと今回、3,000万円にした理由としまして、1点目は、30年度に委託業者を導入するということで、去年は1,100万円でしたが、今回はそれ以上の希望も含めて3,000万円という数字を入れましたが、平成29年度には202件、今回はもう534件、2月末現在で入っておりますが、29年度の時よりはかなり大口の方々がいらっしゃって、金額、件数的にも202件で1,100万円、今回は534件ですが、1,500万円というところの部分もあります。

あと、委託業者につきましても、夏に決定をいたしまして、その後、返礼品を取り扱っていただく事業所等もふやしてまいりましたが、なかなか年内ふえなくて、現在、随時ふえている状況ですけれども、現在のところ、74品目の返礼品が準備できまして、各ふるさと納税者に連絡をしているところでございます。

残り1カ月ですが、頑張って目標に少しでも達成できるように行っていきたいと思っております。

○5番（西 文男君）

企画振興課長、結論をいただきたいんですけども、達成できますか、できませんか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

昨年４月から２月末現在での状況の金額等々を見ましたら、かなり厳しいというふうに見ております。

○５番（西 文男君）

いや、企画振興課長、去年の返礼品が１６品目から、もうことし既に７４品目と、その提携をしたシステムプラスさん、非常に努力して、ふえて、要は去年の大口と比べて、ことし、知名町に理解いただいている方がふえたということで、去年よりもはるかに上回っておりますので、その努力については十分わかっておりますが、私が当初予算組んだときに、当時１，０００万円で、３，０００万円の予算を組み、３倍になるんですけども、どういう形で達成するんですかというふうな質問をしたと思うんですが、そのときに回答は、今おっしゃった民間企業とタッグを組んで、他市町村がやっている形でありますので達成できるというふうに話をされたかと思うんですが、やはり実際に契約して、町内だけでやったときと、企業と契約して、ふるさと納税に対する作業について、変化をどのように感じていらっしゃいますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

委託契約をいたしましたのは、シフトプラスという会社でございます。その会社のプレゼンにおいて、この委託業者に決めた理由は、まず事業所、あと返礼品をふやすというところで、事業所の皆様の開発というか掘り起こしをしていくというところが１点と、あと、実際に品物を送るとなると、事業者の皆さんも伝票処理から送付用紙から、なかなか手間がかかりますので、そこも一体となってその会社のほうが請け負うというところがありましたので、現在、進めているところで、そういう部分を見ますと、事業所の皆さんにとっては、かなり手間暇がかからないというところで、ありがたく進めているところでございます。

○５番（西 文男君）

税務課長、去年の町内在住で知名町以外に納税された金額、それと、今、ふるさと納税の返礼品はどの財源を充当しているか、後で総務部長、すみません、教えてください。

○税務課長（甲斐敬造君）

町内にいらっしゃる方が町外の自治体に昨年、２９年１月から１２月中に寄附した件数が２４件です。金額にしますと１６０万３，０００円になっております。

また、３０年中の今まで集計できている分につきましては２１件、金額にしまし

て106万円となっています。

今回の分は、まだこれから、今、申告中ですので、だんだん増加していくと思います。

○総務課長（瀬島徳幸君）

ふるさと納税に係る経費については、一般財源のほうで事務費等を賄っております。ただ、これについては、ふるさと納税の意義というか、ふるさと出身者、また全国のそういう知名町を愛する方々の気持ちを酌み取った、そういう制度であるという意味で、当初のほうは一般財源で事務経費は賄うと。

今後については考えますと。私、財政担当していますので、なるべく一般財源を使わないような手だてはできないかということで、今後については、まだ所管課等含めて検討は必要だと思っております。

○5番（西 文男君）

企画振興課長、隣町並びに類町では、もう既に金額が多くて、一般財源にするんじゃないくて、やはりふるさと納税はふるさと納税で返礼品、そして企画会社等、それから発送手数料等やっているんですが、知名町も今後、当然こういう形でふえていくと思うんですが、今、総務課長は、やっぱりふるさと納税の返礼品等もふるさと納税で行いたいという考えですけれども、企画振興課長、どうですか、その点については。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

総務課長のほうからも答弁がありましたけれども、今後、ふるさと納税はふるさと納税としてのもちろん考えがありますが、まちとしての一般財源の確保も必要になってきますので、そのあたりも加味しながら、総務課長並びに町長とまた進めてまいりたいと思っております。

○5番（西 文男君）

類町のお話をしますと、すぐ、要はふるさと納税で返戻品としていたら、収支という表現、わかりやすく言えば収支ですね、すぐ出てきたんですよ。29年度、寄附者が1万6,670人、寄附額が3億5,000万円強で、返礼品に対する金額までお願いできますかといったら、もう、すぐぱっと1億8,600万円と。これはもう、担当している課で既に収支しているからそういう形で出てくると思うんです。

先ほどから言っているその広告等、広報ちなについてもそうなんですけれども、ほかの市町村がすぐ実績報告、こういう形ですぐ納税者に出しているんですよ。というのは、先ほどの知名町の場合には5点ということのみの表示なんですけれども、

ご存じかと思うんで、隣町では車の図書館も導入したの、ご存じですよ、ふるさと納税で。もう、はっきり市町村言います、徳之島町です。野球場の隣に屋内練習場をふるさと納税でできましたということで、事業費が1,518万円強、それで基金繰入金が218万円ということで、活動報告も全部、常にお礼と一緒に出しているんです。

そうしますと、納税した方も、自分たちのまちに納税したお金がこういう形で使われていると、非常にわかりやすいということでやっているんですけれども、その辺、やる予定というか、この間、多分アンケート等、やっていなかったらやるというふうに課長の話を聞いたと思うんですけれども、6月議会、30年の、1年前ですか、アンケート等やっていなかったら、今後やるように検討しますというふうに答弁をいただいたと思うんですけれども。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

今、返礼品というか、納税者に対してのアンケートにつきましては、ちょっと私、昨年の4月からありますが、そのような受け答えをした記憶がないんですが、それ以前のものかしら内容かと思います。

ただ、おっしゃっているように、和泊町も徳之島町も含めて、専属の職員がおりまして進めているということと、あと、納税者にはすぐにも報告ができるような内容になっているということで、知名町のほうは残念ながらそういう体制ができておりませんので、新年度に関しては、そのような体制づくりをして、おっしゃるような、納税者に対してアンケートというか、報告がとれるような仕組みづくりもしていきたいというふうに思っております。

○5番（西 文男君）

それでは、次、広告についてちょっと教えてください。

ふるさと夏まつりにおいては、A”LINE、それからクイーンコーラル等にパンフレットを掲載していますが、ふるさと納税のパンフレット、それをA”LINE並びにクイーンコーラルには掲載したことがありますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

両船会社のほうには、掲載しているというふうには、ちょっと私が聞いておりませんので、現在、ネットのほうで、ふるさとチョイス、あと先ほどのシフトプラスの関係の、今、楽天のほうに掲載はしておりますが、それも確認をいたしまして、今後、両船会社を含めて、いろんなPRができないかどうか、検討したいと思えます。

○5番（西 文男君）

実は、徳之島町は知名町のまねをして載せたと聞いているんですよ。夏まつりあるの、知っていますよね。ふるさと夏まつり、8月何日かというの。あれ、料金は無料だそうですね、知らなかったんですけれども。それは、町のほうから船会社に頼んで載せているということで、そこに徳之島町はもう今の時期からふるさと納税載せていたんですよ、この間、船に乗ったら。それで、広告費もかかるのかなと思ったんですけれども、それにもかからないということなんで、先にうちのやったことをやられてしまって載っていたのかなと思って聞いたんですけれども。

というのは、この間、金曜日でしたっけね、沖永良部がテレビで出てまして、フローラルホテルのロビーが映っていたんですが、あのちょうど休憩室の前に張ってあるんですよ、徳之島のふるさと納税のパンフレットが。だから、もったいないなと思って、ぜひまたそういう形でもできればなと。

それはちょっと気づいた点ですけれども、ちょっと気になったのは、教えてください。この返礼品のパンフレットは、シフトプラスさんはこういう形でつくっていますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

現在のところ、パンフレットはつくっておりません。というのは、今年度、平成30年度で返礼品をふやすというところで、作成しても、また次の変更版が出てしまうというところで、つくっていない状況ですが、ただ、どうしてもPRをしていかなきゃいけないというところで、現在、担当と重立ったものでもいいので、今後、そのようなパンフレットをつくっていけないかというふうなところは進めてるところです。

○5番（西 文男君）

手数料を払っているわけですよ。企画振興課長、手数料8%ですか、シフトプラスさんに。それで、よく調べたら、知名町は楽天さんとやっていると。あと、さとふるともできるそうなんです、システムプラスさんは、提携が。それで、両方と提携しても、楽天さんは楽天さんから商品入れた方だけ手数料、また、さとふるはさとふるの手数料、別なんで、シフトプラスさんを使って、さとふるさんとも契約をしていけば、裾野が広がるということなんですよ。それを、もう隣町は考えて、4月から契約するそうなんですよ。

今現在、隣町、どこと契約しているか、ご存じですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

和泊町は、今、JTBさんとの契約でございます。

○5番（西 文男君）

おっしゃるとおりなんですよね。ふるさとチョイスは、もう年間契約 4 万 9, 500 円とご存じですよね。

今度、和泊町は、シフトプラスさんの楽天とさとふるともするそうなんです。それは、やっぱりそれぞれの顧客の域が違うそうなんです。

知名町のふるさと納税の方法を、ちょっと教えてもらっていいですか。どういう形でしているか、郵便とインターネットと比率を。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

返礼品につきましては、ある程度把握はしているんですが、広告の出どころと、あと比率につきまして、ちょっと数字を持っておりませんので、調べ次第、ご報告いたします。

○5 番（西 文男君）

じゃ、方法だけで結構なんで、教えてもらっていいですか。例えば、郵便振り込み何%、インターネット振り込み何%。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

私を感じているところでは、ほぼインターネットでの数が多いというふうに感じております。

○5 番（西 文男君）

そうですね。やっぱり顧客層でいくと、楽天さんはインターネットが多いそうなんですよ。ふるぽのほうにいきますと、年配の方々は郵便局での支払いがあると、だから広げていくという分析をしているんですね。常に先に、知名町が始めれば、もう常に先に行っていますので、そういう形でぜひ、新年度は体制もとるといことなんですけれども、ぜひそういう形でやっていただければなと強く要請しますが、鹿児島県内のふるさと納税額の総額はおわかりですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

すみません、現在のところ、把握をしておりません。

○5 番（西 文男君）

もう、既に 200 億円です。昨年度より 50 億円ぐらいふえています、県内 43 市町村。それで、県内 43 市町村で前年度を上回った市町村は 32、県内です、減った市町村が 11。郡内では、ふえた市町村 9、減が 3 なんです。

やはり、例えば、このパンフレットの話からいきますと、健康食品である、町長も推進している桑茶です。農林課長、モニタリングとっていますよね。血圧が下がった、中性脂肪が下がったという結果は出ていないですか。

○農林課長（上村隆一郎君）

モニタリングの方については、使用後のアンケートを実施しておりますけれども、効果があったですとか、余り変わらなかったなど、さまざまございます。

○5番（西 文男君）

この返礼品のパフレット、桑茶掲載していますが、そこでも一言入れたら、私はプラスになると思うんですけども、それと、農林課長、もう一つ。

子牛が非常に順調ですよ。知名町の優秀な鹿児島県の種を入れている牛の名前をちょっと教えてもらっていいですか。

○農林課長（上村隆一郎君）

県のほうで、種雄牛、雄の種牛ですけども、これの種雄牛については、県が推進する種雄牛がありますけれども、その種雄牛については幾つかあるんですけども、そこは実際、今度は子牛が生まれる当たって、やはり母方との相性ですとか、そういったところもございますので、主に使われているのは3系統ぐらいかなと思っております。

○5番（西 文男君）

知名町の返礼品にも、鹿児島和牛、日本一になっていますから、あるまちは、具体的に言いますと大崎牛と載せているんです。これは、スーパースター「隆之国」と。うちの場合は、成牛じゃなくて子牛を出産しています、知名町の場合は。沖永良部で育った何々、有名な、僕は余り詳しくないんですけども、親牛の名前入れて返礼に一つつけ加えればなというふうに思ったので聞いたんですけども、農林課長、企画振興課長、その辺は返礼品のリストの中に一つつけ加えることはできますか。

○農林課長（上村隆一郎君）

つけ加えられるところについては対応できればいいかなと思うんですけども、昨今の情勢でいきますと、非常に表示に関しては、かなり厳しい目が向けられておりますので、やはりその表示が適正かどうかということも見きわめながら、そこには対応していく必要があるのかなと考えております。

○5番（西 文男君）

ぜひ、そういう形でできるのであれば、載せていただければと思います。

それから、もうこれ3番までで、これで終わりますが、④今後の知名町ふるさと納税に対する具体的な取り組みということで、先ほど町長の答弁の中に専属の職員を配置するということでしたが、企画振興課長として、もう3,000万円じゃなくて、来年はもう1億円ぐらいしたら、何人ぐらいの担当者、これは雇用の促進にもなると思うんですが、どのように考えているか、具体的に教えてください。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

先般も、町長、副町長、総務課長、時間をいただきまして、31年度に向けての取り組みという中で、ふるさと納税については、かなり力を入れていかないといけないというふうなお話をさせていただいたところです。

ただ、どのぐらいの職員を配置してくださいというふうなお話ではなくて、例えば徳之島町が平成29年度、納税額が3億5,000万円、徳之島町は入っておりまして、担当課長に聞きましたら、職員が4名、臨時が6名、合計10名で対応しているというところで、これはもう、ちょっと本町では考えられない数字、本当にどこまでやるんだというところでおっしゃる内容になるかと思いますけれども、今後、もちろん町長は町全体の人事も考えながら、ふるさと納税の人事も考えていただいていると思いますので、そのような人事をしていただけるんじゃないかなと思っています。

○5番（西 文男君）

徳之島町は、雇用促進の目的として、ほかのJTBさんであるとか楽天さんとは契約しないと。独自でして、先ほど言ったように4億5,000万円、今現在ですよ、平成30年2月末現在。それで、職員3名、臨時職員4名の7名と聞いたんですね、僕。これは先日ですけれども、2月28日です。

それで、大体、要は人件費と、ふるさとの税額に対する人件費は何%ぐらいですかと聞いたら、7%前後だそうです。だから、雇用の促進なり、例えば企画振興課長が3億円という目標を設定した場合、町長に5人、正職2人、臨職3人という、例えばの話ですよ、だから目標は幾らですかと、配置は何人を考えていますかというのを聞いているんですけれども。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

今度、当初予算にも3,000万円という数字を計上させていただきました。今回、目標を達成できと思っていたのが1,500万円というところで、人数をとるところですけれども、それは配慮していただけるというふうに考えております。

○5番（西 文男君）

わかりました。

それでは、鹿児島県で一番多い志布志市は、これは財政の問題ですけれども、自主財源、約40%です。町長、ご存じですよ。やはり、ふるさと納税額が非常に、鹿児島県で一番高く伸びているんです。それには、やはり町長が考えているスピード感を持ってやるということですので、ぜひそういう形でやっていただくよう強く要望して、ふるさと納税についての質問は終わります。

次に、教育行政について。

先ほど、長期の学校不登校に関する人数は教えていただきましたが、教育長、全国ではどれぐらいの、何％ぐらいの比率ですか、児童・生徒の不登校率は。

○教育長（林 富義志君）

先ほど、本町の報告しましたがけれども、全国・県のほうは、まだ数字を把握してありません。

○5番（西 文男君）

後で、ぜひ教えてください。全国だけしか、ちょっと私、調べられなかったものですから、大体全国で、小学校が184人に対して1人、0.54％ですか、中学校については30人に1人、3.25％ですか。

本町におけるパーセンテージ、これは生徒数で、統計学的に少ないほうが高く出してしまうんですけれども、それで比較したかったものですから、ちょっとインターネットで調べたら、文科省の27年度のは出たんですけれども、鹿児島県と郡内、ちょっと出なかったものですからあれですけれども、ちょっと不登校の比率が高かったものですから、それは人数、生徒数によって、当然少なければ1人、2人で数値が上がるのは統計学上の問題なんですけれども、ただ、その子供たちの心のケアというのは、先ほどの答弁の中でも、行政、学校、保護者、生徒という話はありませんでしたが、具体的に行政、学校、保護者、生徒と4人で相談に乗ったことはありますか。

○教育長（林 富義志君）

一学校で不登校の原因というのがいろいろはっきりしている事例もありまして、そういうことに関しては、ただ学校だけが保護者に対応するのではなくて、組織で対応していくべきだろうということで、保護者、学校、教育委員会、関係者を入れて、ケース会議を開いて対応しています。

○5番（西 文男君）

その児童・生徒が、その後、例えばもう元気になって学校に登校しているとか、まだやっぱり、実際に面談をして相談に乗った方で結構なんですけれども、まだ学校を休んでいるのか、それとも学校にちょくちょく出られるようになったのか、そこら辺までわかれば教えていただきたいんですが。

○教育長（林 富義志君）

先ほど、数字を16名、不登校、不登校がちだというのが16名とありましたけれども、いろんなその原因というか、先ほど申し上げましたけれども、大体9つぐらいに不登校の原因を分類されていて、場合によっては、そういう話し合い、それ

からカウンセラーによって子供が復帰したということもあります。

ただ、依然、まだ登校に至っていないということで、今後どうするのかという話し合いを関係機関で進めているところです。

○5番（西 文男君）

やはり、みんなの思いは一緒だと思うんですね。子供たちは将来があるんで、義務教育ですから、みんなと一緒に、みんなと遊んで、学んで、たくましくという思いは一緒。

ただ、今おっしゃっているように、いろんなケースがあるというのもわかるんですけども、その中で、例えばちょっとした発達障害を持っていられるお子さんとかが今いるというふうに聞いています。特別支援学級も設置していますよね。町内は、何学級ぐらい特別支援学級を設置していますか。

○教育長（林 富義志君）

町内6校です。7校ありますけれども、1校ありませんから6校で9教室、児童・生徒数で27名となっています。

○5番（西 文男君）

じゃ、1校は、もう特に特別支援学級を設置する必要がないということでよろしいでしょうか。

そしたら、ほかの6校で設置をしてあって、その子供たちが不登校になっているという児童・生徒はいますか、特別支援学級の中で。数字はもうわかりましたから、いるか、いないかで結構です。

○教育長（林 富義志君）

特別支援学級の子が不登校になっているという例はあります。

○5番（西 文男君）

一番、非常に難しい心の問題ではないかなというふうに、多分、教育委員会、学校教育課、そして学校も思っていると思う。そこら辺については、また十分専門的な方とも相談をしてやっているとは思いますが、やはり親身になって、どうしてもお互い、保護者と考えが違ってくると、だんだん方向性が違って開いていきますので、そうじゃなくて、ぜひ教育委員会も入っていただいて、ゆっくり話をしていただければと思います。そういう特別支援の子供たちについては、特に弱い者の立場になって、ぜひそういう形で取り組んでいただければと思います。

それと、この間の1月24日の新聞で、発達障害児童指導に履修証明と、文科省から出ている小中教員向けの研修制度、要はやっぱ専門でないと担任の先生も大

変ですよ、専門じゃない特別支援学級を持つということは。それについて、2020年以降、指針で、策定は19年度以降ということなんですけれども、町としては、それについての取り組みは何かもう既に始まっていることありますか。

○教育長（林 富義志君）

この二、三年、学校現場で特別支援を要する子供たちというのがやっぱり年々ふえている、そういう現状を踏まえて、やはり学校の先生方も免許というか、全員、専門的な研修を受けているという先生ばかりじゃないですので、私ども教育委員会としては、こういうふえている現状の中で、そういう専門的な教師を派遣してくださいというようお願いを県教育委員会、県のほうに人事異動等でお願いしているところです。

○5番（西 文男君）

その辺は、ぜひ強く要請をしていただきたいと思います。やはり専門には勝てないと思いますので。

それと、その研修制度の創立についての、新聞紙上、出ていますけれども、もう既に体制は整っていますか、それとも今から計画をして体制づくりをしていきますか。この教員向けの研修への参加の件ですけれども、特別、発達障害指導ができる履修証明についての。

○教育長（林 富義志君）

今でも、年間計画の中で先生方を特別に指導に、研修に行かせたりしておりますので、それをもう人数をふやすとかいうことで、今年度、31年度から、できるだけ多くの先生に研修行ってもらおうというふうに計画しております。

○5番（西 文男君）

ぜひ、子供たちは、やっぱり全世界で今後を背負っていく、未来がある子供たちですので、ぜひ弱者の立場にももう少し目線に向けていただければ。

それと、この間の知名っ子表彰につきましては、個人30名ですか、団体等もたくさん表彰していただき、その子供たち、非常に喜んで、今後、頑張っていくと思いますね。そういう制度として、いい制度を設けて継続していますので、ぜひまた弱い立場の子にも目を向けていただいて、ぜひこの知名町から児童・生徒に不登校がなくなるよう強く要請して、私の一般質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

しばらく休憩します。

午後3時15分から再開します。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 3時15分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野賢一君の発言を許可します。

○8番（中野賢一君）

傍聴席におられる皆さん、そしてまたユーチューブをごらんの皆さん、そして町民の皆さん、常日ごろから議会に対するご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

議席番号8番、中野賢一が次の2点について伺います。

大きな1番、民間資金活用型の事業手法に伴う地元業者育成について。

民間資金活用型の事業手法（PFI的事業）は、資金調達を民間主体で行う事業を含め、性能発注による民間企業のノウハウを積極的に活用することを意図としており、設計、建設、維持管理、運営の各業務を総合的に評価することで、従来型の公共サービスをより少ない事業費で提供するというメリットがあるとして、採用する自治体も、ここ数年、多く見られます。

地元業者を育成する上では疑問が残ります。そのことを踏まえて伺います。

①新庁舎建設についての議論が行われている中、建設地が決まっておらず、町民が一番心配しているのは、もし庁舎建設地があしびの郷周辺に決まった場合に、現在の商店街が衰退してしまうのではないかと心配もあり、この心配を払拭するには、現庁舎及び跡地の有効活用計画（総合計画）も含めた議論を同時に進める必要があると思われるが。

②番、知名町がPFI（BTO）方式を選択した場合、本事業における応募グループの代表企業は町外の企業であると思われ、町はSPC（特別目的会社）と契約を締結することになり、建設工事を含めたそれぞれの関連業務について、このSPCから発注されることになると思います。PFIが事業手法の場合は、地元企業の工事発注や地元企業の活用、育成については、町としてどのように考えているか。

③知名町内の建設業者入札参加資格者（各業種別）、何業者あるか、またランク、ランク基準も含め、どのようになっているのか。

大きな2番、離島物価高・消費税・所得・その他について。

所得については、奄美は県平均の85%と言われており、本土との物価差は県平均に比べ、約2割増しとなっている大島地域に物価指数、消費税増税を控え、生活は一層厳しくなる。平成元年、1989年に消費税が始まり、税率は3%、平成

5年に5%に増税、平成26年に8%に増税、ことし31年10月に10%に増税が予定されているが、消費税が10%になると、低所得者及び子育て世代への影響が大きいと思われるが、そのことを踏まえて伺います。

①消費税10%は、本町では実質何%の値になるのか。その差は、税額にして、どれくらい余分に納税することになるのか。

②消費税が10%になると、消費税は低所得者及び子育て世代への影響がより大きいので、生活が苦しくなり、子育てに影響が出てこないか心配ですが。

③政府の消費税増税対策として、プレミアム付商品券が復活、対象は低所得者と0歳から2歳児のいる家庭への世帯向けの政府案でございます。消費税が10%になる場合、中小小売店での購入時にクレジットカードなどキャッシュレス決済を使った消費者にポイント還元すると政府は進めているが、低所得者の方はほとんどクレジットカードやキャッシュレス決済を使っていないと思われるが。

以上、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまの中野議員のご質問に回答してまいります。

大きな1番目の民間資金活用型の事業モデルにつきまして、地元企業をどう育成していくかということに関しまして、第3回のまちづくり町民会議において、新庁舎建設場所については、あしびの郷・ちな周辺を候補地として答申いただいております。

その答申の附帯事項にも、商店街を含むまちの活性化、課題等について検討する必要があるというふうに答申をいただいております。議員ご指摘の件につきましても、同様の意見を町民会議の中でも附帯事項としていただいております。

その中で、知名町のまちづくり町民会議の委員からは、現庁舎の跡地をどう有効活用していくのかと、そのことは、今回、これから大いに検討していく必要があるというふうに聞いております。人が集まる多目的スペースの構築や、地域おこし協力隊が実施している新しい観光ルートと商店街を結ぶことを視野に入れたマチヘソプロジェクト事業の活用や、金融機関等の集約、新旧庁舎と商店街を結ぶ周遊バスの運行などの意見も出されております。

今後、知名町のまちづくり町民会議で内容の深掘りを行い、総合計画に折り込むために論議を同時に進めていく予定でございます。

2番目、PFIを導入した場合、地元業者の参入または育成等についてどう考えているかというご質問に対してお答えですが、現在、学校教育課主管で、知名町まちづくり基本計画及び庁舎整備にかかわる調査検討業務委託を発注しております。その中

で、P F I（B T O）方式についても検討することになっており、民間事業者意向調査もあわせて実施してまいります。

この民間業者意向調査とは、民間業者が参入可能な条件を分析し、当該施設整備に関心を持つ民間事業者の意向を把握するものでございます。

以上のことから、本町といたしましては、地元企業の活用、育成について、可能な限り工事発注が行えるように庁舎建設の資金面については検討していくつもりであります。

③町内業者のランクはどのようになっているのかというご質問ですが、町内の建設工事入札参加資格審査要綱に基づきまして、2年ごとに到来する年度に入札参加希望業者は、町へ建設業の許可書、経営事項審査結果通知書、技術的適性、社会活動に関する書類、県税町税の納税証明書、労災保険料納入証明書など添付し、提出して資格審査を受けなければならないようになっております。

平成30年、31年度、町の建設工事入札参加資格者数は、土木一式工事13社、建築一式工事9社、5社ほどは重複しております。計17社が登録されており、入札参加資格者の格付（ランク）は、客観事項（経営事項審査結果通知書）や、主観的事項として完成工事高、それから工事成績の平均値及び技術職員等の数などを総合的に判断して格付を行っております。

大きな2番目の離島物価、消費税等が及ぼす影響等についてですが、①番、消費税率10%が本町では実質何%に値すると考えているかということですが、仮に県本土で税抜き価格を1,000円とします。それを本町で、もし2割増しの1,200円で購入する場合を想定したとします。消費税は、それぞれ100円と120円になると思います。税込み価格は1,100円と1,320円になります。県本土の税抜き価格を基準とした場合の実質の消費税率は12%相当になるものと思われま。

また、消費税額は、県本土で購入する場合よりも20円高く納税することになり、県本土と本町で購入する商品の税抜き価格の差額に消費税率10%を乗じた額を多く支払うことになるかと考えております。

2番目、消費税が10%になったときに、低所得者もしくは子育て世代への影響についてのご質問ですが、消費増税は低所得者にとって今後の生活に大きな負担となることは避けられないと思います。

政府は、飲食料品の軽減税率適用や低所得者・子育て世帯へのプレミアム商品券事業等を消費税増税影響緩和策として実施する方針を示しており、幾分その影響は緩和されるものと考えております。

また、増税による財源をもとに、幼保無償化や低所得者への大学給付型奨学金についても閣議決定されており、安倍首相は、小学校、中学校9年間の普通教育無償化以来70年ぶりの大改革である、産み育てやすい国へと大きく転換していくと述べております。国民全体にとっては負担がふえますが、子育て世代については、大きな意味では、少子化対策による負担軽減策が今後も図られていくものであると考えております。

3番目、プレミアム商品券につきまして、ことし10月に消費税が10%になることから、国は消費税・地方消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム商品券の発行などを行う市町村に対し、国による財政支援を行うこととなっております。

本町としても、消費に与える影響を緩和するため、プレミアム付商品券の対応を進めてまいります。

次に、買い物をしてクレジットカード等のキャッシュレス決済ができる中小小売店につきましては、知名町商工会に問い合わせたところ、現在、数件しか導入していないということでございます。

消費者が支払いにクレジットカード等を使い、中小小売店がキャッシュレス決済すると、消費者は5%のポイントがもらえます。しかし、クレジットカードなどを持っていない消費者やキャッシュレス決済ができない中小小売店での買い物は、消費者にポイントがもらえないということになります。

また、商工会としては、中小小売店などに情報提供や勉強会を行っているということでございます。例えば、レジ導入につきましても、中小企業庁の補助事業として、消費税軽減税率も対応できる複数税率対応のレジの導入事業などもありますが、現在のところ、問い合わせしている事実はないということでございます。

以上で、中野議員への回答を終わります。

○8番（中野賢一君）

町長、ありがとうございます。

順を追って、またお尋ねしたいと思います。

2月15日の南海日日新聞に、「新庁舎、あしびの郷周辺に」、町民会議が建設地を答申と、7班のうち6班はあしびの郷周辺、1班は現庁舎の位置を適地と、その後の全体会議であしびの郷周辺に決めたということで、その決めた理由としても4つほど掲げておりますが、将来的な拡張にすぐれていると、駐車場スペースが十分確保できると、仮設庁舎が不要、コストが削減できると、津波、高波などの災害

に強いという点を利点として挙げておられます。

それに対して、町長は、附帯事項も含め、町民会議からの答申書の内容をもとに役場の中で再度しっかり協議し、最終決定したいと、町長は、ことし秋ごろの基本計画を策定して、2020年度中の着工を目指していると。

けさ、議会のほうでもちょっと説明がございましたけれども、今定例会中に大体庁舎位置を決定するということですよね。

○町長（今井力夫君）

前回の議場で、私のほうから、この件について、3月議会の中では決定して、報告したいという旨をお伝えしたと思います。

今議会の最終日までの間には、皆さんに役場庁舎の位置を申し上げたいと考えております。

もう少し、役場職員も含めて、私自身も答申内容を再度検討し、答申に出ていたさまざまなご意見、それから商店街の問題等も含めて、全てのものを私なりに精査した上で最終決定を申し上げたいと思っております。最終日までには、きちんと回答したいと考えております。

○8番（中野賢一君）

わかりました。最終日までには決定するということですね。

その後、町民に対しての説明とかアンケートとか、そういう予定も含まれておりますか。それとも、予定がわかれば、大体いつごろか。

○町長（今井力夫君）

まちづくり町民会議の席上でも、委員の皆さんから、庁舎建設位置についてはアンケートをとりますかというご質問を頂戴しましたけれども、私はその席上で、アンケートをとることはないというふうに申し上げております。

一つは、そのために町民会議として、町内にあります各種団体の中から代表者を1名選出いただいて、そして志ある人たちが自主参加で、自分は参加したいということで申し込んでこられた皆さんの中から、私たちもその意欲を、本人の申し出書をもとにして3名ほど選考しております。また、アドバイザーも2名配置して、計37名の委員の中で2カ月間しっかりと検討しておりますので、その2カ月間の検討というものを非常に尊重していくことも大切であろうと思います。

現に、例えば与論町におきましても、アンケートは実施しておりますけれども、最終的にはアンケートとは全く違う場所へ役場は建設、今、スタートしているところ です。

したがって、必ずしもアンケートが役場庁舎建設位置に直結するものとは考えて

おりません。また、町長としても、ある意味では、アンケートに頼るというのは、自己決定をそこでほかの人に責任をなすりつけているものと私は考えておりますので、自己決定をしっかりと自分の責任の中でやるべきだと考えておりますので、アンケートを今後行うつもりはありません。

それから、町民への説明につきましては、これまで全ての会議は役場庁舎内におきましても観覧できるようにしてありますし、インターネット上にも公開してあります。ですから、町民への説明責任というのは、これまでの間にも十分果たしてきたつもりでございますので、あえて各校区に出向いて、こういうことでこうなりましたという説明をするつもりは、今のところ、ございません。

○ 8 番（中野賢一君）

わかりました。

町長の今のお話を聞きますと、町民への説明は十分されていると、そしてまたアンケートもとる必要はないということですので、これは町長責任で、でも町民の皆さんへの周知はぜひ行ってください。よろしくお願いします。

①番を終わります。

次に、②の問題ですけれども、今、私たちも、去る1月29日から2月1日にかけて、庁舎視察をしてきたんです。そのところで、さつま町と、それから周南市と、両方見てきましたけれども、その中で、今、私の資料でも、ほとんどPFI的事业は取り入れていないみたいなんですね。お隣のところだけ、PFIを使っています。というのは、やはり、それは地元業者育成のためですかと質問したら、いや、やはりそのほうが、今の従来式のほうがよかったという返事をいただきまして、ほとんど今、調べたんですけれども、あちこち、名前は言えませんが、やはりお隣以外はPFIは使っていないんです。

お隣のPFI、結局、さつま町の面積が鉄筋コンクリート3階建てでプロポーザル従来型と、そして延べ面積が5,358平方メートル、約1,624坪で17億5,079万9,000円。これを坪単価で割ると108万円ぐらいになるんです、108万円ぐらいに。お隣の場合は、鉄筋コンクリートの2階建てで、PFI（BOT）方式を使っております。それが3,241平方メートル、982坪です。さつま町は、約1.7倍の面積です、和泊町、お隣の町より。

総事業費が大体似ているわけです、17億円。お隣が17億2,498万5,000円と、坪単価にしますと190万円ぐらい当たっているんですよ、190万円。この190万円、七、八十万の差額はと、私なりにちょっと計算してみたら、これはSPC関連委託費が8,358万7,000円、維持管理費が

9, 720万円と、SPC管理費が7, 493万7, 000円ということで、2億5, 572万円を特別会社に支払っているんです。これが、大体坪単価で約70から80万円単価上げているような形になっています。

だから、必ずしもPFIが金銭的に事業費が安くなるという、ちょっとそれは疑問に思いました。というのは、結局、このPFIを使うと何がいいかというと、役場の事務が単純化されて、自分らはノータッチと、ほとんど民間会社に委託すれば、資金から全て、いろんな面において民間企業がやってくれと。その点があって、金額が必ずしも安くなるとは限らないんですよ。

ほとんど、今、与論町も従来式になっていますけれども、離島の場合は、先ほど町長話されたように、2割ぐらいいは、やっぱり物価高の関係で高くはなると言うんですよ。そうすると、今、110万円に2割掛けると130万円前後ぐらいいに、知名町も大体そういう計算ですと、いくんじゃないかと。お隣の場合は、先ほど言ったように190万円前後ぐらいいかかっているものですから、これは今言ったように、SPCに支払うお金が余分に出ているんじゃないかと思うんです。

ですから、ぜひ、これ地元業者を育成面からおいても、そして総事業費からおいても、私は従来式、プロポーザル方式がいいんじゃないかと思うんですけれども、町長、どうですか。

○町長（今井力夫君）

従来方式を使うのか、PFI（BTO）方式を使っていくのかというのは、まだ私のほうでも、どちらを使うかというのは決めかねている次第でございます。

おっしゃるとおりに、離島におきましての物価高、そういうのもありますし、当然PFIを使用したときには、その主管業者の利益も当然そこには必要になってくるので、そういうふうな値上がりするものは当然あると思います。

反面、例えばPFIを使うことによって、一時的に町の予算を大投入する必要はないだろうし、小分けしていくことができるということでは、その後の公共サービスを行っていく上の資金を温存していくことは可能になってくるかなと思います。その中で、双方のそれぞれの利点をどうミックスしていくかという3案もあるのかなと思っております。

ですから、そういうものにつきまして、これからしっかりと試算をしてまいりたいなと思っております。

現時点で、PFIを活用するとか、従来のプロポーザルでいくのかというような判断は、まだしておりませんので、これにつきましては、十分、今後、町の財政というものをしっかり吟味した上で、専門家のご意見も拝聴しながら決定していかな

きやいけないだろうし、またこれについては、当然町民会議の中で、お金はここにおいてはこれだけ要るであろうと、P F Iを使ったときにはこうなって、毎年の町の持ち出しはどれぐらいになっていくのかというのも、町民の方にはきちんと公表しながら進めていった上で最終決定しなきゃいけない。

ただ、P F Iを利用することの一番の、知名町においての最大の利点は、平成32年度までに設計段階が終了して動かないと、国が進めております公共施設の維持管理に関する起債が使えなくなってしまうということもございます。従来方式でいくと、とにかく実施設計までに時間がかかり過ぎていくというところがございますので、P F Iはその部分が短縮できていけるという、そういう利点もありますので、それぞれのプラス面、マイナス面、十分にこれから真剣に考え、そして多くの皆さんのご意見も拝聴した上で決めていこうかなと思っています。

以上です。

○8番（中野賢一君）

そうですね。今、町長話されたようなんですけれども、やはり地元業者を少しでも、だんだん仕事少なくなっているんですよ。業者もだんだん、昔に比べたら減ってきているんですよ。というのは、やはり地元業者が、Aランククラスは金額的にも随分年間に何億としたりするんですけれども、Bランクになると年間に大体3,000万円、5,000万円いかないと思うんですよ。

となると、やはり業者自体が育っていかないということで、だんだん少なく仕事になってくれば、ぜひ地元業者を優先的に使える方法を、今、町長話されたように、P F Iは利点もあります。ですけれども、今、まだ時間的に、ことしいっぱいで基本設計が終われば、33年度工事完成までは十分やっていけると思うんですけれども、町長。

○町長（今井力夫君）

申しわけございません。地元業者をどう保護、育成していくかという視点については、先ほどの答弁の中で、私、漏れておりましたので、改めて申し上げます。

例えば、もしP F Iを導入したとしても、当然地元業者が何割事業をとることができるかというのは、事前に取り決めをしておかなきゃいけないかなと思っています。また、今後、S P Cにおいても、このでき上がったものを維持管理、修理をしていくときに、一回一回、本土、内地から業者を呼んでいたんでは、向こうとしても大変負担になってまいりますので、地元業者が常に修理保全することができるためには、そこには地元業者を積極的に工事の中に参入させておかなければ、このことは成り立っていかないと思っています。

P F I をするときに、今、幾つか日本全国で行われているところを調べてみますと、契約の段階で何割以上を必ず地元業者を参入させることという、そういう取り決めをして進めているところもございますので、その辺の地元業者を育成していく、また保護していくということは、当然この事業を行っていく上では大切なことだと思いますし、地元業者が潤うことによって、またそれが町に税金として戻ってくるというものもございますので、そういうところは、議員ご指摘の部分については十分検討していくつもりでございます。

○ 8 番（中野賢一君）

従来型と P F I を使った場合、大体地元業者に落ちる金は 6 0 % から、多くて 6 5 % なんです。ですから、やはりほとんど地元業者には利益が落ちないような状況なんです。元請でなければ。幾ら P F I で地元業者を使っても、6 0 % 前後では、もう全部いいのは吸い上げられて、地元業者に落ちるのはわずかしかなんです。ほとんどもう、本当 6 0 % 前後ぐらいが地元業者に落ちるんですよ。

ですから、ぜひ、これはまだ時間十分ありますので、早目に建設地を決められて、そして基本設計にかかれて、そしてどれぐらい事業費がかかるのか、それによって基本設計、実施設計までしても、1 年半あればもう十分できるんですよ、基本設計から。まず第一は、建設地を、町長、話されたように、8 日ごろまでにでも、早目に決定して、そうすれば前に進みますけれども、やはり建設地が決まらんことには、いつまでたっても進みませんので、ひとつぜひ建設地を先に決めていただきたいのと、よろしくお願いします。

以上、今の 2 番目は終わります。

3 番目の知名町の入札参加業者なんですけれども、今、先ほど町長の答弁でいきますと、建築関係が 9 社と、そして土木関係が 1 3 社と、合計 1 7 社と。この建築関係とか土木関係、土木はどうか分かりませんが、知名町の A ランクと B ランクと、何業者ずつか、ちょっと教えてもらえますか。

○ 建設課長（平山盛文君）

今、ご質問の建築一式工事関係で、A 級が 4 社。

○ 8 番（中野賢一君）

A が 6 社ですか。

○ 建設課長（平山盛文君）

4 社です。

○ 8 番（中野賢一君）

4社ですね。

○建設課長（平山盛文君）

B級が5社、C級は該当なしということで、参考にですけども、土木一式工事のほうが、A級は6社、それからB級が6社、C級が、ことしから1社加わっています。

以上です。

○8番（中野賢一君）

このAランクの基準は、どういう、先ほど町長話されていましたが、この基準どおり、その資格者とかがちゃんとやっぱりAランクにはいるんですかね。

○建設課長（平山盛文君）

総合評価の中で、完成工事出来高と、それと工事成績の平均値ということが含まれておりまして、その中でまた今度、技術者職員数の数も加味していますので、その中には1級施工管理とか2級施工管理等々ありますんで、その数のいる会社をランク分けしているということです。

特に、建築の場合は、500万円以上の工事に関しては、1級施工管理がいないと工事元請ができないんで、1級施工管理いる4社をAにしています。

以上です。

○8番（中野賢一君）

知名町に、今、4業者ありますよね、Aランク。そこに1級建築施工管理技士は何名おられますか。

○建設課長（平山盛文君）

A級の4社の総数ですけども、1級施工管理を持っている方が6名です。

以上です。

○8番（中野賢一君）

今のAランクに1級建築施工管理技士、全て持っていますかね、各社とも。

○建設課長（平山盛文君）

登録されている職員の中では、全社持っています。

○8番（中野賢一君）

そうすると、9社のうち5社がBランクということですよ。Bランクの中にも、1級建築施工管理技士とか持っていると思うんですけども、いかがですか。

○建設課長（平山盛文君）

技術職員の数を確認したんですけども、Bランクの業者の中では1級施工管理技士は確認できませんでした。

以上です。

○ 8 番（中野賢一君）

去年だったと思うんですけども、あるH業者が1級建築施工管理技士、合格したと。そういうことで、今、Bランクです。その方がAランクに入れないかなという、一生懸命役場のほうにもアタックしたみたいなんですけれども、そのときすぐ却下されたと、できないと言っていましたけれども。

○建設課長（平山盛文君）

平成30年度、31年度の入札参加資格審査で提出された資格の添付書類は、当然その以前のやつ書類を添付しているわけですから、去年、私の聞いた限りでは、建設課のほうに來られて、その要望を出したというのは、ちょっと記憶ないです。

以上です。

○ 8 番（中野賢一君）

今、わかりました。

じゃ、Bランクの場合は、金額的に、例えば5,000万円以内なのか、3,000万円以内なのか、それちょっと教えてください。

○建設課長（平山盛文君）

Bランクで2,000万円から3,000万円となっています。

○ 8 番（中野賢一君）

1,000から3,000万円。

○建設課長（平山盛文君）

2,000万円から3,000万円となっています。

ただ、当然、仕事量を加味して、例えばBの工事が重複したりとか工事発注が多かったりする場合は、中にはもうAを下げてというか、その調整はしています、指名の中で。

○ 8 番（中野賢一君）

業者的にいくと、Aランク4社と、Bランク5社と。このBランクの指名入札のときに、A社とかもやっぱり入ってきているんですよね。A社も入札に参加されているわけですね。

○建設課長（平山盛文君）

例えば、Bの施工能力と、またAの施工能力を加味して、例えば工期が短いとか、そういうときは、もうAをBの中に入れて入札を行っています。

○ 8 番（中野賢一君）

今、Bランクといっても、もう皆さん、随分経験豊富なんですよ。大体20年か

ら30年以上、Bランクにいるんですよ。だから、そういう業者は、やはり一生懸命頑張っているんですから、年間にわずかしかな金額的に上がってこないものですから、15年かけて、全てで4億円から5億円ぐらいしかやっていないんですよ、15年から20年かけて、Bランクの業者というのは。Aランクの業者というと、1回にそれぐらいはすぐ、1回の入札でクリアできるんですよ。

だから、このBランクの業者は、Bランク以上上げられないのであれば、金額を町でやはりもう少し上げるとか、5,000万円に上げるとか、そういうことはできないですか。

○建設課長（平山盛文君）

すぐ上げるというのは難しいですけども、年度当初に工事発注見込み等がありますので、その中で希望とかを勘案して検討したいと思っています。

○8番（中野賢一君）

ぜひ、Bランクの業者も一生懸命頑張っているんです。ですから、やはり希望を持たせて、いつまでも何十年たってもBランクにいて、3,000万円以下の工事しかできないと、そして15年たって、全てで4億円から5億円しかいっていないと。それでは、やっぱり業者は育ちませんよ。だから、ぜひ金額をもうちょっとアップして、知名町は町でもう少し、例えば5,000万円までとか8,000万円までとか、そういう上げ方をぜひやって、地元業者を育成してやっていくよう要望して、これを終わります。

次に、2の離島物価高・消費税・所得・その他について。

先ほど町長から言われたように、100円の場合は10%掛けると110円になります。離島の場合は、割高が大体20%ですから、100円に1.2倍して120円に、120円に1.1倍すると132円と、ということは22円高いわけですよ。ですから、どうしても、先ほど話されたように、12%を離島は払うわけですね。所得は少ないのに消費税は上乘せと、大変本当やっぱり低所得者とか後期高齢者とか、非常に生活に四苦八苦していると思うんですよ。

そのために、離島は高いということで、どれぐらいになるのか、知名町全体で大体どれぐらい支払いしているか、8%の場合でも構いませんけれども。

○税務課長（甲斐敬造君）

申しわけありません。町全体の消費について、消費税額がどれぐらいになるかというのは、ちょっと把握はしてありませんが、町全体の小売価格の何かの実態調査があれば、そちらから出せると思うんですが、現在、把握はしてありません。

○8番（中野賢一君）

私も、町全体ではちょっと調べていないんですけれども、奄美群島全体で納められる消費税納税額試算は130億円から140億円ぐらいみたいです。そして、奄美群島消費税額適正化試算は110億円前後と、差額は23億円ぐらいあると、121%という試算をされているみたいですけれども、どうしても離島はいろんな、そういうあれがあって、余分な税金を納めて、そして生活費は、所得は少ないし、非常にやりくりしていると思うんです、町民の皆さん。ぜひ、何かその方法で、今、1番終わりますけれども、次にこの2番にいきます。2番のほうでちょっとやっていきます。

ことし10月、消費税が10%に引き上げられると。増税で生活が脅かされるのは、税率アップと、一番問題は便乗値上げなんですよ、便乗値上げ。これがダブルパンチ食うんですよ。消費税だけだったら、まだ待たしてもいいんですけれども、その便乗値上げが非常に大きいんですよ。そしてダブルパンチと。

前回の消費税のアップした場合、増税のとき、食品以外も、光熱費、電気料金が4%アップ、衣類、ブランド品等、消費税非課税である医療費まで増税されているんですよ。これは国策ですかね、便乗値上げだったんですよ。

低所得者対策として導入が決まった食料品の軽減率も、本当に実施されるか、非常に疑問に思っています。というのは、増税の税収見込みが、減税率で1兆円ぐらい減るんですよ。これは、前回は安倍首相は社会保障に回すと言ったのが、今回、結局、教育無償化ということになって、そこに回すもんですから、そうすると、低所得者とか、それから子育て世帯、こういう人たちのちょっとした支援策があるんですけれども、これが果たして減税率が1兆円も減るのに大丈夫かなと、そういうちょっと心配しているんですけれども、町長。

○町長（今井力夫君）

国の消費税率が10%に上がる、そのことについて、私がここでそれに反対するということは難しゅうございますけれども、ただ議員が一番心配されているのは、低所得者の皆さんが本当に生活が困窮しますよと、そういうところを町としてもしっかり見据えた対策を講じていかなきゃいけないんじゃないかというあたりに視点を持っていらっしゃるのかなと思います。

ですから、私どもといたしましても、例えば税の納入につきましても、いろいろなところで、こういうところで困っているというような申告等がございましたら、税務課のほうでもそういうものには対応していくような対策をとっていくと思いますので、今、議員がおっしゃったような低所得者に対する町としての取り組みというのは、どういうことができるのかというのは、我々も十分検討していく必要があ

ると思っております。

○ 8 番（中野賢一君）

けさの 31 年度の町長の施政方針の中で、10 月 1 日に予定されている消費税の引き上げに伴う対応については、引き上げ前後に消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員して経済の回復が持続的にするように取り組もうと、このように書いてありますけれども、もし具体的にわかればお願いします。

○町長（今井力夫君）

お叱りを受けるかもしれません、楽観的かもしれませんけれども、これから参議院選挙がございます。果たして、この 10 月の 10% 値上げというのが、果たして起こるのか、起こらないのかというあたりは、私たちも非常にまだ、その流れに乗っていくのか、どうなのかという意味では、楽観的に見て、お叱りを受けるかもしれませんけれども、ただ、いろいろな納税者の皆さんの中で、納税に関して非常に難しいようなものがあったら、そういうものをきちんと受けていく、相談窓口はきちんと設置していく必要があるかなと、今の段階ではそういうところで考えております。

ただ、今後、国の施策の動き、それに対する県としての動き、そういうものはきちんと私たちも見定めた上で、町として国家にどういうことが手が打てるのかというのは十分検討していく必要があると思っております。

○ 8 番（中野賢一君）

ありがとうございます。

もう一つ、同じく 31 年度の町長の施政方針の中で、子育て支援の、私たちもそれはもちろん昨年の 12 月議会で、議会ともに町長の子育て支援に対しては賛成しております。それを踏まえて質問します。

知名町子育て支援金支給条例新設と、出生時に出産祝金、町内の小中学校入学時、沖永良部高校入学時、入学準備金として 5 万円の商品券を支給すると。奨学金制度をさらに充実、拡充し、給付型奨学金の創設に向けて準備を進めていくと。子育て支援としてはすばらしいことだと思っております。ぜひ進めていきたいと思えます。

ただ、これは議員の私たちも含めて、去る 1 月 7 日の南海日日新聞に、子育ての支援についての疑問点ということが載っていたものですから、新聞もこちらにちょっと持ってきてありますけれども、私たちも何とか、奨学資金は奨学資金で別なんですよ。だから、子育て支援においては、やはり沖永良部高校だけじゃなくて、ぜひ他府県に行かれる子供たちも、特にお金がかかるんですよ、地元よりは。ただ、

今の沖永良部高校については、やはり地元の子供たちを、沖永良部高校を守ろうということで、町長もそういうふうに考えて、私たちも議員の皆さんも賛成してやったんですけれども、ぜひこれはまた県外の高校進学される子供たちにも5万円の商品券を支給する方向にできないのかどうか、お願いします。

○町長（今井力夫君）

12月も、この件につきましては、皆さんといろいろ議論させていただきました。ただ、今現在のところは、財政的なものも、私たちも十分考えた上で、今、限定的にこういうことをさせていただいております。

これを、今後どう拡充していくのかということにつきましては、これからの議論の分野に入ってくるかなと思っております。今すぐに、二、三年したら、それでは全ての子供たちにそういうものをしていこうということをここで述べることは非常に難しいかなと思っております。

それから、先ほど出されました奨学金の給付型の件につきましては、これもかなりの予算を要してまいりますので、企業奨学金というような方向性も、今、勉強しているところでございます。実際に、給付型を企業奨学金として仕掛けているところもありますけれども、その市町村の取り組みの様子なども十分我々も検討した上でないと、給付型の奨学金というのは非常に難しいところがあります。現存の奨学金残しながら、給付型は企業奨学金として2つ設定できるのかどうなのか、今、それを取り組んでいるところがございますので、そういうところのものもしっかりと我々も精査した上でないとできないと思います。

気持ちとしては、永良部の子供たちにどんどん勉強して、そして社会で役に立つ人間になっていただきたい。その中で、帰って、知名町のために一肌、二肌脱ぎたいという子供たちに対して、さらに我々としてバックアップできるようなものが、どういうのがあるかというものについては十分考えていきたいなと思っております。

○8番（中野賢一君）

町長の今のお考えで、私たちもぜひそういうふうに方向つけて、将来的に子供たち、子供たちみんな平等なんです。沖永良部高校に行くからあげると、他府県に行くからあげないと。奨学金の使い道と準備金とは全然違いますんで、ぜひこれも、私も最初にこの新聞を見て、あっときました。だから、それで今、ちょっと質問しているんですけれども、やはりこの新聞の中でいろいろたくさん書かれております。ぜひ、町長も前向きな考えで、ぜひこの子供たちのために、大変お金がかかります。また、いろんな財政事情もわかります。ぜひ、少しずつでもそういう方向につけていかれるようにお願いして、終わりたいと思います。

○議長（平 秀徳君）

これで、中野賢一君の一般質問を終わります。

しばらくお待ちください。インターネット接続整備のため。

なお、本日の会議時間は、審議の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

次に、外山利章君の発言を許可します。

○２番（外山利章君）

議場にみえられる皆様、こんにちは。また、インターネットで議会中継を見られている皆様、今後も議会活動に注視をしていただきたいと思います。

それでは、議席番号２番、外山利章が次の２点について質問いたします。

１、本町の財政状況と町民への情報発信について。

多くの地方公共団体は、歳入全体に占める自主財源の割合が乏しく、地方交付税や国庫支出金、地方債などの依存財源への依存度が高い状況にあります。そのような中、人口減少や高齢化社会への対応を初めとする福祉施策への対応など、多様化する行政需要は増大しており、多くの自治体で厳しい財政運営が続いています。自治体の限られた財源を有効に、そして効率的に使うためにも、財政のマネジメント強化は不可欠であります。

総務省は、平成２６年に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示し、翌平成２７年には統一的な基準による地方公会計の整備について総務大臣通知を行い、地方公会計の整備促進を進めています。

人口減少、高齢化社会の到来の中、限りある予算をいかに納得度高く分配するか、優先順位をどのようなプロセスで決定していくのか、今後の財政運営については、高い次元での透明性と説明責任が求められています。

そこで、今回は、今後のまちの財政状況並びに運営方針及び新地方公会計制度への取り組みと活用、財政状況の町民への周知について質問いたします。

１、人口減少や自主財源の不確定性及び今後予定されている大型事業などを考慮すると、本町の財政状況はますます厳しさを増すことが予想される。今後の財政状況について、どのような認識か、またどのような財政運営を行っていくのか。

２、自治体の限られた財源を有効に活用するためには、正確な財務状況の把握が不可欠であり、国においても自治体財政のマネジメント強化のため、新地方公会計の整備促進を進めている。新地方公会計に向けた本町の取り組み状況並びに予算編成等への活用は行われているか。

３、まちの財政状況を町民にわかりやすく積極的に知らせることは、今後、進む

であろう共生、協働のまちづくりにおいて特に重要だと考えるが、町民への情報提供並びに情報発信は十分に行われているか。

2、子育て支援策について。

放課後児童クラブは、その保護者が労働や疾病、介護などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る施設であり、女性の社会進出、勤労体系の多様化、核家族化など社会情勢の変化により、そのニーズが増加しています。

国も、共働き家庭における小1の壁に対応するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての小学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体化を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めています。

本町においても、昨年12月、知名放課後児童クラブがオープンし、子育て環境の充実につながるものと考えているが、保護者アンケートにおいては、各小学校区での利用希望が多く、引き続き放課後児童クラブの整備が求められています。

そこで、次の3点について伺います。

1、昨年12月に町内初の放課後児童クラブしらゆりが開設し、本町の子育て環境の充実が図られるものと考えているが、現在の利用状況及び運営状況は。

2、子育て世代からは、各小学校区単位での放課後児童クラブの開設を望む声大きい。この要望にどのように対応するか。

3、放課後児童クラブの運営に当たっては、放課後児童支援員や補助員など人材の確保が必要となる。放課後児童クラブ開設を要望する声に対応するためにも、放課後児童支援員の資格取得や放課後児童クラブの運営に対するサポートが必要と考えるが、どのように取り組んでいくのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、外山議員のご質問に回答いたします。

大きな1番、本町の財政状況の情報発信等につきまして、3点ございますので、①から回答してまいります。

知名町の財政は、財源の大部分を地方交付税等に依存している状況であるということは施政方針の中でも述べさせていただきました。国の動向などに左右される脆弱な財政状況にあります。

財政圧迫の主な要因は、公共施設建設等の事業実施に伴う公債費の増加が主な要因となっておりますが、近年、大型の建設事業を間断なく実施しており、公債費は

増加する傾向にあります。

しかしながら、本町は、離島ゆえ、行政コストが他団体と比べて高い上に、塩害等による各施設の腐食、老朽化も早いため、各施設の建設や更新を順次実施する必要があります。公共施設の整備とそれに伴う地方債の活用と、依存度が必然的に高くなっております。

今後、新庁舎建設など施設更新に伴い、公債費のさらなる増加が見込まれるため、これまで以上に支出の抑制に努めるとともに、事業の実施に当たっては、事業規模の最小化、最適化と地方債発行額について上限を設けるなど、適正な水準規模になるように努めていくことが必要だと考えております。

2 番目、新地方公会計につきましての取り組みですが、本町におきましては、平成 28 年度まで、総務省方式改訂モデルにより財務書類の作成を行っていましたが、平成 29 年度からは、平成 27 年 1 月 23 日付の総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、統一的な基準により財政書類の作成を行っているほか、固定資産台帳の整備も行っております。

今後は、公共施設の個別計画なども踏まえ、財務書類等を用いて事業別の費用対効果やコスト分析などを行い、各課の事業評価とあわせながら予算編成に活用していけるよう検討してまいります。

③情報発信は十分かということですが、現在、財政状況の情報発信につきましては、広報紙において予算及び決算の公表を行っているほか、町ホームページにおいても、予算、決算、健全化判断比率、公会計にかかわる財務書類、固定資産台帳等は公表しております。

昨年末、町民と語る会を各校区で実施してきました。その折にも、本町の財政状況については、庁舎建設と絡めて町民の皆様に説明させていただきました。

今後も、各校区に出向いて、町民と語る会の中では、財政的なものにつきましても情報をしっかりと公開していくつもりでございます。

2 つ目の子育て支援につきまして、昨年 12 月に町内初の放課後児童クラブしらゆりを開設いたしましたけれども、利用状況についてというご質問ですので、回答します。

利用状況につきましては、1 月利用した児童数は 25 名、2 月 1 日時点の登録児童数は、長期休暇等のみの利用児童 6 名を含む 33 名となっております。職員は、現在、計 7 名が交代制で行っており、常時 2 名以上の職員で対応しているのが現状でございます。登校日の開設時間は放課後から午後 6 時、4 月から 9 月までは午後 6 時半までとしております。夏休みや冬休みの長期休業日及び土曜日は、午前 8 時

30分から午後6時までとしております。

2番目の放課後児童クラブを各小学校単位でどうしていくのかというご質問ですが、さきの今井議員の質問と同様の趣旨と考えております。今井議員へ答弁したとおりでございます。もし別の観点からのご質問があれば、再度回答してまいりたいと考えております。

続きまして、③児童クラブの運営におきまして、放課後児童支援員資格取得や運営等に関するサポートにつきましてのご質問ですが、今井議員への答弁でも述べましたとおり、国は新・放課後子ども総合プランにおいて、2019年度から向こう5年間、文部科学省と厚生労働省が協力して、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な整備を進める旨を通知しております。地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場を、教育委員会と福祉部局が連携して設けるよう示しております。その中で、包括的指針を定めた上で、運営のサポートについては取り組んでまいりたいと考えております。

また、政府は、児童福祉法に基づく省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の中でうたわれている「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に改正しております。その場合は、各自治体の裁量で運用されることになり、本町がさきに定めました知名町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の中に放課後児童支援員や補助員の資格についても明記されております。今後、このことについて、国の改正に倣い緩和するのか、安全性や質の確保のため、これまでどおり基準を守っていくのか、運営事業所等も交えて十分に検討していかなければならないことだと考えております。

そのようなことから、省令の改正や新・放課後子ども総合プランの指針なども踏まえ、今後の国の通知や指導に基づき、体制づくりをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（外山利章君）

それでは、再質問したいと思います。

まず、財政運営についてであります。財政運営の健全性を考えた場合には、収入と支出のバランスというものが非常に重要だと考えられます。その中で、先ほど町長からもありましたが、自主財源が乏しく、地方交付税や国庫支出金など多くの依存財源に頼っている状況というところがあるのが本町の実情であります。

その中で、本町の自主財源については、住民税というものが非常に重要ではないかと思いますが、そのうちの所得割の部分を伸ばす必要があるのではないかと思います。

れます。

農業立町である本町では、農業振興が特に必要だと考えられるわけですが、昨年末から今、農業、まさに収穫シーズンに入っておりますが、花、ジャガイモ、豆と、町内の主要品目が市場価格が低迷していて、非常に農家は苦しい状況であります。ぜひ、ここは振興策というものを町がしっかりと考えていかなければいけない部分だと思いますが、農林課長、それについてどのように考えられますか。

○農林課長（上村隆一郎君）

今、議員からありましたとおり、農産物の出荷、それから販売が行われておりますけれども、随時農協から市況をいただいたりですとか、それから農業新聞を確認して、市況の状況を見ている状況ですけれども、ことしに入りまして非常に、例年に比べて安い価格で今推移しております。

この農産物の価格については、消費構造で、需用と供給のバランスでやはり左右されてくるわけですが、現在は、バブルがはじけて以降、非常に景気低迷があったということで、かなりの年数で低価格志向で消費者が、そういった志向になっております。

それから、花でいいますと、冠婚葬祭の簡素化ということで、非常に花を使わない世代がふえてきております。それから、消費構造もかなり変化しておりまして、今までは市場から花屋まで、いろいろ情報伝達がいつて消費が行われていたと思うんですが、それがもう花屋がなくなって、量販店に変わってきているというようなところから非常に厳しい価格が続いておりまして、ことし、またそういう非常に厳しい中で販売がなされているかと思えます。

これに対しては、そういったことも常に想定をしながら農政を進めていく必要があるかなと思いますけれども、これについて、我が課の農林課でも一生懸命、また今後どうしていくかということは職員と一緒に考えていきたいと思えます。

それで、それ以上に、また農業の国際化ですとか、非常に変化が今後想定されますので、今後について、また役場だけでなく、農協、それから県の普及課も巻き込んで、今後の知名町の農業をどう振興していくのかということをやっていく必要があろうかなと考えております。

これについて、前々からこういったことを、農協、それから県の普及課と一緒に考えていきたいなということで、計画は、思いはあったんですが、なかなか実現できなくて、ことし、ようやく1月18日に農政懇談会ということで、役場の農林課、それから農協の営農販売課、畜産課、それからサトウキビの生産対策本部、それから県の農政普及課の職員を交えまして、知名町農業の状況を話し合

ったところでございます。

今後また、これも継続してまいりまして、来年、再来年のこと、それからまた中長期的なことも含めて、そういったところで話し合っていければと考えております。

○2番（外山利章君）

今、課長のほうから、非常に厳しい状況、社会情勢が本当に変化してきているなというのを、自分たち、帰ってきて農業始めて20年になりますけれども、つくづく実感します。その中で、本当に生き残っていくために求められているものが何なのかということもしっかりと踏まえながら、沖永良部らしい特色あるものをどうやって出していくか、付加価値ではなくて、本来の価値をしっかり発揮するような売り込み方というのも非常に必要じゃないかと思います。

今、課長の話の中で農政懇談会が初めて開かれたというお話がありましたけれども、それぞれ振興会で言うのは、技連会等もありますけれども、関係機関の、そこに農家の代表が入らないんですね。実際の現場で働いている農家の声というのは非常に重要だと思います。できれば、そういう農政懇談会についても、振興会の会長なり、農家のある程度、生産者の声というものを反映できる形をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農林課長（上村隆一郎君）

農政懇談会については、先ほど説明させていただきましたけれども、これまで各作物ごとにおいて、農協と、それから役場、県の普及課においては、知名町技連会の各作物部会の中で積極的に取り組みがなされてきたかと考えております。

それを、今後、さらにまた広げていくために、これまでは各部会でやっていたんですけれども、それだけではなくて、ほかの作物の状況ですとか、知名町農業全般を想定した上で、それぞれの品目でどうしていくのかということで膨らましてみたいということで開催をさせていただきました。

今後については、議員のほうからもありますとおり、振興会ですとか、そこも加えてはいく必要もあろうかなと考えております。

○2番（外山利章君）

ぜひ、そういう形で、ともに力を携えて農業振興というものをしていかなければ、やはり自主財源としての所得というものが上がらなければ、町自体も厳しくなってくるというところがありますので、これは農業だけではなくて、やはり農業が潤えば商工業者もそれで潤うということで、全体的にリンクしてくる部分でありますので、そういう観点からも、ぜひそういう取り組みというものを進めていただきたいと思います。

ここについては、まず1番については、これで終わります。

次に、まちの支出の部分でありますけれども、よく若い人たちがこう言うんですね。今、町の公債費比率は幾らぐらいですかとか、全体の町債の残額は幾らですかということで聞かれます。年配の方が自分たちの子供たちに残すのではなくて、若い方が逆に、今、自分たちの育てている子供たちに対して負担を負わせるようなことはやっぱりしてはいけないという形で、そういう関心を持っている若い方がいらっしゃいます。

そういう意味で、今回、ここで町債残高及び公債費についてちょっと質問いたしますが、残高については、町債の残高、総残高が平成29年度83億300万円ということですので、総務課長、これはよろしいですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

ただいまのは、30年度末でよかったんでしょうか。

○2番（外山利章君）

30年度末があれば、はい、結構です。

○総務課長（瀬島徳幸君）

ちょっとお待ちください。

○2番（外山利章君）

わかった時点で結構ですので、回答していただいていいですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

後で回答します。

○2番（外山利章君）

それで、次、総額ではなくて、公債費についてお伺いします。

公債費は、こちらにグラフがありますけれども、公債費、実質公債費比率と両方載っているグラフがありまして、こちらのほうで、平成32年度をピークに減少という形でグラフには載っておりますが、今後、庁舎建設、先ほど町長からありました庁舎建設、大型事業が既に予定されております。そうすると、やはり財政状況というのはさらに厳しくなってくる部分があると思ひまして、そこはしっかり注視していかなければいけないかと思いますが、まず今後予定されている事業についてお伺いいたします。

新庁舎建設については、建設予定地候補があしびの郷と答申されまして、町長のほうから、今議会中には場所がしっかりと提示されるということで、決定されるということでありました。

新庁舎建設については、市町村役場機能緊急保全事業の公共施設等適正管理推進

事業債の利用というものが予定されていると思いますが、これは、それでよろしいですか。公共施設等適正管理推進事業債の活用を予定しているとありますが、それでよろしいですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほど申し上げました、そのとおりの公共施設等適用事業債ですか、それをやります。その中の役場機能保全事業債、それを活用することにしております。

○2番（外山利章君）

その場所が、建設予定地の候補が決定したところで、事業について動き始めるとありますが、総務省資料によると、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も同様の地方財政措置を講じるとあります。

今まで、実質1年間、スケジュールとしてはちょっと延びるような形になるのかなと思いますが、建設スケジュールというものは一体どのようになっておりますでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

今の段階では、今年度、基本設計、それに入っていきたいと思っております。その前に、いろいろ基本設計を立てる前のいろんな情報を集約したいと思っております。それをもちまして、32年度の中で実施設計に入る予定にしております。

先ほども申し上げたとおり、議員のほうが申し上げたとおり、事業については、この起債の使用ができる期間については、32年度中に実施設計に着手した限りは翌年度以降も使用ができるという条件が緩和されておりますので、その基本計画以降の、それから実施設計に移行するまでの、その間の計画等について十分な検討を行った上で、その期間に間に合うよう、32年度には着手できるような体制で進めてまいりたいと思っております。

○2番（外山利章君）

32年度に着手していただいて、交付税措置のあるこの事業債というものを活用していただきたいと思いますが、そうなった場合に、やはりその後に償還というものが、事業債を使った場合、あるわけですがけれども、この事業債の活用ということで試算してみました。隣町の和泊町が15億円、建設費ということで、15億円をもとに計算すると11億2,500万円ですかね、恐らく、返済金額として出てくる。これは試算ですので、一体幾らかかるかというのは具体的な計画が出なければわからないわけですが、おおよそ庁舎建設については、この部分というものが借金、起債に係ってくる部分ではないかなと思われま。

これは金額が決まっていないので、今聞いてもわからないことですので、ここは

こういう形でお知らせという形だけさせていただきますが、次に、本年度着工した給食センター建設の総額及び返済の計画です。

何年度から返済が始まって、ことは幾らかというものをお知らせいただけますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

総額については、敷地の造成もろもろ含めて約9億円ほどなっていると思いますが、国庫交付金が約1億2,000万円ほど、残りの起債については、どういう財源の手当てをされているかというのは、ちょっと総務課のほうでないと把握はしてございません。たしか、交付税返りのある起債を充当しているというふうに承知はしておりますが、起債の償還計画については、こちらでは把握してございません。

○総務課長（瀬島徳幸君）

建設費用等の総額については、今、学校教育課長から答弁がありましたので、起債の借入れについて、私のほうから説明いたします。

一応、30年度で辺地債を3億3,700万円、借り入れる予定にしております。31年度に4億4,150万円を予定しております。合計で、給食センターに係る起債は、辺地債で7億7,850万円を予定してございます。

○2番（外山利章君）

これも、やはり7億円余りの金額が起債という形で、後々の返済のほうに係ってきます。

さらに今度は、実際完了する事業について質問いたします。

現在、国営の地下ダム事業が行われておりますが、国営事業の地元負担分というものが事業完了と同時に支払いの義務が出てくると思いますが、この分について、総額及び返済計画について、耕地課長、よろしくお願いします。

○耕地課長（窪田政英君）

地下ダム事業につきまして、これは当初、地元負担金の算出ということでお示されたものがございますが、まず地下ダムについては、ダム軸本体、それと集水井及び揚水機場、余多送水路、大山吐水槽及び水管理施設、これは両町へ水を配るために共通のコストということで、いわゆる両町の受益面積に応じて負担をするということになっておりまして、現在、受益面積が、和泊町が704ヘクタール、知名町で793ヘクタールで、この割合が、和泊町分が47.03%、知名町分が52.97%ということで、若干面積が多い分、この分については知名町のほうが多く負担する。具体的な金額で申し上げますと、今の共通の事業にかかわるコスト

が280億円ほど、このうち先ほどの52.97%が知名町、それから管路のファームポンド、送水路、幹線水路、支線水路、こういったものにつきましては、それぞれの町内の受益地への施設ですので、実費、それぞれ両町、知名町、和泊町でかかった事業費の5%ということで負担があります。トータルで申し上げますと、知名町の負担金が4億6,000万円ほどになっております。

これについて、平成20年度から基金の積み立てを開始しておりまして、平成29年度末現在の基金の積立額が2億3,100万円ほどになっております。したがって、これからまだ33年度末まで若干、財政係とも協議しながら上積みをしていけますと、2億円強の基金は不足しますので、これについては起債で対応しようというふうな計画になっております。

以上です。

○2番（外山利章君）

この事業については、しっかりと基金のほうに積み立てられていて、さらに事業年度が伸びたので、またその分できる限り財政のほうと勘案しながら、基金の上積みが望まれるということで解釈いたしますが、そういう意味でいうと、しっかりと財政計画の中で立てられた、残り分があと1億8,000万円ぐらいあるわけですかね、その分については、やはり起債という形で後々残ってくる分でありますので、そこもしっかり返済計画というものを立てていただきたいと思います。今、新規の事業について、ほとんど言ったわけですが、これに加えて、下平川小学校の体育館の改修や水道水の硬度低減化、フローラルホテルの改修なども今後入ってくると思います。

有利の起債を活用しながらも、厳しい財政状況というのはやはり続くものだと思いますが、現在は、新規の事業について述べましたが、今ある既存の施設についての負担というものも、コストもかかってきます。

次は、2の公会計制度について、関連して質問いたします。

まず、この公会計制度を簡単に説明すると、今までの自治体の会計制度というのは、単式簿記、現金主義である単式簿記で、予算の中で現金を資するために、予算をまとめやすく、現金の流れを把握するのに適していた会計制度です。しかし、予算を重視した単年度会計では、減価償却など資産や負債などの一定時点での状態をあらわすストック情報や、人件費や物件費などの一定期間の情報をあらわすフロー情報を明確にすることができないために、国も発生主義、複式簿記の考えをもとにした会計制度というものの整備を行っています。

これは、自分も議員になって思ったんですが、単式簿記の制度で、後々の負担と

いうものが本当にこれでしっかりと勘案できるのかなという部分は非常に思っていました。そういう時点で、この公会計制度が出てきたので、今回、質問に取り上げさせていただいたわけですが、この公会計が必要になったものの一つに、自治体の保有する建物などの資産の把握というものが挙げられるわけです。道路であったり、橋であったり、下水道、学校などの資産の老朽化が進んでいて、近い将来、更新時期を迎える施設が多く存在していることから、これらの公共施設の実態を把握するために今回の新公会計制度があります。

そこで、知名町について、まちのことでお伺いしますが、知名町の公共施設等総合整備計画において、全ての公共施設の更新費用の試算をしたところ、今後40年で560億5,000万円、年平均14億円の多大な費用がかかると試算されています。ここは間違いないでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

28年3月に、先ほど申し上げました知名町公共施設等総合管理計画というのを発表してございます。その中で、今後40年間で560億5,000万円という記述がございまして、間違いないと思います。

○2番（外山利章君）

これだけの大きい支出が考えられるわけですから、実際、その計画の中では財源不足というものも心配されていて、30%の費用の削減というものを目標に掲げられています。

これを実現するためには、施設の統廃合であったり、遊休施設の活用であったり、施設の複合化というものがが必要になると思われますが、同時に施設更新の優先度というものをつける必要があります。この優先度をつけることを、新公会計制度の固定資産台帳で行うことができると思います。そのためには、公共施設の個別計画というものを策定する必要があると思いますが、この個別計画というものは、知名町は行われておりますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

個別計画の策定業務については、平成30年8月に契約を行いまして、31年3月に、その製本を納品していただくことになっております。

○2番（外山利章君）

それでは、そのできたものに対して、また今度は全体のマネジメント計画を立てていくということでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

その計画の中の検証していかなければなりません。その後で、またマネジメント

計画、そういう形で進めてまいりたいと思います。

○2番（外山利章君）

公共施設、維持していくのにいろいろなお金がかかって、今後、多大な費用がかかることが計画でわかっております。そこをしっかりと優先度をつけて、施設の整備、統合などを行っていく必要があると思いますので、その個別計画を立てた上でのマネジメントというものを早急に進めていただきたいと思います。

また、さきの議会で、公共施設整備基金の創設ということが一般質問の回答でありましたが、これは大体どれぐらいの規模を予定しておりますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これについては、今後の事業と個別計画でのいろんな施策の方向性が決まりますので、まずは庁舎がまず控えております。庁舎基金というのを、今、積み立てておりました、先ほどの議会で私は6億円程度ぜひ積み立てたいと、そういう答弁をした覚えがあります。そういう関連もありまして、庁舎建設でその基金が、幾ら使うか、残るか、そういうことも勘案しながら、この先の公共施設の整備基金としては、ぜひ将来的な、私自身の願望もありますが、20億円程度はぜひ積み立てられないかなと、そういう形で願望を持っております。

○2番（外山利章君）

やはり将来、非常に大きな負担がかかるのはもうわかっているわけですので、そこについては基金という形で、後々の世代に負担を残さないような形にするためにも、ぜひ基金の積み立てというものに取り組んでいただきたいと思います。

このような形で、公会計制度で減価償却が行われていて、この資産台帳というものがつくられたことで、うまく財政的にも財政運営にも役立つ部分があると思いますので、今後また、今年度初めて財務書類などもできたということですので、それを持続していただいて、本当の意味でのまちのコストというものの計算にも新公会計制度を使っていただきたいと思います。

一つ、企画振興課長にお尋ねしますが、財政運営ということでは、現在、第6次の総合振興計画の策定というものが行われて、再来年度から行われると思いますけれども、策定については来年度と思いますが、まちの最上位計画である総合振興計画に当たっては、財政シミュレーションなど財政的な裏づけに基づいた計画作成というものは行われますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

現在、行われております第5次知名町総合振興計画においては、残念ながら財政等の協議をしながらというか、進めてこなかったところもありまして、今後、第

6次以降に関しては、その辺のところも加味しながら、財政等を協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○2番（外山利章君）

第5次の計画については、上位の計画であっても行われたい事業等もあったのを記憶しております。ぜひ、その点については、財政の部分と財政シミュレーション等も立てて、人口推移、経済見通しなども加えた中長期的な財政シミュレーション等も加えた上での総合振興計画の策定というものをぜひ立てていただきたいと思います。

これは、議会運営の最高規範である議会基本条例においても、町長による政策等の形成過程の説明ということで、町長は議会に計画、政策、施策、事業等を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければいけないという条文がございます。政策等の発生源であったり、検討したほかの政策案等の内容に加えて、政策等の実施にかかわる財源措置であったり、将来にわたる政策等のコスト計算というものも明らかにすることだというふうに述べられております。

その意味でも、第6次総合振興計画については、しっかりと財政的な裏づけをとった上で、ぜひ議会にも提出していただきたいと思います。

続きまして、3番であります。

今までは、幾ら借金があるかというような形で、今後どれぐらい負担がふえますよという厳しい話をいたしました。これは何も、どの事業も行うなということではなくて、しっかりと財政状況というものを把握した上で、次の新しいステップに進む必要があるんじゃないかという意味で、一つ一つ説明をさせていただきました。

特に私が思うのは、このことを町民の皆様にもしっかりとまちの財政状況というものを理解していただいた上で、まちの運営に協力していただく必要があるのではないかなと思っています。そのためには、やはり町民に対して情報の提供というものをやる必要があると思いますが、先ほど町長は、町民と語る会、町長が行っているとありましたが、そこにおいても、ぜひ丁寧な、ある意味財政シミュレーション等ができたであれば、そういうところでも町民に対して説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

当然、町民に現在の町財政がどうなっているのかというのをしっかりお伝えして、そして我々の施策ができるものと、できないものを、年次的にいつからいつまでこういうものをしていくという、それは財政の裏打ちがあってできることですので、

そのことを十分理解していただくためには、町の財政がどういう状況にあるのかというのはしっかりお伝えしていかなくちゃいけないと思っておりますので、各校区に出向いての語る会の中では、そういうものも当然必要になってくるかなと。

必ずしも、インターネットとか町紙を見て理解できるものではない部分も多々あると思いますので、そういうところにおきましては、言葉でもって丁寧に説明をしていく必要があると思っておりますので、可能な限り財政のシミュレーションについては出していくつもりでございます。

○ 2 番（外山利章君）

その点については、また今後の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、もう一つ、町民に考えてもらうための方策の一つとして、バランスシート探検隊というのがあります。これは、和泊町において行われているものでありますが、先ほど言った公会計制度を活用して、まちのその施設が一体どれぐらいコストがかかっているのか、本当にその利用状況に合わせたものがちゃんと担保されているのかというのを見るためのものです。実際の施設を一緒に見に行きながら、財政コスト等をしっかりとその中で見ることで、本当にこの施設が必要なものなのかというのをしっかりと知ることができます。

これは実例ですので、ぜひこれはどうですか、建設課になりますかね、これになると。そういう意味の参考にも、町民にまちの資産を理解してもらうためにも、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。あともう一つ、例を紹介いたします。

北海道にニセコ町という町があります。ニセコリゾート、スキーリゾート等があるところですが、ここのまちは、北海道自体がもともと開拓の歴史があるからか、非常に民主的な取り組み、先進的な住民自治の取り組みが非常に進んでいるところで、特にニセコ町というところは、常々いろんな取り組みがあって、おもしろいなと私は注目しているところですが、そこに「もっと知りたいことしの仕事」ということで、これは予算書であります。これは、議会に対する予算書ではなくて、町民に対しての予算書であります。これ、全戸配布ということで配られるようになっています。

この中を見ますと、例えばこの予算書の、ことしの仕事の予算書の発行ということで予算を見ますと、主な経費は、説明書の印刷代が幾らであるとか、これを組むための財源が幾らぐらいである。そして、おもしろいのは、これ財源です。財源もしっかり書かれているんです。予算説明書の販売実績であったり、ニセコ町の負担額が幾らであるという形で、しかもこれ、普通の予算書でありますと千円単位で書かれていますが、これは万で書かれて、町民に対して、新規事業であるか、継続

事業であるかということも非常にわかりやすく書かれています。

そして、後ろのほうには、先ほどからずっと質問している財政状況についても非常に丁寧に書かれています。これを全戸に配ることで、町民に対して、まちはどういうふうな予算立てをして、どういう事業をしておりますよというふうな説明をしているわけですが、こういう取り組みが町民に対して、まちの財政状況を把握してもらうために非常に役立つと思いますが、本町は広報等でしていますが、あれは説明がちょっと少ないのではないのかなと思っています。

ぜひ、こういう形の説明書のようなものを臨時で発行するというのも考えてはいかがでしょうか、企画振興課長。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

今のご意見、また参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○2番（外山利章君）

参考と検討と両方続くと、いろいろまた部分がありますが、まだこれについて質問したいと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、全課の課長にお伺いいたします。お伺いしますというか、聞いていただきたいと思います。

ニセコ町では、次年度事業計画各課ヒアリング、次年度予算編成のヒアリングを全て公開で実施しているそうであります。現在、ヒアリングというものは、見えないうところで大体行われているのがそうですが、やはり住民に対して情報を提供するんであれば、ヒアリングも全て公開すると。

非常に先進的な取り組みじゃないかなと思いますが、これについて、知名町では可能でしょうか、町長、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

そのニセコ町がどういう取り組みをしているのか、今、初めて私も聞き、初耳です。

ただ、我々のヒアリングを全て公開しますということ、すぐに知名町ができますかと、その質問に対しましては、これをいついつやりますと、そこまでの明言は私は控えさせていただきたいと思います。

ただ、議員がおっしゃっているのは、お金を、どういう感じで予算を我々が組んでいっているのかというのを明確にすべきではないかというところだと思いますので、そういう部分につきましては、その本に載っているような事細かなところまではいかないと思いますが、ある意味では、まちづくり会議の中で、じゃ次の議題は財政について行いますよという新たな議題が出てくれば、そこに各32団体

の代表者がお集まりですので、その３２団体の皆さんが、そこで討論したもの、議題にのったものを、それぞれのグループの中でまた伝えていくことは可能になってくるかなと思いますので、今すぐ予算編成におけるヒアリングを我々は公開して行うということは考えておりません。

○２番（外山利章君）

もちろん、今すぐ行ったらどうかという話でなく、将来的にこのような形で町民に対して、本当に予算がどのようにしてつくられて、またどのような予算編成が行われているかということを見ていただくのは、住民自治の観点からも非常に有効だと思います。そのことで、町民がまちの運営に対しての協力心というものも出てくる一歩だと思いますので、将来的な要望として、ぜひその取り組みに進んでいくような町政運営というものに当たっていただきたいと思います。

国も、財政状況が厳しい状況にある中で、地方の財源見通しも非常に不透明な状況にあります。だからこそ、町の将来を主体的に構想し、中長期的な財政見通しも踏まえた財政運営というものに取り組んでいただきたいと思います。その際には、新公会計制度などを利用しながら振興計画等の策定も行い、将来の世代に負担を残さない財政運営、町政運営を行っていただきたいと思います。

以上で大きい１番は終わりますが、２番であります。

子育て支援策についてであります。しらゆりのほうは私も見せていただきました。非常に整った施設で、運営されている運営主体の先生方も、非常にいい施設をつくっていただいております。子供たちも非常に楽しそうに、しっかりと宿題をしたり掃除をしたりということで、規律を守って楽しそうに活動しておりました。

ぜひ、ああいう施設がほかにもできればいいなという形で、今回、質問を上げさせていただいたわけですが、まちとしては、放課後子ども総合プランにのっとって整備を行っていききたいということですが、それは放課後児童クラブでしょうか、放課後子供教室でしょうか、それとも一体化した施設ということでしょうか、どちらでしょうか。

○子育て支援課長（安田末広君）

文科省からの通知は、教育委員会に届いていると思います。厚生労働省のほうの通知は、私どもに届いております。その中で、児童クラブと子供教室一体型のものを進めていくと、まず今後つくるものの８割については、おおむねそれを目指してくれというふうになっていますので、今後、教育委員会部局と、どういうものをつくって進めていくのか、それとまた地域のニーズをしっかりと確認した上で、そういうことを２０１９年度から進めていきたいというふうに思っております。

○2番（外山利章君）

それは、2019年度から、今後つくる施設の内容について話し合いを進めていくということですか。

それでは、一応目標として、大体何年ぐらいにはスタートさせたいという目標はございますか。

○子育て支援課長（安田末広君）

ここ1年で話し合いの中身を進めていって、2年ないしは3年で、2年で大きなフレームづくりをしてから、2年、3年で実施、スタートを切りたいというふうに思っております。

○2番（外山利章君）

放課後児童クラブに関するアンケート調査等を見ると、今、1年生の児童、今度新1年生になる児童の半分以上が、ぜひ放課後児童クラブに入りたいというアンケート結果がございます。

しかし、知名小学校以外の子供たちについては、40%が校区内に放課後児童クラブがないために、利用したいが利用できないということで、本当は利用したい子供たちはたくさんいるんですね。その希望もたくさんあるんですけども、現在、しらゆりが、先ほど33名でしたかね、それ以外、受け入れるキャパも、しらゆりのほうにもないということになりますので、そこはできるだけ早い段階で、1年でも2年でも早く、その程度を整えていただいて、開設していただきたいと思いますが、それについて、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（安田末広君）

現在においても、しらゆりのほうに、人数ですけども、54名の新年度からの希望者が来ています。この54名というのは、毎日利用する方じゃなくて、週に2回とか3回とかあるわけですので、それが支援単位の40人をまだ超えない状況だとは思いますが、手狭だと、いっぱいだというふうなことも理解しております。

また、アンケートにもありましたように、各小学校区でつくってくれないかと、そういうような強い要望も受けておりますので、そして、まして女性の社会進出等も、また産業の上でも図っていかなくちゃならないというふうな認識を強く持っておりますので、そういうことは財政とも相談しながら、極力早目に進めてまいりたいと思っています。

○2番（外山利章君）

そういう形の運用を行う中で、運用を考えていけばいいと思いますが、運営主体

がどこにあるかというところもありますけれども、それについて、ある程度考えているところがございますか。

○子育て支援課長（安田末広君）

先ほど、地域のニーズを細かく確認したいというふうに申し上げましたけれども、今、構想の中では、事業所と地域のニーズ、そして行政とのトライアングルでどういうふうな形にしていくか、また検討していきたいというふうに思っています。

○2番（外山利章君）

わかりました。

今度、計画を進めていくということですが、放課後子供教室、もしどちらか、選択肢が3つあるわけですが、その放課後子供教室にもしなった場合、運営に当たっては、教育活動推進員や教育活動サポーターというものがなくなるわけでありまして、そこについては、やはりしっかりとした人材等が必要になると思いますが、これは地域の方々の協力をもって、例えば、若い方ももちろんですが、高齢の方であったり、そういう方々も、その子供たちの見守りというところに参加していただけるということになります。そこでぜひ伺いたいのですが、そういう人材というの、なかなか探すのも大変だと思われそうですが、3月をもちまして退職をされる保健福祉課長、安田課長がいらっしゃる。ぜひ、そういう形でいうと、保健福祉関係に非常に知見がある、そういう経験を持った方々がそういう役割を担っていただければと思いますが、いろいろ今後のプラン等もあると思いますが、ぜひお考えをお聞かせ願えますか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ありがとうございます。

昨年3月の議会でも子育て関係でご質問いただいて、お答えしたこともございますが、先ほどから子育て支援課長が、つくるのは、やはり時間と、それから人が要ることですので、議員もお考えのとおり、地域で子供たちを見るようなシステム、例えば今、高齢者は地域で自主的な活動する場所としてサロンを町内に10カ所ほど設けてあります。その中でやる活動というのは、自分たちの健康づくり、それからボランティア、それから伝統芸能の継承等やっておりますので、それとまた子育ても、子供たちの居場所も、その中に含められる部分は含めて一緒にやれば、例えば三味線やら方言やら、そのあたりの伝承にもつながるんじゃないかと思っていますので、そういうところも利用しながら、公がつくる施設ができるまでは、そういうところでつなぎができればと考えております。これは、あくまでも私見ですので。

○ 2 番（外山利章君）

ありがとうございます。ぜひ、そういう形でも、子供たちの子育て支援プラス高齢者の生きがいにも、子供たちと触れ合うことでつながってくる部分にもあると思いますので、そういうご協力もぜひいただければと思います。

子供たちの子育て環境の充実というものは、町長も重要な施策に掲げています。また、アンケートにありましたように、非常に大きいニーズがありますので、この部分については、一刻も早くそれぞれの部署が協力を持って、その整備というものに努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほど、起債残高のお答えをしていませんので、お答えいたします。

30年度末の起債残高は85億2,097万9,000円。この数値については、31年度の予算書の135ページに記載してございますので、後でごらんになってください。

それから、訂正をというか、一つお願いがあります。

役場建てかえの起債の名称です。不明確なお答えしましたので、公共施設等適正管理推進事業債、これが正式な名称でございます。それについては、役場建てかえ事業、市町村役場機能緊急保全事業として、役場の建てかえを行う起債となっております。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これで、外山利章君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす5日は、午前10時から会議を開きます。

ご起立ください。お疲れさまでございました。

散 会 午後 5時14分

平成 31 年 第 1 回知名町議会定例会

第 2 日

平成 31 年 3 月 5 日

平成 3 1 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
平成 3 1 年 3 月 5 日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 2 号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問

①名間 武忠君

②宗村 勝君

○日程第 2 議案第 1 号 平成 3 0 年度知名町一般会計補正予算（第 4 号）

○日程第 3 議案第 2 号 平成 3 0 年度知名町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）

○日程第 4 議案第 3 号 平成 3 0 年度知名町介護保険特別会計補正予算（第 3
号）

○日程第 5 議案第 4 号 平成 3 0 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第
3 号）

○日程第 6 議案第 5 号 平成 3 0 年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正
予算（第 1 号）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	名 間 武 忠 君	1 3 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 山 幹 雄 君
副 町 長	赤 地 邦 男 君	税 務 課 長	甲 斐 敬 造 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	元 栄 吉 治 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣一郎 君
総務課長補佐	成 美 保 昭 君	老人ホーム園長	新 納 哲 仁 君
企画振興課長	高 風 勝一郎 君	水 道 課 長	山 田 悟 君
農 林 課 長	上 村 隆一郎 君	子育て支援課長	安 田 末 広 君
農業委員会事務局長	元 榮 恵美子 君	教育委員会事務局 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	迫 田 昭 三 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	榮 照 和 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	前 利 潔 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

傍聴席の皆様、昨日から引き続き、本日も傍聴ありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

建設課長から、昨日の答弁について訂正がありますので、建設課長、お願いします。

○建設課長（平山盛文君）

昨日の中野議員に対する答弁の中で訂正が２カ所ほどありますので、訂正のほうをよろしくお願いします。

まず１点目は、Ａクラスの１級施工管理技士の数が６名とお答えしましたけれども、７名に訂正をお願いします。

それともう一点は、１級施工管理技士が存在する業者は５００万円以上の工事請負を請け負うと言ったんですけども、それを６，０００万円に訂正をお願いします。６，０００万円以上の工事を請け負うことができるということで、訂正お願いします。

以上です。

△日程第１ 一般質問

○議長（平 秀徳君）

日程第１、一般質問を行います。

名間武忠君の発言を許可します。

○１２番（名間武忠君）

議場におられる皆さん、そしてユーチューブをごらんになっている皆さん、おはようございます。これからも知名町の議会並びに議会活動に関心を持っていただければありがたいと思います。

議席番号１２番、名間武忠、次の３点について一般質問を行います。

１、平成３１年度予算について。

①予算編成の段階で、歳入歳出総額の差額はどのくらいだったのか。また、財政不足による未計上の施策・事業に関する補正対応の見通し等、今後の財政運営につ

いて。

②予算執行について、１０月１日から消費税率の引き上げが予想されることから、消費税対策科目の上半期における事業執行を求められるが。

２、奨学資金の拡大拡充について。

昭和５６年４月に奨学資金貸付基金の設置、以来、多くの奨学生に活用されているが、「教育・文化の町」を宣言する本町にとって、さらなる利用促進・充実を図るために貸し付け基準の緩和等が必要と考えられる。次の点についてお尋ねいたします。

①貸し付け等の運用状況及び基金限度額の引き上げについて。

②特別奨学資金生に農業関連者を加え、農家の後継者育成、若者の定住促進を図れないか。

③償還開始時期は６カ月後となっているが、延長できないか。

④初年度の経費負担が大きいことから、貸し付け対象に入学金及び授業料を新たに追加できないか。

⑤給付型については慎重を要すると考えるが。

３、沖永良部空港の整備について。

沖永良部空港を、平成３１年度を初年度とする次期奄振事業でジェット化に向けた２，０００メートル滑走路の整備、また天候不良による欠航を少なくするための着陸に重要な——次の航空灯火施設を飛行場灯火施設に訂正させてください——飛行場灯火施設の早期整備を図れないか。

以上。

○町長（今井力夫君）

昨日に続きまして、２日目の定例議会ですが、場内おいでいただいている町民の皆様、そしてまたインターネット等で今議会を視聴されている皆様、改めましておはようございます。

それでは、ただいまの名間議員の３つ、大きな設問がございましたので、お答えしてまいります。

まず、１番目の予算に関係するものでございます。

平成３１年度の一般会計当初予算、要求段階におけます歳入歳出の総額につきましては、歳入が４８億３，２８３万円でございました。歳出におきましては６３億２，５３３万円でございます。歳入歳出の差額１４億９，２５０万円という状況になりました。

これに対しまして、事業実施年度の変更が可能な事業につきましては、翌年以降

の事業に事業実施を見送るなどの調整を行い、地方債、財政調整基金の繰入金を計上いたしまして、平成31年度の一般会計の歳入歳出予算の総額を、昨日も申し上げたとおり、59億1,360万円と定めてご提案申し上げております。

調整可能な事業につきましては、翌年以降の実施といたしましたので、財源不足による未計上の施策・事業はございませんが、補正予算への対応については非常に厳しい財政状況となっております。これまで以上に歳入の確保並びに支出の抑制に努め、計画的で無理のない事業の実施が求められていると思います。

②予算執行につきまして、事業の前もっての執行が求められるけれども、それに対して町としてはどう対応するかというご質問ですが、町の支出を最小限に抑える努力は当然必要でございます。そしてまた、確かに支出を最小限に抑えることによって、町の大事な財源をどう有効活用していくかという視点は、大変私たちも一番大きな視点として持っております。

そこで、消費増税の対応につきましては、昨年11月12日に実施しました職員向けの当初予算説明会において、対応についての認識の共有を図ってまいりました。当初予算編成における対応につきましては、増税がされるものとして予算計上を行っております。また、増税日までに支払いを完了できる物品等につきましては、年間所要量を年度当初に購入するなど、最大限支出の抑制に努めることとしております。可能な限り、早期の事務執行に努めてまいりたいと思っております。

また、このようなこととあわせまして、不要な物品調達がないように、そしてまた再利用できるものについては確実にを行い、資金と資源の無駄を省くこともあわせて取り組んでいく所存でございます。

大きな2番につきましては教育委員会所管になりますので、教育長のほうから答弁させます。

大きな3番、沖永良部空港の整備拡張等につきましてのご質問でございます。

2,000メートル滑走路に向けての整備を31年度から進めていくべきではないかというようなご提案です。

国が進めておりますジェット化の条件といたしまして、供用開始時期に年間11万人以上の利用が見込まれることと、2,000メートルの滑走路延長が整備できることになっております。

滑走路延長につきましては、えらぶゆりの島空港が現在1,350メートルでございます。あと650メートルほどの滑走路の延長が必要となります。

また、利用者につきましては、平成29年度のえらぶゆりの島空港の乗降客数が9万3,560人となっており、平成30年度につきましては、昨年7月に奄美、

徳之島、沖永良部、沖縄を結ぶ J A C のアイランドホッピングルートが開設され、1 月現在でえらぶゆりの島空港の乗降客数が、これにつきましては、この後、乗降客数については述べたいと思います。

航空灯の設置につきましては、これにつきましても、現在、国が定めている範囲内のものは設置されているということは県の当局からの答弁でございました。

ただ、私の昨日の説明でも、施政方針の中でもございましたけれども、今後とも沖永良部全体の発展をなし遂げていくためには、2, 0 0 0 メートルの滑走路は必要なものだと思っておりますので、今後とも県・国に実情をしっかりと説明しながら要望していく所存でございます。

以上でございます。

○教育長（林 富義志君）

おはようございます。

それでは、名間武忠議員の大きな 2 番、奨学資金の拡大拡充についてお答えいたします。

①の基金限度額の引き上げについてですけれども、奨学金の貸し付けについては、奨学資金貸付基金から奨学資金特別会計へ繰り入れた上で、毎年 1, 0 0 0 万円前後の奨学金を貸し付けております。基金への積み立てについては、奨学生からの償還金や寄附金などを、毎年度 9 0 0 万円前後、基金へ積み立てている状況です。

現在の奨学資金貸付基金の基金残高は約 8 0 0 万円となっており、基金限度額については、知名町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例で 1 億円以内と定められておりますが、現在のところ、限度額以内での運用が行えていることから、限度額の引き上げについては、状況を見ながら判断していきたいと考えております。

②の農業関係者を特別奨学資金に加えられないかという質問ですが、農業後継者のための奨学資金制度については、平成 2 9 年 1 2 月議会で外山議員から質問があったことから、教育委員会で検討を行ってきました。現在の制度の特別奨学生へ農業関連者を加えるのではなく、既に制度を設けている奄美市などの農業後継者育成奨学金のような形で、農業振興を図るための新たな制度として検討を進めていくことが、まちとしてより効果的ではないかという検討結果でした。

このようなことから、農業関係者のための奨学資金制度については、現在の制度とは別に、新たな奨学金制度創設の検討を進めていくことが必要であると考えております。

③償還開始時期の件ですが、他の市町村においては、償還開始時期を 1 年後としている市町村もあることから、他の市町村の状況などを確認した上で、県教育委員

会で検討を行いたいと思います。

④入学金、授業料を奨学資金に追加できないかという質問ですが、入学金及び授業料を貸し付けの対象とする場合、多額な資金が必要となってきます。現在の基金の運用状況からすると、大変厳しい状況にあると思われます。

また、償還における負担増などを考慮しますと、慎重に判断する必要があると考えています。

⑤給付型については慎重を要するがという件ですが、給付型奨学資金については、多額の原資が必要となることから、かなりハードルが高いです。制度設計が進まない現状であります。島外で学び、高い知識や資格を身につけ、やがてまちに戻り、まちの発展に寄与したいと考えている生徒の学ぶ機会を支援するためにも、他の先進事例を研究しながら、新たな制度創設に向けた検討は進めていきたいと考えております。

以上です。

○ 1 2 番（名間武忠君）

それでは、順次再質問いたしたいと思います。

1の①ですけれども、予算要求においては、当初、歳入の48億円、歳出の63億円、おおむね14億円の差があったというようなことで、最終的には、先ほどの当初予算にあるように59億1,000万円ということですが、そうしますと、14億円については、各課からの事業・施策については必要だという課長の皆さんの要求に対して、最終的な総務課あるいは町長の判断としては、できないというようなこと等で次年度以降というふうなことのようなんですけれども、その点について、今後の取り入れ、取り込み等については、先ほど、やらないというような感じの表現でありましたけれども、実際に、今後どのような状況ですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

要求時点の金額については14億円余りという差額が出ておりましたが、これについては、各課からの要求の中に起債対象事業というのがございます。その起債対象事業については、起債対象になるかどうかを総務課で判断するものですから、この時点では起債の充当がなされておられません。第1次、2次査定の中で事業の内容を確認して起債を充当した結果、今回のような当初予算の額となっております。

また、やむなく先送りせざるを得ない事業も出てまいっております。この点についても、各課課長とヒアリングの中で重々説明した上で、今年度に先送りしてもらうとか、そういう対応をしていただいて、今回の当初予算の編成といたしました。

○ 1 2 番（名間武忠君）

歳入についての過大見積もりはいかかなものかと感じるわけなんですけれども、先ほどのように、補正対応は現在考えていないということなんですけれども、通常は当初予算については総計上主義ですので、全ての見積もりについては、1年間に使う支出あるいはそれに充当する歳入については全て計上しなきゃならないというようなことだろうと思いますけれども、ただ補正については、災害とか、あるいは新規事業、さらには現在行っている事業の増減等について多分出てくるわけなんです。その点について、さらに歳入確保をしなきゃならないという状況、先ほども起債等が出てきましたけれども、それ以外に、現時点で留保財源というようなことを総務課長としては確保されているのかどうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

通常ですと、地方交付税、このあたりで留保財源ということで、算定できる限りは計上しているところなんですけれども、今回につきましては、とにかく財調の繰り入れを2億円余りしている関係で、また今回は、交付税についても例年並みの額を計上、また繰越金についても3,000万円ぐらい計上して帳尻を合わせておりますので、なかなか補正財源ということについては厳しい状況もありますが、ただ、補正が必要になったときには各課からのヒアリングを行いますので、その中で、今やるべき事業なのかどうか、それは精査しなければならないと思っております。その段階で、また補正ができるものであれば、補正財源としてかき集めて補正を組みたいとは思っております。

○12番（名間武忠君）

これまでの過去3カ年の補正対応を見ますと、28年度に11億2,000万円と大変大きな補正をされておるわけなんです。さらに、29年度についても12億円の補正と。現在、30年度についても、この3月の補正は、合わせてですけれども、4億2,000万円相当の補正の措置をされておるということです。当然31年度についても、それ相応の補正は生じてくるという思いがするわけなんですけれども、ぜひそのときには、現在の知名町の財政等を考えると大変厳しいとよく言われておりますので、費用対効果あるいは優先順位、さらにはできるもの、できないもの、取捨選択をして財政を健全なものにしていきたいと、これは要請で終わりたいと思います。

それから、後半の消費税については、当然国のほうが10月1日からは消費税を実は上げることになっておるようであります。

これまでの消費税の適用月を見ますと、平成元年4月に3%、創設されたわけなんですけれども、これについても4月あるいは9年の5%引き上げについても4月、

現在の８％についても２６年４月というようなことで、年度途中では消費税の変更はなかったというようなことで、今回、年度途中というようなことになるわけですので、それぞれの事業費の執行については十分注意する必要があると思うわけなんです。

３カ月の４つに分けた１２カ月、１年のうちの上半期の６カ月、４月から９月までの事業執行について、ある程度重きを置く必要があると思いますが、その点、いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

１０月からの消費税の増税については、先ほども町長が説明しましたが、当初予算の編成会議の中で、その点は重々勘案してくれということで各課長にはお願いしてあります。また、当初予算のヒアリング段階で、経常的な経費、物品購入とかそういうものについては、当然１０月から上がるということで見込んだ年度間の使用料等を勘案して計上しているところであります。

また、問題になるのが契約関係になろうかと思いますが、その点については、各契約の中で消費税の取り扱いが違ってくる場合もあります。

なお、今の段階でわかっている範囲では、コピーリース料とか、そういうものについては４月１日契約ということで、８％でよろしいかという回答は得ております。その他の契約については、なるべく１０月までに終わられるもの、完成を見るものについては早期着工等が必要になりますので、その点はまた改めて各課にお願いをして、早期執行に努めていきたいと思っております。

○１２番（名間武忠君）

予算執行については、当然、時期的な問題もあると思いますが、総務課長の段階で、各課長に予算配当の通知を今現在されていますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

会計規則上は四半期ごとに行わなければならないということになっておりますが、財務会計システムを導入したときから、予算が議会で議決を経た後、一括配当ということで、ちょっと規則にはそぐわないんですが、この規則の部分については、また後ほど内容を精査して、改めるべきところは改めて行いたいと思っております。今のところ、予算の議決を経たとき、一括配当という形で行っております。

○１２番（名間武忠君）

今、ちょうど歳出で、消費税に関係すると思われるものが１８節の工事請け負いの大きな数字で９億３，０００万円、そのうちに３０年度で給食センターは執行してありますので、これについては８％で問題ないという思いはします。

それから、１３節の委託料、１１節の需用費、１２節の役務費、あと１４、１６、１８目のそれぞれの節を合わせますと１５億７，５００万円、それに先ほどの給食センターを引きますと１０億９，８００万円相当が消費税対象だろうという気がするわけなんです。

それをそのまま、上半期である程度できればいいんですけども、１０月以降になりますと、当然１０％の課税になるということになるわけです。そうしますと、差額の２％について見ますと２，１００万円余りということになるわけです。その中で、上半期、下半期に半分ずつスタートしても１，０９８万円、１，１００万円相当については消費税の１０％適用になるというようなことが考えられるわけですので、ぜひそれは早い時期に執行していただきたい、支出負担行為を起こしてほしい、契約をしてほしいということです。

ちなみに、そのようなことも含めて、一時借入金を、３１年度はこれまでの１０億円から１２億円まで引き上げてあるわけなんですけれども、それらともこれに関係すると思いますけれども、要は消費税を、個人としても同じような思いだと思いますが、８％のときに事業執行等については努力をする必要があろうと思いますので、これも要請をしておきたいと思います。

２番の奨学資金の拡大拡充についての①、今、貸し付けが１，０００万円相当、それから返還額９００万円相当といいますか、現在、奨学資金の限度額は、先ほど答弁ありましたように１億円だと。実際には幾らの金額で運用されておるわけですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

奨学資金については昭和５６年に設置されまして、それぞれご寄附をいただいて、現在、寄附が６，１００万円、それから５６年から平成元年にかけての一般会計からの繰り入れも若干ございますので、それが１，４００万円、それから預金などで７００万円、総額といたしまして８，１００万円ほどとなっております。

ただ、そのうちの７，３００万円ほどは、現在、貸し付け中でございますので、基金残高は、先ほど教育長が答弁されました８００万円ほどということになっております。

○１２番（名間武忠君）

基金の上限が１億円だということになっておるわけなんですね。先ほどからあります教育・文化の町だという標榜をされているわけです。子供たちの規制については、子育ての件も含めて力を入れておるようでありますので、これはぜひふやしていただきたいと思います。

昨日もありましたけれども、ふるさと納税の項目の中に人材育成というのがあるわけなんです。ふるさと納税からこの資金のほうに繰り入れをすることはできないのかどうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

今、議員が言われたように、まちづくり基金の中に人材育成に関する事業ということで設定されておりますので、今後、運用していく中で、奨学資金の予算が少ないですので、その基金からの繰り入れを財政とも調整しながらお願いをしていきたいと考えております。

○12番（名間武忠君）

それらもろこそ、町長、やっぱり町長の標榜している子ども・子育て支援をするんだというような柱があるわけですので、この奨学資金については、たくさんの皆さんが支援を受けられるようなことによって、保護者あるいは子供たちへの支援が可能になってくるわけですので、まだ1億円にはほど遠い数字、8, 100万円、まだ1, 900万円相当あるわけなんです。さらに、限度額を変更してでも、多くの子供たちが受けられるように希望したいと思います。

総務課長、どうでしょうか。今、ふるさと納税、それぞれあるわけですので、それはこの基金のほうに回すわけ、いかないですか。

○町長（今井力夫君）

私の政策の大きな目玉の一つは、当然、子育てをどう支援していくかというところにあります。保護者にとって、これからの時代、子供たちにより高い知識、技能を身につけさせていきたいという思いは非常に大きいものがあると思います。そのためには、学ぶために町としてどうバックアップしていくことができるかというのは非常に大切な視点だと考えておりますので、この奨学金の基金をきちんと維持していくためには、先ほどのふるさと納税の中にも人材育成に使ってもよいという項目が4番目に載っておりますので、当然そういうものも加味していかなければいけないだろうと思っております。

議員おっしゃるとおり、知名町でこそ子育てがしやすいという、そういうふうなまちづくりというのは、この奨学資金の活用というのにも一つかかってくるだろうし、限度額をどうしていくかと、審査のときの限度額をどう扱っていくかということは、ことしの奨学金の審査委員会の中でも見直す部分がそろそろ必要があるんじゃないかということも委員からも出てきておりますので、例えば今回出ているのが、医科歯科系に進学している子供たちとそれ以外の子供たちが全く同じレベルの扱いになっているというところもありましたので、より多くの子供たちが奨学金を

もらっていけるために、例えば医科歯科系に進学して、そしてやがて永良部に帰りたいとはっきり明言している子供たちについては、基準額を変更していくことも必要じゃないかなということで、先日の委員会の中でも話題になっておりましたので、そういう方向性もまた考えていこうと考えております。

以上です。

○ 12番（名間武忠君）

ぜひ、増額をしていただきたいと要請しておきたいと思います。

②の農業関連の特別奨学生ですけれども、奨学生の特典といいましょうか、これについては貸し付け額が多いと、通常の大学で4万円から、特待生になると5万円あるいは6万円ということであるわけです。それに減免措置もあるというようなことなんです。これが利点だという思いをするわけなんですけれども、やっぱりよく言われているように、知名町は農業のまちだというようなことを毎回のごとく聞かされるわけなんですけれども、ただ、これに対する、その学生に支援するというのが、現在のところ、ないわけなんです。

今、特待生については、医師あるいは看護師、救急救命士等を含めた11業種なんです。それに農業関係を加えてほしいということでしたけれども、先ほど、平成29年度に新しい制度設計をすると、制度をつくるんだというようなことが、去年なんですね、29年。もうことし、来年31年なんです。

これについては、どうでしょうか、教育長、もう2年、やがてなろうとするわけなんですけれども、前々回からもこのようなことが出ておりましたので、農業立町というような名に恥じないように、あるいは農業後継者を育てるんだということからしても、農業大学、今、それから農業専門学校あるいは農業高校などもあるわけですので、そこらにも意欲を持っていくということの後押しをする大変大事なことだと思うわけなんです。

それについては、特待生として知名町は皆様をバックアップするんだというようなことが必要だと思うわけなんです。その点、どうでしょうか。それは、いつ新制度をつくるんですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

教育長が答弁されたのは、教育委員会の中で検討した結果、農業関係の制度として創設したほうがいいのかというふうな答弁でございました。

制度それぞれに目的があると思うんです。奨学資金については、経済的な面で就学できない、進学できない、そういった方々を支援するということで、昭和56年に設置をされております。

先ほど言われております農業関係者については、ほかの市町村の事例を見ますと、あるまちの関係ですが、この条例は、農業に関する知識及び技術を研修する施設に入所し、卒業後、本町において農業に従事する者に農業後継者育成奨学金を支給することにより農業後継者を育成し、農業の発展に貢献させることを目的とすると、これがまさに農業立町、農業を進めていく上での制度として新たにつくる制度と、そういった制度を設けて、まちとしてバックアップしていくべきじゃないかというのが教育委員会での議論でした。

さらに、まちによっては、農業後継者の奨学金については、技連会、技術員連絡協議会ですか、その中で推薦会もあって、卒業して帰ってきたら就農についてもバックアップをしていくと、その一連の流れができておりますので、そういった形のほうが、まちとして農業振興に資するのではないかというのが教育委員の中での議論でした。

○ 1 2 番（名間武忠君）

私は、それをいつつくるのかで、大変いい趣旨だと思うわけなんです。それを実現、具現化するのはいつなのかということを、じゃ29年度くらいに話が出ましたと、もう30年過ぎて、もうすぐ31年度になりますよ。それは、いつするとうような、ある程度の時期は決めて、それぞれ教育委員会でも審議をしていただきたいなと思うんです。

できれば、このようなことをやっている間に時間がどんどん過ぎていくわけですので、年数は過ぎていくわけですので、早い時期に、現在の学生の皆さんが支援を受けられるようなことで、早目の、どのような方法でも構わないと思いますが、今、教育委員会が考えているもの、新たな創設でも構わないと思います。時期を早くしていただきたい、これは要望しておきたいと思います。

それから、③の6カ月以降という、今、よく卒業生あるいは奨学生が卒業と同時に借金を抱えているという大変な、いろいろな批判めいた論説や、あるいは実際に奨学生が大変厳しい生活を強いられておるということがあるわけなんですけれども、これについても、半年は短いんじゃないかという気がするわけなんです。

ある程度生活が落ちつく1年あるいはそれ以上をやっぱり設定して、奨学生が、借りた学生が、ある程度余裕ができた時点で償還が始まるとうようなことで、先ほど1年後とうような話も出ましたけれども、ぜひ1年あるいはそれ以上の年数は待っていいんじゃないかなとうのが行政の思いやりだと思いますけれども、これはいつごろ結論を出しますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

償還開始時期については、ほとんどの市町村が6カ月ということになっておりまして、本町も6カ月になってきたと思っております。

ただ、議員が言われるように、半年して仕事安定すると言われると、やはり厳しい面もあるかと考えております。

先ほど、教育長からもございましたが、1年後からの市町村もございますので、近いうちに教育委員会の中で検討していただいて、進めていきたいと思っております。

○12番（名間武忠君）

ぜひ、早い時期に結論を出していただきたいと思います。

次、④なんですけれども、初年度の経費というのは大変な負担なんですね。今、各学校の入学試験を受けないといけない。それから、受かって、やっと入学金あるいは前期の授業料、さらには島外に出るわけですので、そこでの居住、生活費、もろもろの初年度に対する保護者の負担って大変大きなものがあるわけなんです。そのようなことで多額の費用が要ると、確かに要ることなんですけれども、慎重に検討するということなんですけれども、これについても、早いうちにぜひ入学資金あるいは授業料についても、やっている自治体もあるわけですので、金額はともかく、そのような制度を取り入れるということに前向きに検討していただきたいと思います。これは要請にしておきたいと思います。

⑤の給付型についてなんですけれども、きのうの町長の施政方針では、給付型については準備をするということでやっているわけなんですね。去年の施政方針でも、たしかあったんです。去年は給付型について創設をすると、ことしは準備をすると、もう目の前にすぐ、これが採択されるような感じなんですね。実施されるような感じなんですけれども、また、きのうの同僚議員への説明では、財源等で厳しいので慎重に検討したいというような答弁があったわけなんですけれども、どちらでしょうか。

○町長（今井力夫君）

給付型の奨学金をどう扱っていくかと、全ての奨学金に対して、これを実施していくのか、それから基本的に私が以前申し上げてきたのは、将来、沖永良部に、知名町に戻ってきたときに、戻ってきた子供たちに対しての給付型の奨学金を考えておりますよということはお話ししたと思います。

昨日、私が申し上げた給付型をしていくために、それなりの財源が必要になってまいります。この財源をどう確保していくかということの一つに、企業の給付型の奨学金というのを実施できないかということで、日本国の中でそういうものを扱っ

ている市町村がございましたので、今、そこについてのものの調べをしておりますということは昨日申し上げたと思います。企業の献金による給付型奨学金、これを活用できないか。このときに、準備をしていきますというのは、今、現存している奨学金とこの給付型の奨学金が同じような扱いができるのか。今、やっている市町村において見ると、非常にこれは難しいところがあるので、別々にしているところがあります。

ですから、我々の市町村でこれをするときに、奨学金を一くくりの中でできるのか、それともこの企業型のものは別くくりでやっていくのか、そこにどういう制度上の難しいものがあるかと。これは、当然銀行が絡んでまいりますので、銀行とのタイアップを進めていったりもしていかなければいけません。そうしていった場合に、この一、二年でさっとこれがつくっていただけるかというのは、そこを私たちはこれから研究してまいりますよというのを昨日申し上げたつもりでございます。

ただ、将来的に知名町に戻ってきて、知名町の発展のために貢献したいという、そういう志の高い子供たちをどう私たちがバックアップしていくかという意味では、給付型奨学金というのは、その一つの手であるということは今現在でも考えている次第です。

以上です。

○ 12 番（名間武忠君）

実際、現在の流れを見ますと、給付型が多くなってきて、国においては、来年から給付型をやりますよと、ことしの予算でそういう内容が紙上でも紹介されておりますし、また鹿児島県においては、離島の学生については給付型をやるというようなこと等からすると、国も県も確かに給付型をしましょうというような流れなんですけれども、ただ、知名町にとっては、先ほどからありますように、財政等を考えると時期尚早だと思うわけなんです。

これよりは、一人でも多くの皆さんが受けられるようにしていただきたいというようなことで、この間も奨学資金の審査会があったようなんですけれども、その中をちょっと見せていただきましたけれども、大変基準が厳しいんじゃないかなと感じもするわけなんです。ですから、できる限り貸し付け可能な、今ありますように、学業について、あるいは家計の所得関係について等はさらに緩めていただいて、多くの学生が対象になるような方法を講じていただきたいという思いであります。

ちなみに、きのうもありましたが、高校生にアンケートをとったところ、知名町の高校生は、大学に行って、その後は知名町で暮らしたいというのが75%ということ、要するに4人のうち3人は、今の高校生の子供たちは知名町に帰りたいんだ

というような思いを持っているわけなんですね。

それについて、このアンケートはどのような方法でどこがとったんですか、それと、いつですかね、これ。

○町長（今井力夫君）

以前、地方創生をどう進めていくかということで、石田先生を座長にした組織がありました。その中で高校生アンケートをとったと記憶しております。そのときは、私はまだ、ある学校の教職員でありました。そのときに、一委員として招かれましたので、そこで私はこの数字はキャッチしております。

○12番（名間武忠君）

これを見て、きのうの施政方針です、まだ。町長も教育長も、知名町の子供に対して、このような思いをしている子供たちがいっぱいおるんだよと、やっぱりその熱い思いについては、町長も教育長も応える必要があろうと思うわけなんです。

ただ、財政難だということだけでは一緒くたにしないでいただきたいと思うわけなんです。それが、子供たちを、この知名のまちに対する郷土愛、ふるさと愛にもつながるものだと思いますので、この基準については緩和をしていただきたいと思います。それで、多くの皆さんが対象になることを願っておりますし、あと教育長に一言、どうでしょうか、教育長の気持ち、あるいは子供さんに対する思い、いかがでしょうか。

○教育長（林 富義志君）

先ほど、町長からもありましたけれども、給付型を、ぜひ企業型の献金型の奨学資金制度を別な形の意味からつくって、ぜひそういう子供たち、島に帰ってくる子供たちを応援したいということで、ことし1年、教育委員の、先進地も含めてやってきました。

それと、国の事業もありますので、そういう事業を早く取り入れて、この企業による献金による奨学資金制度、給付型資金制度を早く導入したいということで、ことし1年ずっと勉強してきました。

議員がおっしゃるとおり、75%の帰りたいという子供たちをぜひ後押しするために、今言われたような基準の緩和とか、この委員会で、先ほどありましたように、医療関係については基準を和らげたということで、次回のまた教育委員会とかでそういう基準の見直しとか、積極的にやっていきたいと思っております。

○12番（名間武忠君）

ぜひ、やっていただきたいと思います。

それと、例規集で見たら、この間の新しく審査会で用いたものと違うわけなんで

す。例規集が５６年にできたままで、２３年と２７年のそれぞれ改正をされておるわけなんですけれども、例規集が整備されていないので、ぜひこの例規集の整備について、ごらんになっていただきたいと思います。ぜひ、正しい、新しいものにしていただきたいと思います。これで奨学資金は終わりたいと思います。

空港についてお尋ねいたします。

ジェット化、ジェット化とかということなんですけれども、先ほど町長からありましたように、ジェット化については２つの条件がありますよと。２，０００メートル滑走路でないといけない、もう一つは１１万の乗降客がいないと、この２つについて、ジェット化するために２，０００メートルは大前提だということになっておるようなんです。

そこですが、奄振事業も、昭和２８年で復帰して、２９年の奄振復興事業から現在の振興開発事業までなって６５年、あと５年、３１年から５年すると７０年の特別立法でされることになるわけですので、この特別という法からすると、７０年の間、特別扱いを、扱いといいますか、大変有利な奄振事業であったわけなんですけれども、３１年から始まる５年間に何らかのめどというのか、つけばいいなという思いがするわけなんです。

これは県管理ですので、県のほうに、町長もこの間、会合の、新聞に載っておりましたが、これをちょっと内容見ますと、奄振交付金の拡大の中で、沖永良部空港の滑走路延長と計器着陸装置の設置の要望もあったと、多分町長が要望されたと思いますけれども、黙っていたのではなかなか出ないと思いますので、ぜひ声を上げていただきたいと思いますという思いです。

先ほど、また陳情、要望等についてはやっていくということのようですが、今、沖永良部空港と同じようなところ、例えば沖縄のほうでそれぞれやっているところがあるわけですので、そこら付近をぜひ参考にしながら陳情、要望等をしていただきたいなという思いであります。

乗降客も、先ほどありました町長のほうから、２９年は９万３，５００人と、あと３０年は後ほどということでしたけれども、１１万に近い数字が上がってきておるわけですか。

○町長（今井力夫君）

本年度のものにつきましては、まだ空港のほうに問い合わせをしているところで

す。

私が、以前入手したのは、航空年鑑というものがありまして、その年度ごとにどれぐらいの乗降客があったのかというのをそれぞれ年鑑の中で出ておりますので、

そういうものをもとにして、私は県のほうには申請しておりますけれども、国や県といたしましては、私ののは総数であったものの、平成29年度に実際沖永良部空港では10万人を超しております。ただ、国交省が出しているのは、それは全体数字であって、ある1路線において11万人というのが国の基準だと、だからそこには達していないというのが向こうの言い分です。

先日、奄振の関係の町村長との懇談会の中で私が申し上げたのは、LCCが導入されている地域におきましては交流人口は確かにふえておりますよと。ただ、LCCのないところ、正規料金で大阪とか東京から沖永良部に来るとなると、かなりの額がかかりますよと。実際に、東京から9,000円前後で奄美大島まで来られますよと。じゃ、鹿児島から沖永良部まで、どれぐらい料金がかかっていると思いますかと。アクセスしやすいような空港をつくっていくことが、交流人口をふやし、その地域の活性化につながるのではないかと。農産物も、飛行機で運ぶことによって、その価値も高まっていくはずだと。ですから、奄美群島の開発、振興を本当に全ての島が味わうことができるようになるためには、そういう島々におけるそれぞれのハンデをどう克服していくかがこの奄振の活用にもあるんじゃないかということで、私は先ほどのような要請をさせていただいた次第です。

以上です。

○12番（名間武忠君）

ジェット化については、世界自然遺産と同じような感じで、ジェット化が、この間の新聞によりますと、屋久島が現在の1,500から2,000メートルになりますよと。この計画が、県としてはやっておりますよというようなことで、本年度には4,500万円も計上しているというような、そうすると屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄、全部ジェット化になるわけなんです。

屋久島は、世界自然遺産、もう既に登録になっている。奄美大島、徳之島、沖縄も、改めて世界自然遺産に登録を要請するわけなんです。そうしますと、沖永良部は、このはざまになってくるんじゃないかというような危惧されるわけなんです。

ぜひ、これについては、ジェット化しかない。もう世界自然遺産はやってもらえないわけですので、そこら辺についても、ぜひ町長も頑張っていただきたいと。あわせて、陳情、要望等についても、両町でないといけないという気がするわけなんです。さらには、商工会や観光協会あるいはJA等も含めた官民一体で陳情あるいは要望書を出す必要があると思いますので、それは町長に、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

当然、知名町だけの働きかけよりも、沖永良部全体としての働きかけは非常に大

切なことだと思っております。

和泊町長と、まず手始めにやろうということで動いているのは、計器着陸装置だけでも先に設置したいと。これがあることによって、天気悪いときに、視界不良のときに、今までかなり着陸ができないときがあつて引き返したこともあります。計器着陸装置を置くことによって、パイロットの負担もかなり軽減されるので、非常に安全な航行ができるであろうということで、この点につきましては、両町共同の要望ということで出しております。

あと、共同で出しているのは、2,000メートルの滑走路を作成する、つくっていくには、かなりまだ時間がかかると思いますので、その中で奄振を使ってできるのはホッピングルートの料金をどう下げていくか。沖縄に1,000万人の交流人口が入っていると。この1,000万人のインバウンドを含んだ観光客を、どう南三島に持ち込んでくるかというあたりでは、今の料金体制では非常に難しいと。特割制度というのを、28日ではなくて3日前まで引き寄せることはできないのかと、これだったらすぐに取り組んでいけるのではないかということで、和泊町と共同して今進めているのは、沖縄～沖永良部間の航空運賃を、特割の部分を3日前まで引き寄せることによって、かなり沖縄からの観光客を引き入れることができるんじゃないかなと思っております。

ただ、そのためには、沖永良部自体も、観光客に対して受け入れ可能なまちづくりというのも当然並行して進めていく必要があるのかなと思っておりますので、今後とも両町一緒に共同で要望していくところはしてまいりたいと思っておりますので、また議員ご指摘のように、観光協会、一般の皆様の賛同も得ながら、当然進めていくべきだと考えております。

以上です。

○12番（名間武忠君）

今、計器関係の話が出ましたけれども、よく欠航が計器の設置の有無によってなるということについては、ぜひ整備していただきたいという。この資料については、私は沖永良部の在住で航空関係に勤めておった方からいただいたわけなんですけれども、今、沖永良部空港には、進入角指示灯と滑走路末端識別灯が、その2つだけは設置されておると。ただ、それ以外にも必要なものについては、例えば飛行場灯あるいは滑走路灯、誘導灯、そして風向灯などもありますよと。そのようなことをすることによって、荒天、天気の悪い雨、霧あるいはそれ以外等の自然現象等に対応するためにも、このようなものの設置は必要だろうということのようでありますので、ぜひそれらについても要望していただいて、欠航が少なく、かつ安全な運

航ができるような要望等については町長に強く要請いたし、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（平 秀徳君）

これで、名間武忠君の一般質問を終わります。

しばらくお待ちください。

次に、宗村 勝君の発言を許可します。

○6番（宗村 勝君）

議場におられる皆さん、こんにちは。また、傍聴席にいらっしゃる皆さん、インターネットにより議会傍聴されている皆さん、議会傍聴いただきありがとうございます。

議席番号6番、宗村 勝が次の4点について一般質問をします。今議会の最終質問者となりますが、よろしくお願い申し上げます。

1番、下平川小学校の太陽光発電システムの復旧について。

下平川小学校の太陽光発電システムは、故障により停止している状況が続いていますが、ぜひ解決策を見出して、子供たちに自然エネルギーのすばらしさを教えるべきではないか。

2番、介護保険制度の将来について。

平成12年に介護保険制度が施行されて以来、知名町の第1期から第7期までの第1号被保険者の基準保険料が上昇の一途をたどっています。ましてや、県内市町村の中で知名町は上位の保険料、表現は悪いですが、ワースト5位となっております。このままだと第1号被保険者の負担増となります。将来について問います。

3番、知名町のホームページの更新について。

平成28年12月の議会定例会でも一般質問により質問しましたが、いまだに情報発信が遅いように感じられます。現在のICT社会では、市町村のホームページは貴重な広報手段であります。内容を充実して、知名町のPRに努めるべきではないか。

4番、下田橋からホーシ橋沿いの遊歩道の整備について。

余多川下流の下田橋からホーシ橋までの川沿いに遊歩道がありますが、草木が生い茂り、通行が不可能な状態であります。ホーシ橋には立派な展望台もあります。貴重な観光拠点施設であると思います。遊歩道を利用可能にして、利用者の癒やしの場にすることを望みます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまの宗村議員の４点の質問について回答してまいります、１問目は、これは教育委員会所管になりますので、教育長のほうから答弁します。

２番目の介護保険制度の将来についてというタイトルにつきまして、私のほうでまず回答させていただきます。

介護保険制度は、高齢化社会における介護問題が誰にでも起こり得る切実な問題であるということから、自助を基本としながら、相互扶助によって賄う、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されております。

具体的には、介護予防にかかわる費用の５０％は４０歳以上の方が納める保険であります。残りの５０％につきましては、国・県・町の公費の負担となっております。さらに、保険料負担の５０％の内訳につきましては、６５歳以上の第１号被保険者分が２３％、４０歳から６４歳までの第２号被保険者の負担分が２７％となっております。

本町の第１号被保険者の保険料につきましては、基準額は年額７万８，０００円となって、制度発足当初の基準額の３万５，６７２円と比較しますと、２倍以上に上がっております。これは、介護保険制度が高齢者を支える制度として定着してきたことで、サービスの利用と費用が増加したことが要因であります。さらに、国の推計によりますと、６年後の２０２５年には本町の高齢化率は４０％に達すると予想されております。介護を必要とする方がふえていくことも、当然想定されております。

町といたしまして、介護保険の保険者で、その役割の一つに介護サービスの基盤整備がございます。介護が必要な方に必要なサービスが提供できるよう、その取り組みを進めてまいります、初めに申し上げたとおり、介護保険制度は負担と給付の関係が明確な社会保険方式を採用しております。制度の持続可能性を確保するために、町の実情に応じた高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを今後も進めてまいります。昨日の施政方針の中においても、この点につきましては、かなり私も詳しく申し上げたとおりでございます。

３番目のホームページの更新等につきまして、平成２８年１２月議会において、町の情報更新が遅いというご指摘を受け、各課長、局長並びに職員への早目の情報更新を行うよう依頼しておりました。さらに平成２９年度に、各課の事務分掌においてホームページ担当を設け、体制を構築しておりましたが、それが浸透しておらず、ホームページ担当の役割が機能していない状況でございます。

そこで、来年度よりは、各課ホームページ担当者を含め、職員を対象にしたホー

ホームページの更新研修会を毎年実施し、職員のスキルアップを図ることにしてまいります。

今後とも、町のホームページの内容を充実し、知名町のPRに努めてまいりたいと思います。

続きまして、4番目の下田橋からホーシ橋沿いの遊歩道の整備等につきまして、議員ご指摘のホーシ橋展望台は平成4年に設置され、その後、下田橋からホーシ橋間の600メートルの遊歩道が設置されましたが、現在、下田橋下流左岸付近で沖永良部農業水利事業所が地下ダム止水壁建設工事を平成28年8月から行っております。工事期間中、立入禁止となっているため、遊歩道の管理ができていないのが現状でございます。

現在、遊歩道両側の草木が、かなり覆いかぶさっている現状でございます。

今後、工事の進捗状況、完成等を見計らいまして、少しずつ管理作業を進めて、早いうちに通行可能となるように、観光客や、また地元住民の癒やしの場所になるような手だてを講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（林 富義志君）

それでは、宗村 勝議員の大きな1番、下平川の太陽光発電の復旧についてお答えいたします。

下平川小学校の太陽光発電システムは、平成7年度に新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOとの共同研究で、約6,200万円かけて設置いたしました。

その後、平成15年から16年ごろに、太陽光システムのふぐあいによるリコールにより、メーカー負担で改修が行われているようですが、平成19年度に再びふぐあいが生じたため、約2年後の平成21年度に約1,000万円をかけて修繕が行われております。

このように、改修や修繕を重ねながら稼働してきているところですが、昨年6月以降、故障により停止している状況にあることから、修繕費用の見積もりをとりまして、財政とも協議いたしましたが、見積もり額が約1,600万円というような高額なことや、それから平成21年度に約1,000万円をかけて修繕を行ってから約10年で再び故障が発生していることなどから、仮に修理したとしても、今後の稼働において大きな財政負担になると懸念されることから、解決策を見出せない状況で、今、対応に苦慮しているという状況です。

今後、教育委員会等で自然エネルギーを教える教材としての価値があるかどうか、

それと費用対効果を議論しながら、今後については決めていきたいと思っております。

以上です。

○6番（宗村 勝君）

それでは、順を追って再質問させていただきます。

教育長のお話ですと、昨年の9月から、また故障したと聞いております。また、その費用に1,600万円ほどかかるという見積もりだそうですが、そのままだと、教育長の答弁ですと、もうやらないという雰囲気聞こえたんですが、そうじゃないですね。今、返事だけで結構です。

私、学校行って、見てみました。太陽光発電には、太陽光のパネル、集光するパネルと、大きく言ってパワーコンディショナーというのがありますけれども、そのメーカーを見ますと、一流メーカーの、また前回、改修した以前のものに比べて、はるかにコンパクトにできております。見積もりそのものが、ちょっと高過ぎじゃないかなんかと思っているところなんです、もし最悪でもそのユニットを、メーカーは日新電機と書いてありましたけれども、大手メーカーです。そのメーカーに送って修理していただいても、それだけかかるかなんかと思うところなんです、そこら辺、学校教育課長、お願いします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

地元の電気店を通じて原因を調査していただきました。コンディショナーがエラーを発して停止しているという状況でしたが、調査した結果は、太陽電池モジュール、光を受ける電池の部分、その全てにおいてふぐあいが生じているということで、先ほど教育長から答弁があった1,600万円ほどの見積もりが来ているという状況です。

○6番（宗村 勝君）

じゃ、もうその太陽光パネルそのものも劣化して、使い物にならないという状態ですか。そうですと、確かに大変な故障、原因だと思いますけれども、そのまま置いておきますと、はっきり申し上げて無用の長物になってしまいます。

下平川小学校の校舎建設時に、全国で2校しかないということで大々的にPRして設置したそのシステムが、そのままでいいのかと思っても、我々校区の人間として大変寂しい思いをしておりますが、下平川小学校の一番の売りは太陽光発電だったんです。それがもう使えなくなると、非常に残念です。

ぜひ、もう一度、そのコンディショナーも故障しているんですね、ちょっとよろしいか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

コンディショナーについては故障は見受けられないということで、太陽電池モジュールのほうに故障しているという調査結果でございました。

○6番（宗村 勝君）

太陽光のパネル、モジュールですね、それは何個故障しているというの、おわかりですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

全数となっておりますので、280ですかね。

先ほど、教育長の答弁でございましたが、平成15年から16年にかけてリコールがあったということで、その時点で太陽光モジュールの修理が行われたということで、それからしましても約15年ほど経過しているということで、全数、全てにおいてふぐあいが生じているという状況のようです。

○6番（宗村 勝君）

全数が故障となると、もう致命的だと思いますが、もう諦めるしかないですか。それまで取りかえる意思があるのか、教育長、よろしいですか。

○教育長（林 富義志君）

問題は、自然エネルギー、先ほど宣伝というか、下平川、全国で2番目の学校に自然エネルギーの太陽光をつけたということで非常に評判になって、小学校のPR、知名町のPRはなったんですが、その当時は、それからもう15年以上、約20年経過して、太陽光というのに関して、非常に一般の家庭にも導入するような時代になって、自然エネルギーを教えるものとして、太陽光は子供たちの教材としてはもう用を過ぎているんじゃないかと。

ですから、下平川小学校の皆さんが、小学生の学校の生徒が、自分の学校の屋根の太陽光を勉強する、太陽光はこういうものだというふうな、小学生も既に仕組みから何か、勉強はもうわかっているということで、だから教材としての価値がもうなくなったのではないかという私は判断しているんですが、そうであれば、これから多額の、1,600万円とかかけてはいかかなものかなということで、今、教育委員会でもそういうことについて、今後の教材としての価値とかを含めて、今、議論しているところです。

○6番（宗村 勝君）

多額の費用がかかるということで、どうされますか、そのまま置いておきますか。よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

先ほど答弁で、平成21年度に1,000万円かけて修理がされております。平成20年度から繰り越して、平成21年度に修理がされておりますが、その時点の繰り越し明細書を見ると約1,000万円、そのうちの985万2,000円が国庫補助金、その当時は国の2次補正ということで、地域活性化・生活対策臨時交付金、そういった国の手厚い財政措置があったということで、これを見ますと、約98.5%国庫が入っております。国庫が入っている以上は、耐用年数を過ぎないと返納になりますので、撤去するにしても、その耐用年数を過ぎてからでないと厳しいのかなという思いがしております。

そういった意味で、先ほど教育長がありましたように、教育委員会の中で今後どうしていくかというのをさらに詰めていきたいというところでございます。

○6番（宗村 勝君）

処分とか、そういうことができないということですので、そのまま置いておかざるを得ないという感じなんですけれども、それはもうはっきり申し上げて逆効果なんです、子供たちにとっては。利用もできないのが表示板として残っております。

そこらも含めて、ぜひ、もう要らないなら撤去して、私、提案です。もし処分できて、パワーコンディショナーが公有財産として販売できるなら売れると思うんですよ。全国の公有財産売却で流しますと、詳しい方はそれを再利用して利用する方もいると思いますので、期限を過ぎた時点でそれはぜひ検討していただいて、そのまま置いておいても、はっきり申し上げて負の財産になりますから、また子供たちにとっても、うちの学校には太陽光発電システムがあるけれども何も利用できないと、かえってマイナスイメージになってしまいますから、パネルを含めて買いたいという方が全国には多分いると思います。

今、インターネット公売というのがあって、税務課長は多分ご存じだと思いますけれども、公有財産とか、そういうのを販売して、各全国の自治体は車から全てのものを販売しているんです。それを全国に流して、それでも、知名町から出たということで、ちょっとでも名前が出ることもあるかもしれません。公有財産、売却も含めて、ぜひ教育委員会で検討いただき、いつまでも、もし改修できないなら、ぜひもう撤去して、そういうことも考えていただきたいと思うんですが、さっきの期限というのは、いつだとおっしゃいましたか。要するに処分できる期限。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

これまでは、何とか修理する方向でできないかということできておりますので、処分する方向の検討は、まだしてございませんでしたので、先ほど言ったコンディショナーが1,000万円かけて国庫が入っていると、適化法、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律という法律がございますので、その法律で、耐用年数を過ぎないと、残存価格が残っておりますと、その残存価格を国に返納しないといけないという形になりますので、今後、コンディショナーの耐用年数、そういったものも調べながら、教育委員会のほうで検討していきたいということでございますが、先ほど宗村議員からありましたように、処分するにしても、何らかの販売なり、できればいいのかなと思っております。

○6番（宗村 勝君）

できれば、改修、修理に持っていただきたいんですが、もし最悪できないというんでしたら、そういうことも考えていただきたいと思います。

次、2番に移ります。

安田保健福祉課長に申し上げます。

課長は、この3月で定年退職と伺っております。今議会で一般質問の答弁も最後となります。ましてや、私が最終の質問者となりました。私も、昨年65歳になり、第1号被保険者になり、これから介護保険のお世話になるかもしれません。私なりに少しだけ資料を調べました。わかりやすいご答弁をお願いいたします。

昨日の町長の施政方針の中でも、先ほどの答弁の中でもありましたが、答えは重複すると思いますが、ご理解願いたいと思います。

先日の保健福祉課の皆さんで議会の皆さんに勉強会で教わりましたが、本町の場合、介護保険は1段階から9段階まで設定してあります。各段階の割合といいますか、人口の割合をぜひお示しいただけたらと思います、おわかりでしたら。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

介護保険料の9段階のそれぞれの段階の被保険者の割合ですね。すみません、ちょっと手元に資料がないので、今、調べさせますので。

○6番（宗村 勝君）

それでは、介護予防について、要介護者が発生しないことは、介護保険の財政状況にとっても高齢者自身にとっても好ましいことです。そのための本町が実施している介護予防対策とその成果を教えてください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

介護予防事業につきましては、これからどうしても給付と負担が明確な介護保険事業にとっては大事なことで、要介護に至らないような高齢者、それからまた介護保険を受けても重度化しないような施策は大事だと考えています。

その中で、介護予防につきましては、要支援という、介護保険の介護度には、1・2・3・4・5に当たりませんが、支援の1・2に当たる方々については訪問

型サービス、これは家に行って、家事、入浴、排せつ等のサービスをする事業でございます。あとは、通所型と言いまして、通所サービス施設に通ってサービスを受ける。それからあと、生活支援、これは見守りや栄養改善や配食サービスを受けるというサービスがございます。

またあと、総合事業の中に、新たに出た総合事業と、介護の認定を受けなくても、要支援、要介護になっていなくても、65歳以上の方であれば一般介護予防事業というのが受けられるようになっておりまして、これにつきましては、そういうふうな普及啓発の機会に参加するということや、地域介護予防活動支援事業というのがございまして、地域におけるグループ活動に参加して、その中で体操やらお話しなどして、認知予防とか、そういうふうな身体的な衰えを防ぐという、そのような事業でございます。

○6番（宗村 勝君）

わかりました。

それでは、ハイリスク者という方がいますね。ハイリスク者への取り組みについてお伺いします。

介護予防事業を初め、高齢者の社会参加に積極的な方々、それは例えば、今、知名町でよく盛んなグラウンドゴルフとか老人活動、そういうのに参加している方は健康意識も高いので大丈夫かと思います。逆に、閉じこもりぎみの方や低栄養、栄養不足の方などが要介護者になるリスクが高いと聞きます。

実効ある介護予防は、ハイリスク者へのアプローチが必要かと思います。現在の取り組みなどがありましたらお答えください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

介護予防につきましては、65歳に第1号被保険者になったときから始めても、なかなか成果が出ないと考えております。そこで、現在、保健福祉課では、医療と連携した、医療というのは国民健康保険等と連携した、早期のそのような栄養改善と身体的な運動能力の衰えを防ぐような取り組みを連携してやっていけないかということで、庁内会議を催したりしております。

それから、その後、そのようなことをやりながら、65歳と高齢者になったときに、そのままそういう生活が維持できるというふうなところと、あと医療のほうでは糖尿病を患う方が最終的に介護が必要になったり、あとは高血圧症の方が最後に介護が必要になると、そういう事例が多いということで、その重症化予防についても保健、医療と介護が連携して取り組んでいこうと。

とにかく予防ということで、議員がおっしゃるとおり、予防に重点を持っていか

ないと、今後も高齢化率が上がってきます。当然、保険料も上がってきます。これを抑える手だては予防にしかないと考えて、今、実施しているところでございます。

あと、先ほどの９段階の被保険者の人数ですが、よろしいでしょうか。

第１段階 ６１５人、第２段階 ２８０人、第３段階 １８６人、第４、２３８人、第５、１８６人、第６、２７３人、第７、１７６人、第８、９５人、第９、７４人。

以上でございます。

○ ６ 番（宗村 勝君）

今の段階別の人数を聞きますと、やっぱり２段階が一番多いんですね。ということは負担が高いということです。要するに、７段階、８段階、９段階になりますと、多分お金持ちの皆さんがたくさんいるということで、たくさん払うということです。なので、介護保険、安くて済むんじゃないかなと思いますが、そういうことですね。

○ 保健福祉課長（安田廣一郎君）

基準が第５段階の年額 ７万 ８，０００円でございます。ちなみに第１段階ですと、この ７万 ８，０００円の、現在ですと ０．４５を掛けた額で ３万 ５，１００円が負担額となっております。

基準から若い数字のほうは負担が少なくなるようなシステムで、あと基準より上のほうの段階にいくと負担額が １を超えると、そういうような保険料の設定となっております。

○ ６ 番（宗村 勝君）

基準値というのは、勉強会でいただいたフローチャートによって５段階が基準、月額 ６，５００円、年額 ７万 ８，０００円ということになっていると思いますけれども、お金持ちが多ければ、たくさんお金入ってきますから、全体の基準値というのは下がっていくんじゃないんですか。そうだと思いますが。

○ 保健福祉課長（安田廣一郎君）

介護保険料の３年間の計画、年間の算出の方法といたしましては、１割本人負担で原則でございますので、残りの ９割の中の ５０％公費、あとの、現在ですと ３３％を第１号被保険者が納めて、２７％を第２号、逆ですね、ちょっとお待ちください。失礼しました。２３％を ６５歳以上の第１号被保険者が納めますので、この額をそれぞれの所得の段階によって割りつけるということです。議員おっしゃるとおり、所得の高い人が多ければ保険料は賄えますから、それで安くなることにはなると思いますが、実際、そういう試算していないので、それがどうなるかは、安くなるかは、はっきりは言えません。

○ ６ 番（宗村 勝君）

わかりました。

先ほどのハイリスク者を含め、介護予防に知名町には立派な商品があります。町長にトップセールスをしていただきたい桑茶というのがあります。桑茶の効能とか、薬事法の関係で、病気が治るとか、絶対言っちゃいけない言葉なんですけれども、昨日もありましたけれども、農林課長、モニタリングでどのような結果が出ているのか、わかりましたら、要するにモニターの皆さんに飲んでいただき、どういう結果が出ているのか、わかるんでしたらお答えください。

○農林課長（上村隆一郎君）

毎年、モニタリングを公募しまして、約1年かけて飲んでいただいて、それで飲んだ後の結果のアンケートをとっております。その中で、いろんな項目があるんですけれども、飲みやすいですとか、それから効能として血圧がどうなったかですとか、ほかのまた健康基準値がどうなったかという調査はしております。

さまざま、効いたですとか、余り変わらなかったとか、そこはさまざまなところがありまして、我々も議員がおっしゃるように、なるべくPRするため、そういった効果も書きたいところではございますけれども、やはり表示の適正化ということがございますので、その縛りの中でやっていくしかないのかなと考えております。

○6番（宗村 勝君）

話はそれで申しわけないんですけれども、関連して、農林課長にもう一つだけ伺います。

私はモニタリングに参加していない。というのは、ずっと前から飲んでいるもので、モニターにしても多分わからないということで参加していないんですけれども、悪くはないです、はっきり申し上げて。いいと思います。それを含めて、ぜひ町長、お茶を、トップセールスも大事ですけれども、町民、島民に普及させて、それで介護予防につながれば一番最高だと思いますよ。ぜひ、それを飲んで、まず町民に飲んでいただいて、そのよさをわかっていただかないと、島外の皆さんにはできないと思いますので、その意気込み、一言で結構です。

○町長（今井力夫君）

今、議員がおっしゃったことが、私もまずセールスの上で一番大事なことで、地元の人たちが試飲して、その効用を自分たちが一番肌で感じてこそ、正直な話が島外の人にできていくのかなと思っております。一番いいのは、それを飲むことによって、町民がより健康になっていくこと、これが一番すばらしいことだと思っています。その二次的なものとして、これを外で売ることによって、日本全国の人たちが健康になっていただければ、それですばらしいなと思っております。

その策の一つとして、前回も申し上げましたが、役場の1階のところに、農林課の皆さんが曜日を決めて、桑茶を自由に飲むことができるように機械もセットしてあります。また、町のさまざまな行事のときには、農林課の皆さんがその機械を会場に持って行って、飲んでもらって、親しんでいただくようにもされております。

ただ、前回、今井議員から、もう少し町の行事の中で売ることにはできないのかと、これをペットボトルにおいて、よりみんなが安い値段で買って飲める体制もつくるべきじゃないかというようなご指摘もありましたけれども、実際に容器に入れて売るとなると、今度、またこれは保健衛生上の問題もクリアしていかなきゃいけないので、そこについては、今、考えているところです。

あと一つ、私としては、町内いろいろな事業につきまして、建設業、土木業の皆さんが活躍されておりますけれども、その団体の皆さんに、それぞれの会社で、ぜひ月に5,000円分ぐらいずつ購入して、従業員の皆さんにどんどん飲めるような環境をつくってくださいということで、町内の建設業の皆さんに、今、私のほうでは売り込みに行っているところで、そうすることによって、町民みんながこの桑茶のよさを感じていただければ、自然と観光客の皆さんに、私たちも飲んで、こうしていいんですよという本当の話ができるのかなと思って、そういう感じでは、今、進めさせていただいております。

以上です。

○6番（宗村 勝君）

話はそれっ放しになります。

農林課長、もう一つ。

以前の桑茶、溶けにくいという苦情がありました、はっきり申し上げて。私の手に入ったのが、最近、溶けやすいんですけれども、それは改良されたんでしょうか。端的にお願いします。

○農林課長（上村隆一郎君）

農林課でつくっております桑の製品については、2種類に分かれるんですけれども、一つは東京のそういう製造を行うところへ送っている商品と、それから正名の加工場で粉末にした100%のものの2つに分かれるかと思います。その2つとも、同じ加工場で粉末にしたものを原料としているわけですが、原料自体としては、製法としては変わってございません。

○6番（宗村 勝君）

それっ放しで申しわけございません。

昨日いただいた会計課からの資料ですかね、滞納収納状況というのがありました。保健福祉課長、介護保険料の収入未済額が約1,200万円ほどあります。結構高額になっていると思いますけれども、介護保険の場合、未納の場合、時効とかあるんですか、お答えください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

時効はございます。時効があるということは、不納欠損もやらなければならないと考えております。

○6番（宗村 勝君）

時効は何年ですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

すみません、ちょっと調べさせてください。

あっ、2年です。

○6番（宗村 勝君）

2年、はい、わかりました。2年だそうです。

私が調べたところ、国保と介護保険の収納は関連するので質問いたします。

平成27年度には、知名町は国保の収納率42位、不名誉な最下位でした。ですね。それが、28年度には、保健福祉課の皆さんが努力したんだと思いますけれども、県下34位であります、伸び率が県内1位となっております。それは、私、調べたものですから間違いないと思いますけれども、28年度以降の状況が知りたいんですが、ちょっと調べられなかったもので。要するに、県下の中でのランクといますか、順位。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

介護保険料と後期高齢者の医療費の保険料については、保健福祉課が賦課して、保健福祉課のほうで徴収しておりますが、国保の保険税のほうは税務課のほうで調定、収入をほかの税と同様にやっておりますので、28年以降の状況については保健福祉課のほうでは正確なご答弁ができません。

○6番（宗村 勝君）

知名町が、今回500円上がって、月額6,500円になっております。隣島の徳之島町や伊仙町は、介護保険の値上げを保留にしてあります、どのような努力をしているのかわかりませんが。知名町の職員の皆さんが努力して、できるだけ被保険者の負担にならないように、先ほどの介護予防に努めていただけたらと思っております。

次に、介護には人材育成というのがあると思います。国を挙げて介護人材の不足

に対処しているところかと思います。

本町の要介護者、介護サービス事業全般を見通した場合の人材はいかがなものか、簡単をお願いします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

私ども行政のほうの包括支援センター等の人材につきましても、また事業者の皆様の人材につきましても、かなり厳しい状況でございます。はっきり申しまして、これから人材確保に努めていかなければ適切なサービスはいかがなものかというような状況でございます。

○6番（宗村 勝君）

わかりました。

次に、地域包括ケアシステムというのがありますね。私も、余り知らなかったんですけども、調べたらそういうのが出てきたもので、国の視線で、持続性のある介護保険制度の維持のため、地域包括ケアシステムの構築が叫ばれております。

本町の取り組みを簡単をお願いします。保健福祉課長も、退職した後はぜひ参加していただかないと、地域包括の運営がうまくいかないと思いますので、よろしくをお願いします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

高齢者になられても、やはり住みなれた地域で、住宅やら医療やら、それから介護、福祉のサービスを受けられるような地域をつくっていきましょうというのが地域包括ケアの思想というか、目的でございます。

本町でも、さまざまな機会を得て、これは行政だけでできることでもございませんので、さまざまな機会を利用して、そのような地域包括ケアのシステムづくりに協議会等で話し合いを、今、行っているところでございます。

○6番（宗村 勝君）

以上で、2番の介護保険制度についての質問を終わらせていただきます。

3番のまちのホームページについてですが、先ほど町長の答弁にもありましてとおり、古い情報がいつまでも掲載されている部署が見受けられます。町長がホームページのリニューアルを近々すると言われたのを記憶しております。いつごろの予定でおりますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

4月を知名町のホームページ更新の時期として、現在、作業を進めているところでございます。

○6番（宗村 勝君）

4月と聞きました。それは、職員でするんですか、専門機関のシンクタンクと言われますか、そういう皆さんのアドバイスを受けるのか、ちょっとお伺いします。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ホームページの更新のまた委託をいたしまして、現在、その作業を進めております。ただ、ホームページ全体の更新は、委託をして4月に新たに行うんですが、どうしてもそれぞれのまちの情報の更新となると各課で対応していかなくちゃいけないというところで、先ほど町長が答弁したとおり、今後、職員のスキル向上も目指して、研修会も新年度から取り入れていきたいというふうに思っております。

○6番（宗村 勝君）

さっき質問したのは、専門機関に任せるかというふうに聞いたつもりなんですけれども、それ、お答えしましたか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

すみません、ホームページ全体の更新については委託を行っているということでございます。

○6番（宗村 勝君）

委託した場合、予算として幾らぐらいの金額になるのでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

調べて、後ほどお答えいたします。

○6番（宗村 勝君）

ホームページをごらんになっている方の声を一つ、私も含めてなんですけれども、本町のホームページ、何かを、データを開くために2回クリックしないと開けないというのがありますけれども、皆さん、おわかりですか。例えば、PDFを開くときに、1回押して、もう一度押さないと最終的に開かないということがありますけれども、その改善はできないのか、お伺いします。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

確かに、ご指摘のとおり、1度クリックをして、またその中に入りますと、さらに選別というか選んで、またもう一度クリックをするというふうなシステムになっております。

今回の更新において、ちょっとどのようになっていくのかは、また調べて、後ほど回答いたします。

○6番（宗村 勝君）

先ほどから、答弁にもありましたとおり、更新がおくれがちということですので、町長、各課で更新ができないのであれば、その専門スタッフを1人でも置いて、ぜ

ひ新しい情報の提供をすべきだと思うんです。本当なら、毎日でもホームページが変わっていかないといけないと思うんですけれども、見る方は毎日でも見るんですよ。また同じかというイメージですと、はっきり申し上げてつまらないと思いますから、専門のそういうスタッフがおれば、各課の情報を集めて、毎日、きょうは何があったとか、写真が掲載されたり、そういうのがありましたら、各課に任せるんじゃないくて、そういう企画振興課の中で1人、そういう職員を配置してでも、ぜひ新しい情報を島内外に発信すべきだと思いますけれども、そういうお考えはないでしょうか、町長。

○町長（今井力夫君）

ホームページの画面のリニューアルについて、先ほど課長のほうからございましたけれども、見る人にとって見やすいというか、ここをクリックしてあけてみたいなど、例えば知名町の風景がいろいろ変わっていく、そういうぱっと視覚に訴えるような画面を作成していく、そういうところは、今、専門家に任せてあります。

ただ、企画課の中に、このようなホームページを担当する職員は1人、配置はしておりますけれども、ただ各課でそれぞれデータが変わってきた場合に、そこは一回一回企画課に持ってくるのではなくて、自分の課の中の変更になった部分は、そこはホームページの改編というところは、テクニックを覚えれば、すぐにその情報を変更することができますので、そこら辺は、多分それぞれでも、その課の中で誰でもできる技術は身につけるべきかなと思っている。ただ、全体を把握する意味では、企画課の中にそういう職員を1人、配置はしております。

○6番（宗村 勝君）

なかなか行き届かないから更新できないと思うんですよね。ぜひ、ホームページの専門のスタッフでも、各課から情報をいただいて、毎日の情報発信に努めていただきたいと思いますが、それは要望で済ませたいと思います。

次に、最後になりまして、4番に対しての質問を行います。

平成26年9月議会に先輩議員の質問にもあったみたいですが、通告書を出されて、すぐに整備したと記録されております。

そうではなくて、先ほど町長の答弁の中で、工事中で入れないということはありませんけれども、そうはないと思うんです。ホーシ橋のほうから、常に伐採してあると入ってこれますから、工事現場までは多分関係ないと思います。

そのホーシ橋から、入り口から、もうやぶになっていますから、やぶになってからじゃ経費もかかります。ふだんから、そこに限らず、そういう遊歩道とかあちこちにあると思います。草木が繁茂する前に、ぜひやるべきじゃないかなと。それは、

いろいろ方法はあるかと思います。もちろん、役場の建設課の皆さん、建設課ですね、建設課が担当、それはたしか県の施設でつくったみたいですがけれども、町に委託されたとも聞いております。予算は町から出るんですね、建設課長、その作業の。

○建設課長（平山盛文君）

現在、国営地下ダムが工事を行っていますが、今、議員のおっしゃるとおり、ホーシ川の入り口のほうは、両サイド草木が茂ってしまして、先日、私もちょっと現場のほうへ確認したんですけども、それをおりたところの入り口のあたりが、もう高木というか、高木が生えていて、中がすごく暗い状態で、逆に言うと、入り口からきれいにしていけないと、中へ行っても入りたがらないというか、そういうのがあったんで、その入り口部分もあわせて、今後、工事の進捗状況を見ながら、役場関係課でまた相談して、また地域のボランティアというか、ボランティア活動も協力依頼ができれば声をかけて、距離が600メートルあるんで、建設課だけでの作業がちょっと困難だと思いますので、そのところは検討していきたいと思っています。

○6番（宗村 勝君）

その作業は、水土里ネットですか、そういう作業でもできると思いますけれども、それ依頼して、役場でできないなら、耕地課長、できますよね。

○耕地課長（窪田政英君）

できません。

○6番（宗村 勝君）

できないんですか。ああ、そうですか。それは河川だからできない。ああ、そうですか、わかりました。

皆さん、余多川の下流の地形は、本土の川と違うんですよ。本土の川は、俗に言う川といいますのは、河口というのがありまして、海にそのまま河口で流れていきますけれども、余多川の最終、末端は滝になっているんですよ。ご存じの方もおいでだと思いますけれども、我々、よく子供のときに遊びに行きましたけれども、本当に特別な地形なんです。貴重な地形なんです、はっきり申し上げて。というのは、そういう観光客の皆さんの声を私、今言っているんです。それを見たかったんですけども、入れなかったから残念だという結果でした。

永良部特有の地形を観光客の皆さんにぜひ見ていただき、またそこは、ホーシ橋に展望台があるんです。最近、鯨が横行しているとも聞いております。そこに、私、通ってみますと、そこで双眼鏡をのぞいて、多分ホエールウォッチングをしていたと思うんです。そういう貴重な場所なんです。そういう鯨を見た後、その遊歩

道を散策していただき、そこには巨大なコイも数匹泳いでおります、この前、見ました。それは、はっきり申し上げて外来種なんですけれども、川にもともといない魚なんですけれども、その大きなコイを見るだけでも、はっきり癒やされました。

ぜひ、工事現場まで行かなくても下のほうから、下というか下流のほうから整備していただき、そういう自然のよさを通行する皆さんに味わっていただけたらと思っております。

さっき、一つだけ抜けておりました。

きのう、さっきの……

○議長（平 秀徳君）

時間ですね。

○6番（宗村 勝君）

すぐ終わります。

滞納の収納状況で、昨日いただいた収入未済額が1億7,600万円あるんです。そういう金額をほっておいていいのかと思うところなんです。

町長、ぜひ、はっきり言って寝かせたお金なんですよね。そういう収納の専門の職員もいていいんじゃないかなと、ぜひ検討いただきたいと思います。それを要望して、終わりたいと思います。

○議長（平 秀徳君）

宗村君、しばらく。

保健福祉課長から、さっきの質問について発言がありますので、保健福祉課長。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

先ほど、議員から、人材の育成確保についてという質問がございましたが、ちょっと誤解を招くといけませんので。

事業所においては、事業所のサービス提供に必要な人員は確保されており、適切なサービスを提供する体制は整えております。

ただ、人材を確保する上での苦労はしているということを伺っておりますということで、訂正させていただきます。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

宗村議員の先ほどのまちのホームページの更新、委託料がどれだけかかっているかというご質問です。

1,151万6,000円で契約をしております。

それから、今度の更新時、2回クリックしなくてもいいのかというお話ですが、今回の更新でその形は見直すということになっております。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これで、宗村 勝君の一般質問を終わります。

以上で、通告による一般質問を全部終了しました。これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適切な対処をお願いいたします。

昨日の4名、本日の2名、計6名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後1時から再開します。

休 憩 午後 0時06分

再 開 午後 1時00分

○議長（平 秀徳君）

税務課長から、さきの宗村議員の質問について答弁がございます。

○税務課長（甲斐敬造君）

すみません。先ほどの一般質問の中で、宗村議員のほうから、国保の滞納の28年度分が大きく伸びているのはどのような取り組みをされたかという趣旨だったと思うんですが、申しわけありません、介護のことばかりだと思っておりまして、ちょっと思いが至りませんでした。

27年から28年に国保の滞納繰り越し分の徴収率が伸びたというのは、28年度に国保連合会が主催するアドバイザー事業という、費用等は全て国保連合会のほうが持つんですが、その事業の中で外部から講師を2名派遣していただきまして、滞納整理についてのいろんな取り組みを研修と、それから実地で行っております。

役場の収納関係の職員の皆さんも机上での研修に参加しました。その後、税務課では搜索、講師の皆さんと一緒に取り組んで、滞納整理を行ったところです。その結果、28年度分につきましては34.1%という徴収率の結果にはなりました。

滞納整理につきましては、27年度につきましてもかなりの徴収率でありましたので、特にこの事業のためになったということではないと思うんですが、28年度にはそのような取り組みを行っているというところです。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 1 号 平成 3 0 年度知名町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（平 秀徳君）

日程第 2、議案第 1 号、平成 3 0 年度知名町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまご提案申し上げました議案第 1 号は、平成 3 0 年度知名町一般会計補正予算（第 4 号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ 3, 2 9 5 万 5, 0 0 0 円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 8 億 7, 6 7 5 万 8, 0 0 0 円と決めました。

主な補正内容は、防災関連施設整備事業費並びに被災農業者向け経営体育成支援事業費を新規計上し、その他事業費の確定等に伴い、増減を行いました。

繰越明許費は、冷房設備対応臨時特例交付金事業等 1 0 事業を計上しました。

債務負担行為は、契約の締結に伴い、学校給食センター整備事業費等を変更しました。

地方債は、新規計上した防災関連施設整備事業費に関するものを追加し、その他事業量の増減等により変更及び廃止を行いました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第 1 表、歳入歳出予算補正、1 ページ。

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

第 2 表、繰越明許費、5 ページ。

第 3 表、債務負担行為補正、6 ページ。

第 4 表、地方債補正、7 ページ、8 ページ。

○5 番（西 文男君）

8 ページの廃止のところで、下平川小学校の屋内運動場の改修工事が廃止になっ

ていますが、理由をちょっと教えていただけますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

下平川小学校の屋内運動場の大規模改造については、31年度に着工という予定で設計を進めてきました。その関係で地方債を財源充当しておりましたが、31年度の当初予算の編成の段階で、どうしても予算が組めないということで、計画変更ということで32年度に先送りというふうなことになりますので、設計の翌年度に着工する場合は地方債の対象となりますけれども、翌年度の着工ができないということで起債の対象にならないということで一般財源になったということです。

○5番（西 文男君）

今、変更になったのはわかったんですが、もし体育の授業等々で体育館、入学式、卒業式、そのときに、もしも、あつてはならないことだとは全員が思っているんですが、震災等があつて、ぜひそういう形も考えられますので、今後は慎重に、事業の執行に当たっては、やはりほかの小中学校は全て終わっていますよね、耐震補強工事、屋内体育館、まだ終わっていないところとかありますか、体育館で。あつたら教えてください。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

まだ田皆小学校もごさいますが、田皆小学校については中学校に体育館もごさいますので、今後、検討していくことになろうかと思っております。

○5番（西 文男君）

今、田皆小学校の場合には、田皆中学校の新しい屋内体育館ができておりますので、それ利用可能ということですし、下平川小学校においては、やっぱり一つしかないの、その辺は十分、本当に何回も言うようですが、事業の執行に当たっては、計画にのっとって、やはり生命、財産を守るのが行政としての一番の目的もあるかと思しますので、その辺はよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○6番（宗村 勝君）

ただいまの西議員の質問と関連します。

学校側は、もう屋内運動場の改築を予定して行事を組んでいたそうです。それが突然できないということで、もう予定が本当に、学校の場合、予定組んでから変更は大変らしいんですけれども、それを、なら、もうちょっと早くお知らせいただけたらという声がありますけれども、そこらはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

教育委員会といたしましては、31年度着工という形で設計をして進めてきたと

ころですけれども、一般質問の中でも出てきましたが、14億円ほど足りないと、起債を充てて約4億円になったということでございますけれども、そういった中で1年先送りということに、最終的に総務課長査定、副町長査定、町長査定を含めて、ぎりぎりまでの調整がされてきたということもあって、なかなか学校側にもお伝えができなかったということで、その後に下平川小学校に出向いて、校長のほうにはおわびをいたしまして、ご理解をいただいたところでございます。

○6番（宗村 勝君）

1年おくれますと、子供たちにとっては、そういう体育館での授業とか行事とかを受けられない子供たちがたくさんおります。そこらは、やっぱり考えいただき、ちゃんとした対処をしていただきたいと思います。要請しておきます。

○議長（平 秀徳君）

続けます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、11ページから。

12ページ。

13ページ。

○11番（奥山直武君）

18款の繰入金、これ説明書では、24号台風の災害支援金をふるさとまちづくり基金に繰り入れているんですけれども、そのまちづくり寄附金から被災農業者向け経営体育成支援事業に充てると。どういう事業ですか。

○農林課長（上村隆一郎君）

この繰入金については、補正予算書の24ページに、31、被災農業者向け経営体育成支援事業というところがございますけれども、この事業については、昨年秋に襲来した台風24号で被災を受けたところについて、国の補正予算で施設の修繕ですとか、そういった復旧の事業がございまして、その事業についての財源として、その他のほうで170万4,000円が手当てをされているということでございます。

○11番（奥山直武君）

経営体育成支援事業補助金はマイナス540万円になっておりますけれども、これは被災されて、申告された農家の皆さん全員にこの助成事業費がおりるんですか、

ふるさとまちづくり基金から、3ページの。要するに、被災農業者向け経営体育成整備事業、若者向けですか、それとも被災された、申告された皆さん全員の方にその事業費を充てることになっているんですか。要は、はっきりしないと、これは補正予算やから。

○農林課長（上村隆一郎君）

この被災事業については、国の事業が、補正予算が組まれまして、町としては、説明会を開きまして要望をとったところです。その要望に基づいて、県と計画協議を行いまして、これに該当する方について、今、進めているところです。

要望自体、全てをすくい上げることはできませんでしたが、6名の方について、倉庫の修繕、それからハウス施設の修繕、平張りの修繕等について、今6名の方について、この補正予算で対応を進めているところでございます。

この被災事業について、市町村の負担が条件となっておりますので、まちの負担金として、この事業において184万円の負担をしなければいけないということがございまして、この184万円の中から先ほどの基金から手当てをしていただくということになっております。

○11番（奥山直武君）

では、国の補正予算が出て、それで賄い切れなくて、町の負担184万円、それを行ったわけですか。それを繰り上げたのか。

国の補正予算がおりた場合、何で台風24号の災害寄附金、それを使うんですか、使ったんですか、補正したんですか、今の事業に。

○農林課長（上村隆一郎君）

これの事業について、事業の要件といたしまして、国の補助率としては3分の1程度ということがまずありました。その3分の1に加えて、市町村の負担分を上積みしてください、上積みすることが事業の要件になっておりましたので、その点について、総務課の財政と協議をしまして、まちの負担分を確保したところでございます。

○議長（平 秀徳君）

一遍進めます。

○5番（西 文男君）

財産収入の17款の寄附金の2で、ふるさとまちづくり寄附金の中で、企画振興課長、ふるさと納税での災害支援のふるさと納税は受け付けましたか、知名町は。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

平成30年台風24号、25号の支援といたしまして、ふるさと納税、これは返

礼品がございませんが、その中でいただきまして、集まったのが先ほどの１７０万４，０００円。その額を、そちらのほうに充てたということでございます。

○５番（西 文男君）

非常にすばらしい、すぐスピード感を持って対応したということで、これと泊町もまねしているんですね。

今の農業支援については、やはり甚大な被害を受けたということで和泊町もすぐ追隨したんですけれども、知名町は早かったもので、金額は大体３０万円強、知名町のほうが多かったんで非常によかったかなと。今後も、そういう形で、ぜひスピード感を持って対応していただければと思います。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

進めます。

１４ページ。

１５ページ。

進めます。

歳出、１６ページから。

１７ページ。

１８ページ。

ございませんか。

進めます。

１９ページ。

２０ページ。

２１ページ。

○５番（西 文男君）

５目の障害者自立支援給付金のマイナス８００万円に計上してありますが、これちょっと内容を教えてもらってもいいですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

これ、扶助費の減額なんです。介護給付・訓練等給付費なんです。これはもう実績見込みで減額させていただいております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

２２ページ。

○ 9 番（今井吉男君）

22 ページの 1 目の農業委員会費が、その中で 1 節の農業委員会報酬（能率給）が 349 万円増額計上されておりますが、その説明書の中で農業委員の活動実績によるということで書かれておりますが、従来は月額報酬でしたが、それプラス能率給になっているようですが、その能率給についての内容の説明を農業委員会の事務局長。

○ 農業委員会事務局長（元榮恵美子君）

昨年、29 年度から、改正農業委員会法ということで委員の選出も変わりまして、29 年度から最適化交付金というのが農業委員さんの活動、担い手の利用権の設定だとか耕作放棄地の解消の面積とかで計算されまして、国のほうから全額活動費ということでおいていまして、活動によるものが、1 人、月当たり 6,000 円掛ける 12 カ月掛ける 17 名で、プラス成果によるものというので、実績がありました担い手の集積面積が 32 ヘクタールありましたので、その計算式があるんですけども、それによってこれぐらいの金額が増額でおりまして、全て農業委員さんの報酬として支払われます。

○ 9 番（今井吉男君）

従来の月額報酬は、それぞれ全部一律で、プラス能率給が加算されるということですか。では、活動しない人は、もうその月額報酬だけで、活動して一生懸命やる農業委員はプラス 6,000 円が 12 カ月分もらえるということですか。

○ 農業委員会事務局長（元榮恵美子君）

皆さん一律に活動されていますので、でも活動によるその成果の目標面積的に活動の実績が違いますので、それによって昨年度、規則で報酬の率を繰り上げて、17 名に関して年間、3 月に支払うということで、ボーナスみたいな感じで支払われております。

それとは別で、3 分の 1 の、17 名で一番活動の多い方が 5 名、普通の活動が 7 名ということで、3 分の 1 ずつで分けて、皆さんにお支払いされております。

○ 9 番（今井吉男君）

結局、国も、これ制度、能率給にしたのは、活動しない人とする人がいるからそれをつけたんで、一律にくれたんでは、これは意味がないと思うんですね。これは、局長が決めるのか、評価は。

○ 農業委員会事務局長（元榮恵美子君）

これは、皆さん、毎月、農業委員の日誌をつけていただいて、日誌による活動の分と、担い手の料金設定だとかいう、その設定の実績によって決めていますので、

私がではなく、その規則において、きちんと振り分けをして支払われております。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

進めます。

23ページ。

進めます。

24ページ。

○2番（外山利章君）

22目の新規就農総合支援事業費について、この需用費減額731万円の内訳を教えてくださいませんか。

○農林課長（上村隆一郎君）

新規就農総合支援事業については、新しく新規で就農する若い農業者に給付金を支給する事業になっておりますけれども、年度当初予定していた対象者が27名でございます。実績としては、23名の対象者になっております。その人数の関係の減額と、それから23名の対象者の中でも、ちょっと金額が変わっている方がいらっしやいます。

その理由としては、所得が100万円を超えるとその給付金が減額されるんですが、その所得が100万円を上回った方が1名、それからもう給付金なしで、今後、自立して、もう自分でやっていきますよということで中止をされた方が1名、それからこれ、給付金の、年間150万円ですけれども、半期ごとに給付をしております。その1年間の給付ができずに半年になった方が1名、そういったもろもろの条件がありまして、今回の減額となっております。

○2番（外山利章君）

ありがとうございます。

新規就農1年目、非常に収益を得るのは難しいんですけれども、その中で2名の方がある程度の収益があるということで減額なっているというのは、経営体として成り立ってきているということで非常にいいことだと思いますが、やはりまだあと4名、募集の定員で足りない部分がありますので、きょう一般質問でもありましたが、やはり農業新規就農者というものは、これからふやしていかなきゃいけないと思いますので、ぜひその辺については農林課が中心になって進めていただきたいと思います。

以上です。

○5番（西 文男君）

すみません、さっきに戻ります、23ページの12目小型ハーベスタ等導入補助費のマイナス600万円、内容ちょっと教えてもらっていいですか。

○農林課長（上村隆一郎君）

奄美農業緊急支援事業ですけれども、これについては、農業用機械、それから農業用ハウス、農業用施設で事業ができる事業となっております。

平成30年度については、バレイショのハーベスタ収穫機ですけれども、これを2台要望いただいております、これについて県と協議をして、ほぼ2台分で進めていたところです。しかしながら、事業を進めていく中で、このバレイショハーベスタというのが、製造元の製造台数というのが年間に限られているようでして、各ほかの地区の要望と調整を行ったところ、1台、来年度に持ち越すこととなったことで、2台の分が1台になったことと、それから1台分について入札をしたところ、入札残が発生したということで減額されております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

○3番（根釜昭一郎君）

24ページの24目、25目についてのこの減額の理由をもう少し詳しくお願いします。中心経営体と産地パワーアップ事業です。

○農林課長（上村隆一郎君）

まず、24目の中心経営体等施設整備事業についてですけれども、これについては、要望をとりまして、1名の方で事業で機械導入を図りたいということで進めておりましたけれども、その要望されていた方のほうで、また自己資金で対応したいですとか、そういったところも含めて、今回は見送らせてくださいということで、ご本人さんからの取り下げがあったことから減額をしております。

それから、産地パワーアップ事業ですけれども、年度当初6名の方でサトウキビ、それからバレイショにかかわる農業機械の要望を受けて、それについて検討、また要件を満たすか、事業実施ができるかということで進めてまいりました。その結果、6名の方のうち5名の方が事業を実施されております。その対象者の人数が減ったことと、それから入札を行いますと、やはり減額されてきますので、その入札残による減額となっております。

○3番（根釜昭一郎君）

その他、あす以降の予算のときに確認してもいいんですけれども、24目の中心経営体のほうは、ほぼ同額で31年度予算のほうにも計上されているので、同じような経営体の申し込みがあったかどうかということと、産地パワーアップ事業、人数

の減等々で減額ということなんですけれども、来年度予算では増額で計上しているんですけれども、現段階での申し込み状況についてお聞かせください。

○農林課長（上村隆一郎君）

来年度については、今、ある程度要望をとっている部分と、それから予算確保の面から、まだ決まってはおりませんが、同程度の申し込みがあるだろうということも含まれております。

○議長（平 秀徳君）

根釜君、最後。

○3番（根釜昭一郎君）

次年度予算に増額という形で計上されているので、大変頼もしいところなんですけれども、農業立町をうたっていますので、この農業の各生産者の基盤を強化する上で非常に大切な事業になっていこうかと思っておりますので、継続してよろしく願いいたします。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

25ページ。

26ページ。

27ページ。

○5番（西 文男君）

すみません。25ページの4目、2,100万円ですか、補正額。それで、一般財源から1,050万円来ていますね。受益者負担が2,100万円。これは、多分受益者負担の5%に減額なった分を自主財源から5%分、計上したのですか。

○耕地課長（窪田政英君）

ここにつきましては、第二田皆地区の国の補正予算に伴って、第二田皆地区の事業地元負担金が増になったと。あくまで、まだ緒についたばかりの事業ですので、受益者負担ということであって、地元負担金ということで町が負担する分の増額計上をしております。その内訳が、一般財源と起債で対応ということです。

○5番（西 文男君）

事業を、まだ受益者負担については、これは確定ではないということによろしいですか。この事業から、受益者負担は5%ということ間違いはないですか。

○耕地課長（窪田政英君）

前回も申し上げましたとおり、受益者の畑を整備するのにかった工事費の5%、いわゆる農道や水路、その他共通の部分については含まないと、のり面については、

そういうことでございます。

○ 5 番（西 文男君）

最後です。

僕が聞きたいのは、道排水路を除いた整地工の中の植栽面積という認識をしていますが、それで間違いないでしょうか、受益者負担は。

○ 耕地課長（窪田政英君）

そうです。そのあたりは除いた、現にその圃場の整備にかかった費用の 5 % ということでよろしいです。

○ 議長（平 秀徳君）

進めます。

28 ページ。

進めます。

29 ページ。

○ 9 番（今井吉男君）

29 ページの 9 目冷房設備対応臨時特例交付金事業費で 1 億 6, 693 万 4, 000 円が計上されておりますが、これはもう今年度 3 月から工事始まるんですか。設置工事については、全校一括発注にするのか、学校ごとに発注するのか。

○ 教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

今現在、設計中でございます。繰り越しまして、4 月入ってすぐに発注を予定しております。

発注方法については、指名委員会のほうで検討したいと思っておりますが、以前もどういった方向がいいのかということで、ほかの指名委員会の折に相談は差し上げております。

現在、考えておりますのは、各学校ごとにすれば、町内の業者さんもある程度受注ができるのかなということで、その方向で、実際に発注する段階でまた改めて指名委員会で協議していただきたいと思っております。

○ 9 番（今井吉男君）

今、課長が言われたように、地元の業者にできるだけさせていただくように、一括すると、また本土の大手が入ってきたりする可能性がありますので、ぜひそれを配慮していただくよう要請して、終わります。

○ 2 番（外山利章君）

29 ページ、3 目の常備消防費についてであります。説明書を読みますと、デジタル回線制御装置の修理に要する費用ということですが、これは緊急時の情報伝

達にかかわる部分でしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

そのとおりでありまして、通常の消防業務に必要な機器となっております。現在のところ、そのメーカーから一時借り入れ、機器を借りてやっている関係で、その機器はもう返却しないといけないということで、補正予算で対応することにいたしております。

○2番（外山利章君）

緊急時、使えなくなると困るわけですから、それについては了承いたしますが、この緊急時の情報伝達につきましては、防災無線以外でも情報伝達をしてくださいということで、こちらの一般質問でもいたしましたし、消防議会においても、そのような質問をいたしておりますが、その際に、防災無線ではなくて、LINEであったりSNSを活用した情報伝達を整備してくださいという要望を出しております。

そうしたところ、与論町と和泊町については、もう既にLINEを使った情報伝達の方法ができています。

知名町のほうも、ぜひ進めてくださいということで、消防本部のほうにもお願いしておりますが、ぜひ町の総務課からもそういう形で消防本部のほうに連携をとって、その整備ができるように要請をしていただけますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

議会の中でそういうお話があったということで、ぜひ消防本部とまた協力体制を組んで進められるような対応をしていきたいと思っています。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

30ページ。

31ページ。

○7番（大藏哲治君）

質問しますけれども、私の聞き違いであったなら失礼しますけれども、先ほど、下平川小学校屋内運動場改修工事を今年度しないで来年度するとかいうような返答をしたけれども、もう一回、その辺どうなっていますか。

すみません、教育費の8目の学校施設整備費のことでお尋ねしますけれども、先ほど、8ページの廃止の下平川小学校屋内運動場改修事業費の590万円の事業計画の変更により廃止と、そして事業は31年度にするように私は聞いたんですけれども、もう一度詳しく答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

教育委員会といたしましては、平成３１年度に大規模改造ということで、３０年度、設計をしてございます。その設計にかかる費用について起債を充当してございましたが、翌年度に着工する場合はその起債が充当できると。それが、１年おくれで３２年度に着工という方向になってまいりましたので、起債は充当できないということで、一般財源になったということでございます。

○７番（大藏哲治君）

今のことが、ごめんなさい、よく理解できなくて、違うことでもう一回質問しますけれども、３１ページの１，７００万円ですか、それは下平川小学校の体育館の改修の５９０万円も入ってこの金額だったと思っております。そして、地方債の５９０万円を引いたということは、体育館の改修をやらないから減にして、そして、ここで一般財源で５９０万円復活してありますよね。それは、体育館工事をするというふうにこれ理解しているけれども、僕の理解が間違いかどうか、説明をお願いします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

補正前の額の１，７００万円は、その下平川小学校の屋内運動場設計も含んだ目全体の額でございます。

下平川小学校の屋内運動場の設計に充当していた５９０万円が、翌年度に着工できなければ起債の充当にはなりませんということで、起債の充当から外れたということで一般財源になったということで、今、財政と協議をしておりますが、１年延ばして３２年度にはぜひ着工できればなと思っていますところでございます。

○７番（大藏哲治君）

すみません、私の大きな勘違いでした。

この３０年の予算書を見たら、改修の設計と書いてありました。勘違いしました。失礼しました。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

３２ページ。

進めます。

３３ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第１号、平成３０年度知名町一般会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号、平成３０年度知名町一般会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場整理いたします。

△日程第３ 議案第２号 平成３０年度知名町国民健康保険特別会計 補正予算（第３号）

○議長（平 秀徳君）

日程第３、議案第２号、平成３０年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまご提案申し上げました議案第２号は、平成３０年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ８８６万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億２，７８１万３，０００円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、県支出金、繰入金を減額計上しました。

歳出につきましては、総務費、予備費をそれぞれ増額計上し、保険給付費を減額計上しました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成30年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成30年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第3号 平成30年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（平 秀徳君）

日程第4、議案第3号、平成30年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第３号は、平成３０年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ９２万２，０００円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億６，５７３万４，０００円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための新たな交付金として創設された保険者機能強化推進交付金を新規計上しました。

歳出につきましては、地域支援事業の充実を図るため、家族介護用品支給事業を増額計上しました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、１ページ、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

○３番（根釜昭一郎君）

ちょっと教えていただきたいんですけども、６ページの家族介護用品支給事業というのは具体的に何でしょうか、おむつとかでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

議員おっしゃるとおり、おむつ支給でございます。

○３番（根釜昭一郎君）

この支給事業で行っているのは、現在、おむつのみですか。ほかに行っているのがあれば、教えていただきたいんですが。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

介護を支援する家族のための支給事業としては、紙おむつだけでございます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第３号、平成３０年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、平成３０年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第５ 議案第４号 平成３０年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（平 秀徳君）

日程第５、議案第４号、平成３０年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第４号は、平成３０年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ１万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億７，０６５万７，０００円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、一般会計繰入金の増額及び下水道債の減額を計上しました。

歳出については、環境センター耐震診断事業費を減額計上し、ストックマネジメント計画策定費用として防災・安全社会資本整備交付金事業費を新規計上しました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をごらんください。
よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。
第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。
第2表、繰越明許費、3ページ。
進めます。
第3表、地方債補正、4ページ。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。
歳入、7ページ。
歳出の8ページ。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。
これから討論を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。
これから議案第4号、平成30年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第4号、平成30年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。
しばらくお待ちください。

△日程第6 議案第5号 平成30年度知名町合併処理浄化槽事業特

別会計補正予算（第１号）

○議長（平 秀徳君）

日程第６、議案第５号、平成３０年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第５号は、平成３０年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，６０１万２，０００円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、市町村設置型浄化槽整備事業費補助金を減額し、繰越金を増額計上しました。

歳出については、市町村設置型浄化槽整備事業費の燃料費を増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、１ページ、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第５号、平成３０年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算

(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成30年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす6日は午前10時から会議を開きます。ご起立ください。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時04分

平成 31 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 3 日

平成 31 年 3 月 6 日

平成31年第1回知名町議会定例会議事日程
平成31年3月6日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 議案第 6 号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

○日程第 2 議案第 7 号 知名辺地総合整備計画の変更について

○日程第 3 議案第 8 号 知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更につ
いて

○日程第 4 議案第 9 号 知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指
定について

○日程第 5 議案第10号 知名町フローラルパークの指定管理者について

○日程第 6 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（知名C団地B
棟新築工事）

○日程第 7 議案第12号 知名町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
について

○日程第 8 議案第13号 知名町道路線の廃止について

○日程第 9 議案第14号 知名町道路線の認定について

○日程第10 議案第15号 知名町森林環境譲与税基金条例の制定について

○日程第11 議案第16号 知名町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を
改正する条例について

○日程第12 議案第17号 知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する
条例の制定について

○日程第13 議案第18号 知名放課後児童クラブの指定管理者の指定につ
いて

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	名 間 武 忠 君	1 3 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 山 幹 雄 君
副 町 長	赤 地 邦 男 君	税 務 課 長	甲 斐 敬 造 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	元 栄 吉 治 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣一郎 君
総務課長補佐	成 美 保 昭 君	老人ホーム園長	新 納 哲 仁 君
企画振興課長	高 風 勝一郎 君	水 道 課 長	山 田 悟 君
農 林 課 長	上 村 隆一郎 君	子育て支援課長	安 田 末 広 君
農業委員会事務局長	元 榮 恵美子 君	教育委員会事務局 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	迫 田 昭 三 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	榮 照 和 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	前 利 潔 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 議案第６号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第１、議案第６号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

議場におられる皆様、改めまして、おはようございます。

本日もよろしくお願いします。

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第６号は、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成３０年度から県が国保事業の財政運営の中心的役割を担うこととなり、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた納付金額及び標準保険税率を決定し示すこととなったことに伴い、今回、県から示された標準保険税率を参考に税率の改定を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

１ページから附則まで。

○ 1 1 番（奥山直武君）

税務課長、ちょっと教えてほしいんですけれども、家を新築、家を増築した場合、所得税が5年前にさかのぼる。そして、健康保険税も2年にさかのぼるけれども、その内容をもう一度聞かせてもらえませんか。

○税務課長（甲斐敬造君）

ただいまのご質問は、固定資産税の質問ですか。

○ 1 1 番（奥山直武君）

そうそう、固定資産と国民健康保険税が2年にさかのぼりますよね、支払いが。議長、ちょっと休憩して。

○議長（平 秀徳君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時05分

○議長（平 秀徳君）

再開します。

ほかにございませんか。

○ 5 番（西 文男君）

税務課長、教えてください。

先ほどの説明の中にもありましたが、県の試算等々の流れはわかったんですけれども、過不足分についての賦課総額と試算結果の過不足金が発生していますが、それはどういうふうな対処をするんですか、過不足については。

○税務課長（甲斐敬造君）

先ほどの資料の真ん中の列の保険料総額と、あと右側の賦課総額の差がどのようなものだろうということですが。

○ 5 番（西 文男君）

説明資料の3ページの真ん中の応能応益の。

○税務課長（甲斐敬造君）

これは、今回設定した税率で計算すると、県が示した賦課総額よりも医療分で5万123円オーバーするといいますか、それだけ余りますということです。ぴったりということにはなかなかいきませんので、今回の税率で計算すると医療分5万123円、支援分6,876円、介護分5,302円、それぞれちょっとオーバーしますよということであります。

○5 番（西 文男君）

わかりました。ありがとうございます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第 2 議案第 7 号 知名辺地総合整備計画の変更について

○議長（平 秀徳君）

日程第 2、議案第 7 号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 7 号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件でございます。

本議案は、知名町辺地に係る総合整備計画書第 3 項、公共的施設の整備計画の表中、学校給食施設、公民館の事業費の増に伴い辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき議会の議決を

求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

総合整備計画書 1 ページ、2 ページ。

進めます。

参考資料の年次計画表 1 ページ、2 ページ。

○5 番（西 文男君）

参考資料で、年次計画の、道路計画について、知名正名海岸線改良工事、これは小田線でございますか。

○建設課長（平山盛文君）

今、大津勘橋の近辺をやっています小田線です。

○5 番（西 文男君）

今、もう用地買収は全て終わって、この年次計画どおり進めてできるということでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

今年度、あと用地買収をかけて交渉したんですけれども、若干相続人の関係で、相続人の変更とか手続等に時間を要してしまって、今回の分を 31 年度にまた用地買収を再度かけるということで、それで、来年度の工事予定は、橋の先のほうから、徳時寄りから、今、下流側で今年度の工事で水路を設置していますので、その今度は道路側に上がってきて、道路側のほうを、徳時側のほうを、大橋の先のほうを改良工事、31 年度でやる予定です。

○5 番（西 文男君）

最後。この年次計画のところで、もう 28 年、29 年なんですよ。もうちょっとおくれぎみですので、その辺は用地買収は確実にできるということの解釈でよろしいでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

今のところの見通しとしては、登記の関係なのでちょっと時間を要しているので、今のところ了解は得られているので、来年度中には行えると思っています。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 7 号、知名辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号、知名辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

△日程第 3 議案第 8 号 知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更 について

○議長（平 秀徳君）

日程第 3、議案第 8 号、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 8 号は、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての案件でございます。

本議案は、知名町過疎地域自立促進計画において、各種事業の事業費及び事業期間の変更等を行いましたので、知名町議会基本条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

過疎地域自立促進市町村計画変更、1 ページ。

2 ページ。

進めます。3 ページ。

○2 番（外山利章君）

すみません、お伺いします。4 番の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてですが、子育て世代や子育て支援、出産祝い金事業は、子育て支援金事業の中に組み込んで廃止になったのではなかったですか。説明書のほうにも、後ろに事業廃止ということに30年度からなっていますけれども。

○子育て支援課長（安田末広君）

この件については議員がおっしゃるとおりでございます。ですから、ここは修正しないといけないと思いますけれども。

○2 番（外山利章君）

計画自体が5年計画なので、その次に変更する目的で載せているのか、それともただ消し忘れなのかということを確認したかったので質問したんですが。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

すみません。間違いではございませんで、この事業名がまた新たに変わったとしても、以前まであった事業名というのは残して今までどういう事業があったというのを残す必要がありますので、ゼロであっても事業名を残すということになっております。

○2 番（外山利章君）

じゃ、5年の計画なので、その期間中は残してそのまま事業費がゼロになっても残すということですね。はい、了承しました。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

進めます。4 ページ。

5 ページ。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

資料の訂正をお願いいたします。

大山総合グラウンドというふうな表現をしなければいけないんですが、この文面では大山総合グラウンドというふうになっております。例えば4ページの2行目の下線がある中の大山総合グラウンドというふうになっております。グラウンドというのが正式であります。

それから、5ページの表の中の大山総合グラウンド、あと、後ほどのA3の参考資料にも、5ページのところにその大山総合グラウンドというのが出てきますが、今回は、県のほうにこの形で提出しておりまして、次回、多分また6月議会になるかとは思いますが、そのときに修正をして再度提出をさせていただきます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

進めます。

参考資料1ページ。

○5番（西 文男君）

参考資料の1ページ、上から2行目、第二田皆地区畑かんが70ヘクタール、区画整理も70ヘクタールということですが、これ新規の事業ということで捉えてよろしいでしょうか。それと、事業量の増加の説明までお願いします。

○耕地課長（窪田政英君）

第二田皆地区につきましては新規ではございませんで、平成29年度新規で、31年度6月あたりから工事の着工を始める事業でありまして、整備の内容としましては、区画整理と畑かんというふうになっております。

変更については、国の補正予算の都合で変更になった次第です。

○5番（西 文男君）

そうしますと、これ、単位は何ですかね。千円単位ですか。ちょっとごめんなさいね、記載がなくて。

○耕地課長（窪田政英君）

千円単位です。

○5番（西 文男君）

そうしますと30年度が2,200万円。1,000万円の計上ですけれども、それで十分対応できるということですか。32年度も1,000万円。これ、計画についてやはり綿密に計画を立てられると思うんですが、端数のいい数字なんで、

その辺で事業の執行ができますか。

○耕地課長（窪田政英君）

そのとおりでございます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

進めます。2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。会場の整理をいたします。

△日程第4 議案第9号 知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定について

○議長（平 秀徳君）

日程第4、議案第9号、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定につ

いてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第9号は、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、平成26年7月1日からおきえらぶフローラル株式会社が指定管理者として管理を行っておりますが、本年3月31日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、本年4月1日から2022年3月31日まで、当該施設の指定管理者としておきえらぶフローラル株式会社を選定しました。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○5番（西 文男君）

ちょっと教えてください。

この施設については、従来どおり、例えば、説明書の中にもあるんですけども、町民、外来者の研修等々とうたってあるんですが、これは部屋割りはどういうような形になって、その利用料金はどのような形になっていますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

大部屋の扱いになっておりまして、例えば、スポーツ少年団の宿泊施設、あと工事関係の宿泊等に活用させていただいておりますが、部屋としてはたしか大部屋2部屋で対応していたと思います。

○5番（西 文男君）

最大収容人数と金額までわかれば教えていただけますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

宿泊の1人当たり3,300円、あと、研修の1回当たり500円、テナントも項目に入れておりまして、1階のテナントで2万5,000円の使用料をいただいております。

ちなみに、平成２９年度の資料がありますのでお知らせをいたします。平成２９年度の１年間の利用者数が３，１７６名で、利用金額が９６０万３，４００円というふうになっております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に参考資料、指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第９号、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９号、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

△日程第５ 議案第１０号 知名町フローラルパークの指定管理者について

○議長（平 秀徳君）

日程第５、議案第１０号、知名町フローラルパークの指定管理者についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第10号は、知名町フローラルパークの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、平成21年4月1日から公益社団法人知名町シルバー人材センターが指定管理者として管理を行っておりますが、本年3月31日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、本年4月1日から翌年3月31日まで、当該施設の指定管理者として公益社団法人知名町シルバー人材センターを選定しました。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○6番（宗村 勝君）

先ほどの自然休養村管理センターは3年だったんですけれども、今回このフローラルパークは1年になっていますけれども、その違いは何でしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

まず、先ほどの議案第9号の自然休養村センターにつきましては、現在おきえらぶフローラル株式会社が指定管理を行っておりますが、運用している期間がこの休養村センターだけずれておりまして、今回、フローラルホテル、フローラル館の期間と合わせて、自然休養村管理センターも同時に、今後、管理指定の期間にしていこうということで、先ほどの休養村センターは3年という期間でございました。

それから、フローラルパークの指定管理につきましては、現在、知名町シルバー人材センターのほうで指定管理を行っておりますが、フローラルパークのなかなか管理運営というのが、現在、運営の中で一部うまくいっていないという部分もありまして、町長と副町長とご相談しまして、指定管理者である知名町シルバー人材センターも含めてですが、他に管理する方法、またフローラルパークを今後どういうふうに管理していくかというのを1年間検討してみようというところで、今回1年間の期間をいただいて、その1年間はシルバー人材センターに管理をしていただい

て、その間に今後のフローラルパークの管理を再検討していこうというところで1年間という期間にさせていただきました。

○6番（宗村 勝君）

今回だけ1年ということで理解してよろしいですか。

できたらもう3年でもいいんじゃないかという気持ちなんですけれども、今回1年で様子を見てみようという理解でよろしいですね。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

そのとおりでございます。

○10番（福井源乃介君）

フローラルパークについては、開園から15年が経過したということで今着々とリニューアルが進んでおります。町長の構想としては、グラウンドゴルフができる準公認コース並みの多目的広場の整備と、それから外周の整備が今表明をされているわけですが、あとそういったものに加味して健康遊具ですね、シルバーあるいはウォーキングでパークに来られた方々が、健康遊具を利用してさらに健康増進を図るとか、あと海岸線ですね、クジラが見えるようなウッドデッキの設置であるとか、海岸線のほうまでの構想が今後ほかにあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

平成31年度に県の振興事業をいただきまして、公認コースではございませんで、多目的広場という意味合いで、奥のいわゆる観光農園を全て造成しまして、地形を生かして造成をいたしまして、全面芝を張る予定にしております。

先ほどの県の振興事業も満額いただきましたんですけども、やはり他にも希望者が多くて、希望どおりの金額はいただいていない状況で、今、議員がおっしゃっている健康遊具、あと海岸線のまた構想等も町長も持っておりますので、企画振興課としてもぜひそのような実現に向けて、今後、計画また整備ができないか検討していきたいというふうには考えております。

○10番（福井源乃介君）

それでは、年次的に財源等加味しながら整備を進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

町の考えとしては、ぜひ年次的に計画を進めたいというふうには思っております。以上です。

○10番（福井源乃介君）

町長、最終的にはやはり全世代型の公園化を目指すというような、ゼロ歳から

100歳まで全ての町民が集える公園にしたいという思いがとおりだと思いますが、最終的には総合振興計画等にもきちんと計画を上げていただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

町長がよく申しております大山の憩いの森公園構想、あと、子供議会でも出ました、例えばマリンパークの遊戯施設等々を整備できないかというところも含めて、町としては、ぜひ、子供さんから大人まで親しめるような構想を含めて、振興計画の中にも入れて、あわせてその整備に向けて進めていきたいというふうには考えております。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に参考資料、指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、知名町フローラルパークの指定管理者についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、知名町フローラルパークの指定管理者については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理をいたします。

△日程第 6 議案第 1 1 号 工事請負変更契約の締結について（知名
C 団地 B 棟新築工事）

○議長（平 秀徳君）

日程第 6、議案第 1 1 号、工事請負変更契約の締結について（知名 C 団地 B 棟新築工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 1 1 号は、工事請負変更契約の締結について（知名 C 団地 B 棟新築工事）の案件であります。

変更の概要としましては、ラップルコンクリート 9 1. 4 立方メートルの追加、各戸バルコニーに給水栓を計 6 個追加、点検口 1 カ所追加であります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

○1 番（新山直樹君）

ラップル工法で 9 1 立米ぐらい生コンがふえていますよね。その理由は、図面から最初から抜けて積算に入ってなかったのか、実際始めたときに変更が起きたのか。それをちょっと説明お願いします。

○建設課長（平山盛文君）

当初、全体の地質調査をしたとき、地盤の深さというか、支持基盤の深さを想定でやったんですけれども、ただし、この場所は右側のほう、南側のほうは多分ラップルが必要かなと思ったんですけれども、あくまで想定でしか打てないので、もう実際工事発注後に変更として、実績として出そうかなと思って、最初からは見てありません。

以上です。

○1 番（新山直樹君）

地盤を掘らないとわからないところもあると思いますが、今回、こうやって変更を出すときに、例えば図面だけじゃ多分意味がわからないので、町長が説明してこれだけふえましたというのがあるんですけれども、文書で、こういう理由でこれだけふえましたとか、もしそういうのがあれば多分わかりやすいと思うんですけれど

も、そこら辺どうでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

実際、変更に関しては、どの部分がかわるかというのは工事発注後にしかわからないわけですが、文書で書くのもなかなか専門用語が出てくるので、その点はちょっとご理解していただきたいというのが1点と、あと、もしこういう単独議案の場で質問等があれば、それはもうこちらのほうでお答えして解決していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、工事請負変更契約の締結について（知名C団地B棟新築工事）を採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、工事請負変更契約の締結について（知名C団地B棟新築工事）は可決されました。

△日程第7 議案第12号 知名町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第7、議案第12号、知名町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第12号は、知名町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての案件であります。

これは、鹿児島県条例第28号鹿児島県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の平成30年4月1日施行に伴い、知名町道路占用料徴収条例別表（第2条関係）道路占用料額表の一部改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○9番（今井吉男君）

この徴収料を引き上げた関係で、年間でどれぐらいの増収になるんですか。

○建設課長（平山盛文君）

若干占用料としては下がった部分もあるし、それに比べて逆に上がったところもあるので、総体的にはプラマイゼロぐらいになると予想しています。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

別表第2条関係、1ページ。

2ページ。

3ページ。

4ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第１２号、知名町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、知名町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第８ 議案第１３号 知名町道路線の廃止について

△日程第９ 議案第１４号 知名町道路線の認定について

○議長（平 秀徳君）

日程第８、議案第１３号、知名町道路線の廃止について及び日程第９、議案第１４号、知名町道路線の認定については一括して議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由をご説明申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１３号及び第１４号につきましては一括提案とさせていただきますので、第１３号、第１４号を一括してご説明申し上げます。

議案第１３号、１４号でご提案いたしました路線は、正名地区の県道国頭知名線の旧道部に当たり、県道から移管された全区間を平成２６年度に町道認定しておりましたが、県道改良による取り付け位置が変更となり起終点が変わったため、議案第１３号で廃止し、議案第１４号にて新たに認定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

まず、議案第１３号、知名町道路線の廃止についての質疑を行います。

○ 1 1 番（奥山直武君）

廃止路線、認定路線、これは番地も違うし、同じ図面じゃないですかね。旧道路線はもっと曲がっておるんじゃないですか。

○建設課長（平山盛文君）

今、議員のおっしゃるとおり図面は同じのを添付しています。ただ、今回変更の場所は、先ほど町長が説明したとおり始点・終点の変更に伴って、それに伴って番地も変わってきたと。あと延長も若干、50メートル弱ぐらい短くなったということです。

○ 1 1 番（奥山直武君）

今の話、起点と終点の話なんですけれども、図面が変わらなければこれ廃止認定できないでしょう。どうですか。

○建設課長（平山盛文君）

今回添付した図面にはちょっと詳細な図面をつけてなかったのですが、実際は、車が通れる区間という形で、旧道の残っている部分、残地、それを全体を廃止して、議案第14号のほうでは実際車が通れる区間のみを認定するというので、詳細な図面を添付していないのは、どうもすみませんでした。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

廃止の路線、次のページの図面まで。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、知名町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、知名町道路線の廃止については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、知名町道路線の認定についての質疑を行います。

認定の路線、次のページの図面まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、知名町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、知名町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第 10 議案第 15 号 知名町森林環境譲与税基金条例の制定 について

○議長（平 秀徳君）

日程第 10、議案第 15 号、知名町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 15 号は、知名町森林環境譲与税基金条例の制定についての案件であります。

本議案は、市町村が実施する森林の公的な管理を初めとした森林整備等の財源と

して森林環境譲与税が創設されたことに伴い、本町において間伐や人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図るため、本条例を制定するものです。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○9番（今井吉男君）

これは年間でどのぐらいの税収を見込んでいますか。

○農林課長（上村隆一郎君）

森林環境譲与税が平成31年度から開始されますけれども、この譲与額についてはもう示されておりまして、平成31年から33年度までは、本町については29万4,000円の譲与が予定されております。その後、平成34年から35年が44万2,000円、平成36年度が44万2,000円、それから平成37年から40年度62万6,000円。それ以降も随時譲与税が入ってくるという予定になっております。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○2番（外山利章君）

今、金額のほうは示していただきましたが、目的が担い手確保であったり、間伐、人材育成とありますが、具体的にはどのようなものに使う目的でしょうか。

○農林課長（上村隆一郎君）

市町村においては、ある森林について、やはり温室効果ガスの削減ですとか、それから自然涵養機能ですとか、さまざまな機能がございますので、そういったことを維持管理していくための間伐ですとか、それから、それに関するさまざまな取り組みに活用されていくものと思います。

○2番（外山利章君）

そういう自然環境を守るための啓発の例えば子供たちに対する学習であったり、緑の少年団ですか、ああいう形にも使えるような形になるのでしょうか。

○農林課長（上村隆一郎君）

この使途につきましては、市町村である程度幅広く活用がされることになっております。

人材育成ですとか担い手の確保、それから木材利用の促進や普及啓発活動にも使

えるということになっておりますので、これについては、先ほど議員からありましたようなことにも幅広く使えるのではないかと考えております。

○ 12 番（名間武忠君）

関連してなんですけれども、今回、基金条例の制定ということなんですけれども、これは総務課のほうにお聞きいたしますが、前日、監査のほうから例月出納検査の結果報告ということでいただいておりますが、その中を見ますと、24 ほどの知名町には基金が現在存在するわけなんです。内容を見ますと、収入、支出について全く動きがないと。あわせて、ゼロだというような通知が出ております。このような基金を、必要に応じては新たに今回のように設置するわけなんですけれども、用を達してないというようなことになれば当然廃止があるべきだという感じがするわけなんです。

具体的なものを見ますと、財政調整基金の衛生と同じく財政調整基金のと場、これは全くゼロが続いていると。さらに、地域の元気臨時交付金、これについても同じような状況なんですね。そのようなものについても改めて確認をして、不必要になったというようなときは当然廃止すべきではないかというような気がするわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

名間議員ご指摘のとおりだと思います。地域の元気臨時交付金については、この事業は終わっておりますので、検討の上、廃止の方向で動きたいと思っております。

また、衛生関係の財政調整基金については、管理者が2年ごと変わってきますので、そのせいでまた必要で置いておかないといけませんので、そのような認識であります。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1 ページの第1条から第6条、附則まで。

○ 7 番（大藏哲治君）

先ほどの外山議員等と質問がかぶるかもわかりませんが、第4条の運用益金の処理と書いてありますけれども、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益とありますけれども、その基金を原資とする事業とはどのようなことを想定されているのか。

それと毎年、この譲与税によって基金が積み増しされるわけなんですけれども、やっぱり毎年事業を計画していかなければいけないと思うんですけれども、その計画が

なされているのか。その2点を伺います。

○農林課長（上村隆一郎君）

まず、基金を原資とする事業、どのようなものが想定されるかということなんですけれども、これについてはこれからこの基金をどう活用していくかということにもかかわってまいりますけれども、さまざまな取り組みによりまして、例えば参加者から利用料をいただくですとか、そういったことも想定されますので、そういったものもまた基金等に加えて活用していくということになっておりますので、使途についてはこれからまた詰めてまいりたいと思います。

それからもう一点は何でしたっけ。

○7番（大藏哲治君）

大体今の答えに全部入っていますからいいです。

何言おうとしたかな。大したことじゃないから忘れたと思いますので、以上で終わります。

○5番（西 文男君）

今の件にちょっと関連して教えてください。

当初予算に確かに29万4,000円組んであります。その内訳が消耗品と燃料費と組んであります、例を挙げて。具体的に何か燃料といったら何に使うのか、ある程度はもう計画があると思うんですけれども、それがわかる範囲で教えていただければと。

○農林課長（上村隆一郎君）

31年度についてですけれども、その森林について所有者がいたりしますので、そういった現場を確認したりですとか、所有者のどういった意向を持っているですとか、そういった活動もやっていかないといけませんので、そういったところにまずは予算を予定しているというところです。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第１５号、知名町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、知名町森林環境譲与税基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第１１ 議案第１６号 知名町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第１１、議案第１６号、知名町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１６号は、知名町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についての案件であります。

平成３１年度に予定している知名町農業振興地域整備計画の全体見直しに向けて、同計画の策定等に関する重要な事項について協議を行う知名町農業振興地域整備促進協議会の設置等に関する条例の見直しを行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○１０番（福井源乃介君）

有識者とありますが、農家の代表等々もこの中に入るんでしょうか。

○農業委員会事務局長（元榮恵美子君）

これまで農振のこの全体見直しに関しては、平成１２年に行ったままされていませんでした。その前が昭和の時代でしたんですけれども、こちらをどうしようかとちょっと課内で相談したときに、今、林教育長だとか町民課の元栄課長だとか、こういう全体見直しを経験された方もいらっしゃるということで、その方も含めて数名選定したいなと思ってこういう形で入れてあります。

農家の皆様には、入るかどうかわちょっとまだそのところ検討されていませんので、その辺も検討させてください。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑は終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第１６号、知名町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号、知名町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第 1 2 議案第 1 7 号 知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（平 秀徳君）

日程第 1 2、議案第 1 7 号、知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 1 7 号は、知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についての案件であります。

放課後児童クラブの運営については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえて、知名町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定め、国基準の運営体制を確保する中で、子供の健全な育成と遊び及び生活の支援を行っておりますが、共働きの増加や就労形態の多様化を背景とする留守家庭児童の増加に伴ってふえ続ける利用ニーズに応えるため、民間活力の導入を図ることにより、安定的かつ継続的な運営体制を確保していくため、放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を制定しました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○2 番（外山利章君）

それでは総括で質問いたします。放課後児童クラブ、非常に子供たちの放課後の安全・安心のために、施設も視察させていただきましたが、非常に整った設備でよかったということだと思っておりますが、学校と、やはり放課後児童クラブの連携というものが非常に必要だと思われませんが、今、具体的に例えば連絡会であるとか、そういう形はとられておるんですか。

○子育て支援課長（安田末広君）

現状では、今のところそういった深い連携はございませんけれども、今後、そういう連携を深めていきたいと、とっていききたいというふうに思っております。

○2 番（外山利章君）

先生に伺ったところ、子供たちの出迎えを放課後児童クラブの先生が行うわけで

すが、学校って結構授業が、B校時だったり校時が結構時間帯が変わることが多くて、最初のころそれが非常に大変だったということで先生からお話を伺いました。今はちゃんと時間割等をいただいて、それで迎えられるようになったというふうには伺っておりますが、ほかの学校の生徒が今度から、また4月から2名ほど入ってくるというところも聞いておりますので、また、教育部局ともしっかりと連携をとって、そういう形をとっていただきたいと思います。

また、学校の様子と放課後児童クラブの様子ということの連携をとれば、また親御さんに対して、保護者に対して非常に子供たちの状況というものを伝えることができると思いますので、またそういう連携がとれる体制をぜひ子育て支援課が中心になってとっていただきたいと思います。

○子育て支援課長（安田末広君）

ただいまのご指摘に基づき、そういう連携をとっていききたいと思います。

また、3月に学校訪問も予定しておりますので、その中でもまた詳しく細かく連携をとっていきたいと思っております。

○12番（名間武忠君）

利用料金で、土曜日、学校休業日の利用料金が1,000円だというようなことが載っていますが、これには昼食が入っているのか、あるいは土曜出校日があるわけなんですけれども、このときの料金はどのような算出をされるのか。どうでしょうか。

○子育て支援課長（安田末広君）

昼食については各家庭からの持参となっております。

土曜日の利用料金については、通常どおりです。改定のとおりです。

土曜の学校があるときもないときも、利用料金については同一でございます。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1ページ、第1条から7条まで。

○9番（今井吉男君）

第4条の児童クラブの休所日とありまして、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、それから12月29日から翌年の1月3日までとありますが、この3ページの別表第3を見ますと、土曜日、学校休業日の利用料金とありますけれども、学校休業日と祝日が重なる12月29日から翌年1月3日までの分は、休みということになるのか。求償するのに、料金。土曜日はわかりますよ。土曜日はやる

ということですが、休業と重なるんじゃないですか、日にちが。その辺もオープンする。それがおかしいんじゃないかと思って。

○子育て支援課長（安田末広君）

学校休業日というのは夏休み、春休みも入りますので、その辺のところを明記してございます。

○9番（今井吉男君）

だから、祝日は除くと書いておかんと、これ。祝日は休みでしょう。祝日は休所するんでしょう。それで料金を書いてあるから、間違って祝日もやると思って、この辺文言を変えればいいんですかね。

それと、あともう一点は料金ですけれども、運営上、基本料金の4,500円、それから土曜日、休日の1,000円だけでは、到底、運営上困難だと思います。それ以外に国・県からの補助金としては、利用者1名につきどれぐらいの金額が出るんですか。

○子育て支援課長（安田末広君）

利用料金については、今ここに示しているとおりでございますけれども、児童クラブの規模によって、おおむね40名程度ですと、基本額として430万円程度が交付されると思っております。その負担区分については国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1です。そのほか時間を延ばしたとか、そういう追加の交付金もございますので、全体的には、今のところ500万円弱程度が町のほうから交付されております。プラスこの利用料金のほうで運営されているということになります。

○9番（今井吉男君）

料金についてはわかりましたが、その建物は町がつくって貸し出す、次の指定管理者とも関連しますが、向こうの建物の維持管理は全て町が負担するんですね。電気代、水道光熱水、その辺の料金はどうなっていますか。

○子育て支援課長（安田末広君）

これについては、この後の指定管理の議決をいただきまして、しらゆりとの協定ということになってはいますが、今のところ基本的には、運営費については事業所で持っていただくという方向で進めております。

○7番（大藏哲治君）

関連ですけれども、課長が、町が500万円出すと答弁されたんですけれども、国、県、町全体で500万円なのか、町だけ単独で500万円なのか、もう一回詳しく説明を。

○子育て支援課長（安田末広君）

ちょっと説明不足でしたけれども、国から 3 分の 1 町のほうに入ります。県から 3 分の 1 を納入する。私たちが 3 分の 1 を出して、しらゆりのほうに全体で交付しているということでございます。

○議長（平 秀徳君）

進めます。2 ページの第 8 条から附則まで。

進めます。3 ページ、別表第 1。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

△日程第 13 議案第 18 号 知名放課後児童クラブの指定管理者の 指定について

○議長（平 秀徳君）

日程第 13、議案第 18 号、知名放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 18 号は、知名放課後児童クラブの指定管

理者の指定についての案件であります。

当該施設については、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選考委員会において審議を行い、本年4月1日から平成36年3月31日まで、当該施設の指定管理者として社会福祉法人幸福福祉会を選定しました。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に参考資料、指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要についての質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、知名放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、知名放課後児童クラブの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす7日は午前10時から会議を開きます。

ご起立ください。

お疲れさまでございました。

散 会 午前11時25分

平成 31 年 第 1 回知名町議会定例会

第 4 日

平成 31 年 3 月 7 日

平成 3 1 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
平成 3 1 年 3 月 7 日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 4 号）

○開議の宣告

○日程第 1 平成 3 1 年度 各会計当初予算一括提案（議案第 1 9 号から議案第 2 8 号）

○日程第 2 平成 3 1 年度 予算審査特別委員会の設置（各会計当初予算 1 0 件を付託）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	名 間 武 忠 君	1 3 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 山 幹 雄 君
副 町 長	赤 地 邦 男 君	税 務 課 長	甲 斐 敬 造 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	元 栄 吉 治 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣一郎 君
総務課長補佐	成 美 保 昭 君	老人ホーム園長	新 納 哲 仁 君
企画振興課長	高 風 勝一郎 君	水 道 課 長	山 田 悟 君
農 林 課 長	上 村 隆一郎 君	子育て支援課長	安 田 末 広 君
農業委員会事務局長	元 榮 恵美子 君	教育委員会事務局 兼学校教育課長 兼学校給食 センター所長	迫 田 昭 三 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼生涯学習課長	榮 照 和 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	中央公民館長 兼図書館長	前 利 潔 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 「予算審査特別委員会」付託

○議長（平 秀徳君）

日程第１、議案第１９号、平成３１年度知名町一般会計当初予算から議案第２８号、平成３１年度知名町水道事業会計当初予算までの１０件は、一括して議題とします。

ただいま一括議題となっています議案第１９号から議案第２８号までの１０件の議案は、後ほど設置予定の予算審査特別委員会に付託したいと思いますので、会議規則第３９条第２項の規定により、町長の提案理由の説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号から議案第２８号までの１０件の議案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

△日程第２ 予算審査特別委員会の設置

○議長（平 秀徳君）

日程第２、特別委員会の設置についてお諮りします。

先ほど一括提案されました議案第１９号から議案第２８号までの１０件の議案は、議長を除く１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号から議案第２８号までの１０件の議案は、予算審査特別委員会に一括して付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

引き続き、予算審査特別委員会が開催されます。

散 会 午前１０時０２分

平成 31 年 第 1 回知名町議会定例会

第 5 日

平成 31 年 3 月 8 日

平成 3 1 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
平成 3 1 年 3 月 8 日（金曜日）午前10時42分開議

1. 議事日程（第 5 号）

○開議の宣告

○日程第 1 予算審査特別委員会付託事件の報告（平成 3 1 年度各
会計当初予算（議案第 1 9 号～議案第 2 8 号））

○日程第 2 発議第 1 号 地元企業優先発注に関する要請について

○日程第 3 発議第 2 号 議員派遣について

○日程第 4 決定第 1 号 閉会中の継続審査の件について

○日程第 5 決定第 2 号 閉会中の継続調査の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○日程第 1 から日程第 5 まで議事日程に同じ

○追加日程第 1 同意第 1 号 知名町監査委員の選任に付き同意を求めること
について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
10 番	福 井 源乃介 君	11 番	奥 山 直 武 君
12 番	名 間 武 忠 君	13 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 山 幹 雄 君
副 町 長	赤 地 邦 男 君	税 務 課 長	甲 斐 敬 造 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	元 栄 吉 治 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣一郎 君
総務課長補佐	成 美 保 昭 君	老人ホーム園長	新 納 哲 仁 君
企画振興課長	高 風 勝一郎 君	水 道 課 長	山 田 悟 君
農 林 課 長	上 村 隆一郎 君	子育て支援課長	安 田 末 広 君
農業委員会事務局長	元 榮 恵美子 君	教育委員会事務局 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	迫 田 昭 三 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	榮 照 和 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	前 利 潔 君

△開 会 午前１０時４２分

○議長（平 秀徳君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 予算審査特別委員会付託事件の報告

○議長（平 秀徳君）

日程第１、予算審査特別委員会付託事件の報告の件を議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○２番（外山利章君）

知名町議会議長、平 秀徳殿。

平成３１年３月８日。

知名町議会予算審査特別委員会委員長、外山利章。

委員会審査報告書。

本委員会は、平成３１年第１回知名町議会定例会において付託された下記事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定により報告します。

- １、委員会名称、予算審査特別委員会。
- ２、設置年月日、平成３１年３月７日。
- ３、審査期間、平成３１年３月７日から３月８日の２日間。
- ４、付託事件、議案第１９号、平成３１年度知名町一般会計予算案。
議案第２０号、平成３１年度知名町国民健康保険特別会計予算案。
議案第２１号、平成３１年度知名町介護保険特別会計予算案。
議案第２２号、平成３１年度知名町後期高齢者医療特別会計予算案。
議案第２３号、平成３１年度知名町奨学資金特別会計予算案。
議案第２４号、平成３１年度知名町下水道事業特別会計予算案。
議案第２５号、平成３１年度知名町農業集落排水事業特別会計予算案。
議案第２６号、平成３１年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計予算案。
議案第２７号、平成３１年度知名町土地改良事業換地清算特別会計予算案。
議案第２８号、平成３１年度知名町水道事業会計予算案。

５、審査結果、付託事件全てを原案のとおり可決すべきものと決定。

６、附帯意見、特になし。

○議長（平 秀徳君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

議案第１９号、平成３１年度知名町一般会計当初予算から議案第２８号、平成３１年度知名町水道事業会計当初予算までの１０件は、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は１０件とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔「起立多数」〕

○議長（平 秀徳君）

起立多数と認めます。

したがって、議案第１９号、平成３１年度知名町一般会計当初予算から議案第２８号、平成３１年度知名町水道事業会計当初予算までの１０件は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△追加日程第１ 同意第１号 知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（平 秀徳君）

追加日程第１、お手元に配付しました議事追加日程表のとおり、同意第１号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件を追加日程として議題にすることに決定しました。

追加日程第1、同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまご提案申し上げますことにつきまして、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました同意第1号は、知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについての案件でございます。

現監査委員であります。田畑圭一氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、同氏を引き続き知名町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平 秀徳君）

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に根釜昭一郎君及び西 文男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（平 秀徳君）

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載してください。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（平 秀徳君）

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
議席番号１番の議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（平 秀徳君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
根釜昭一郎君及び西 文男君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（平 秀徳君）

開票の結果を報告します。
投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ゼロ票です。
有効投票のうち、賛成１１票、反対ゼロ票。
以上とおり賛成が多数です。

したがって、同意第１号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件は、同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（平 秀徳君）

しばらくお待ちください。

町長から庁舎建設についての発言がございますので、町長お願いします。

○町長（今井力夫君）

議場の皆さん、お時間を頂戴いたしましてまことにありがとうございます。

本議会、それから前回の議会の中で、今後進めていかなければなりません新庁舎の建設場所等については、本議会中の中で決定を申し上げるとお約束しておりましたので、私のほうで回答申し上げたいと思います。

それでは、役場庁舎建設基本構想検討委員会から候補地を検討していただき、この結果をもとにしてまちづくり町民会議において、約2カ月間、協議検討してまいりました。去る2月13日、第3回まちづくり町民会議において、新庁舎位置について検討していただき、その結果、外山利章委員長より答申をいただきました。その後、役場関係者を含め、各関係者の皆様方と検討を重ね、また、それぞれの候補地について数度視察を行いました。

その結果、新庁舎建設位置をあしびの郷・ちな周辺に決定したことを報告いたします。

決定に当たりましては、次のような点について判断材料とさせていただきました。

まず1番目に、安心・安全で防災拠点としての機能を発揮できる庁舎位置でなければならないと考えました。一つには、災害時に対応できる機能を有する役場でなければいけない。2番目に、非常時の災害対策本部となること。特に、昨今、津波等につきましては、我々が災害時に一番検討していかなきゃいけない災害の一つだと考えております。3つ目に、災害時に避難用テントや避難場所としての確保ができるか。幸いにも、あしびの郷・ちながございますので、雨天時等は避難民をそこに収容することも、テント以外にも可能になってくるかなというふうに考えております。そのときに、4番目に自衛隊、警察、消防関係車両が多数出入りすることも考えまして、車の出入り等も安全に行えるようなそういうスペースを有することが必要ではないかと考えております。

2番目に、公共施設の集約化に資するのではないかと考えております。

現在、老朽化著しい他の公共施設等も今後再建していく必要があると思います。施設を集約することにより、ある意味では町民利用者がワンストップで利用することが可能になるように、幾多の公共施設をこの周辺に集約することも可能ではないかなと考えております。また、それだけの土地をその周辺に有しているのではない

かというのも判断材料の一つとしております。

また、現存する施設といたしまして、現在、国営地下ダムの事務所がございますけれども、こういう既存の施設も隣接しているというあたりから、このあたりが適切な場所ではないかと考えております。

3つ目に、今後膨らんでいくであろう公共施設の建設におきまして、建設費をどう抑えていくかというのは非常に大切な視点だと考えております。将来、子や孫に大きな負担を与えないような、負担軽減をしながら建設費用を捻出していくことは非常に大事なことだと考えております。

まず、庁舎を建設したときに、仮庁舎を設置しなくてもよいという意見が町民会議の中でも、ほとんどの班からも提出されておりました。また、引っ越しの作業を1回で抑えることにより、経費を抑えることもできるであろうというようなことも委員の中からたくさん意見も頂戴しております。

4番目に、住民に親しまれる、つまり、住民、町民や来庁者の誰もが利用しやすい施設を設置していく必要があるであろうと考えております。来庁者のほとんどは、車によって役場に来庁しております。駐車スペースが現庁舎において非常に大きな課題の一つともなっております。高齢者、障害のある方たちが車で庁舎に横づけして、そして乗降することができるような場所をきちんと確保しておくことも大切なことだと考えております。あわせて、公共交通の乗り入れも可能なスペースを持った場所でなければいけないだろうと。

大きくこの4つの点からあしびの郷周辺が好ましいと判断いたしました。

また、附帯事項であります町全体の活性化に向けて、現庁舎をどう活用していくかというのは非常に重要なことだと考えております。現庁舎跡地を町民、町全体の活性化を目指した施設設備を整備することによって、町民や町への交流者が集まりやすい場所として活用し、町の活性化に資する場所として計画を視野に入れていく必要もあると考えております。

今後、庁舎の具体的な位置、それから庁舎の規模、設備等につきましては、再度、町民会議等を踏まえながら、町民のご意見も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

△日程第2 発議第1号 地元企業優先発注に関する要請について

○議長（平 秀徳君）

会議を続けます。

日程第２、発議第１号、地元企業優先発注に関する要請についてを議題とします。
しばらく休憩します。

休 憩 午前１１時０７分

再 開 午前１１時０８分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者に提案理由の説明を求めます。

○７番（大藏哲治君）

本町は、庁舎建設というプロジェクトを控え、その予算規模は１５億円を超えるものと予想されます。その金額を１円でも多く地元に還元され、町経済が活性化されることを願望し、ここに地元企業優先発注に関する要請を本議会に提出いたしました。

発議第１号、地元企業優先発注に関する要請についての提案理由を説明いたします。

知名町躍進の原動力として大きな役割を担ってきたのは、町の資源を活用して地域振興に貢献を続けてきた中小企業及び小規模企業である。現在においても町内企業のすべてが中小企業及び小規模企業であり、多様な分野において特色ある事業活動を行うことにより、本町経済を牽引するとともに、本町の雇用を支えている。

しかしながら、経済のグローバル化や技術革新の進展に伴う産業構造の変化、急速な少子高齢化や人口減少の進行による社会構造の変化など、地域社会・地域経済を取り巻く環境が変化する中で、多くの中小企業・小規模企業は様々な困難に直面している。本町が持続的に発展を遂げていくためには、本町企業の自主的な努力に加え、町、支援団体、その他に関わる全てのものが緊密に連携し、中小企業・小規模企業の多様な活力ある成長と発展が図られるよう、又地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の振興に取り組むことで、そこに働く人々が生きがいと誇りを持ち、更に将来を担う子供達が夢と希望を育むことができるよう地域を挙げて支援していくことも重要である。

また、大雨・台風など自然災害の多い地域特性を踏まえると、被災時の緊急対応・復旧活動においても地元業者の貢献度は多大であり、その継続性について、議会・行政としても一定の配慮が必要である。町は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たって、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適

正な履行を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努め、可能な限り地元業者を活用し雇用確保や人材育成を図っていくことが必要であるとする。

ここにおいて、本町議会として、地元事業者の育成や地域経済の活性化を進めるために、以下のことを要請するものである。

記

1、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、原則として地元企業優先発注を徹底すること。とりわけ建設工事に当たっては、分離・分割発注の推進、共同企業体方式の活用、地元企業の活用、工事発注の平準化及び計画的な発注、地域貢献企業の評価、最低制限価格の制定などを基本的な方針として実施すること。

2、国や県に対しても、上記の趣旨について可能な限り理解を頂き実施していただけるよう要望・要請を適宜行うこと。

以上、要請する。

平成31年3月8日。

知名町議会。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平 秀徳君）

本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

よって、発議第1号、地元企業優先発注に関する要請については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 発議第2号 議員派遣について

○議長（平 秀徳君）

日程第3、発議第2号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によって、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第4 決定第1号 閉会中の継続審査の件について

○議長（平 秀徳君）

日程第4、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から目下、委員会において審査中の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第5 決定第2号 閉会中の継続調査の件について

○議長（平 秀徳君）

日程第５、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩 午前１１時１８分

再 開 午前１１時４０分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成３１年第１回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

お疲れさまでございました。

閉 会 午前１１時４１分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 平 秀徳

知名町議会議員 新山 直樹

知名町議会議員 外山 利章